2024 年度

大学院便覧

THE GRADUATION SCHOOLS OF
TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

東北福祉大学大学院

目　　次

校歌 …… 2
建学の精神 …… 4
2024年度学年暦 …… 5
2024年度授業日程 …… 8
大学院学則 …… 9
教育研究上の目的・教育目標・教育の方針（３つのポリシー）…… 23
別表１－⑴総合福祉学研究科 社会福祉学専攻（博士課程） …… 33
別表１－⑵総合福祉学研究科 社会福祉学専攻（修士課程） …… 34
別表２－⑴総合福祉学研究科 福祉心理学専攻（修士課程）福祉心理学分野 …… 35
別表２－⑵総合福祉学研究科 福祉心理学専攻（修士課程）臨床心理学分野 …… 36
別表３　教育学研究科 教育学専攻（修士課程） …… 37
別表４　学費 …… 38
別表５　小学校教諭専修免許状に関する教育課程 …… 40
別表６　中学校教諭専修免許状（社会）に関する教育課程 …… 40
別表７　高等学校教諭専修免許状（地理歴史）に関する教育課程 …… 41
別表８　高等学校教諭専修免許状（公民）に関する教育課程 …… 41
別表９　特別支援学校教諭専修免許状（知・肢・病）に関する教育課程 …… 42
別表10　公認心理士受験資格取得に関する教育課程 …… 43
休学・退学・復学等に関する申請期限及び学費の取扱いについて …… 44
東北福祉大学緊急時授業等取扱内規 …… 47
学位規則 …… 49
学位記及び学位授与申請関係書類様式 …… 56
学位論文審査基準 …… 60
履修規程 …… 61
修士課程 …… 63
博士課程 …… 65
学位論文提出要項 総合福祉学研究科修士課程論文提出要項 …… 67
教育学研究科修士課程論文提出要項…… 72
博士課程論文提出要項 …… 76
教職関係資格（教育学研究科 教育学専攻） …… 89
長期履修学生規程 …… 93
大学院科目等履修生規程 …… 95
大学院研究生規程 …… 97
大学院聴講生規程 …… 103
大学院における通学課程の学内単位互換に関する規程 …… 105
奨学金制度…… 107
授業科目担当教員…… 109
東北福祉大学 校地・校舎等配置図 …… 115

東北福祉大学校歌

作詞　扇畑忠雄
作曲　古賀政男



東北福祉大学校歌

作詞　扇畑忠雄
作曲　古賀政男



一、天伝う日の　光さやかに
青葉吹く風　胸にすずしく
丘べに立ちて　見放くる海よ
命ゆたかに　吾ら学ばん
真と法を　ひたすら求め
ここに汲む　思索の泉

二、草の香りの　ただよう径に
はばたく鳥の　影もあざやか
空ゆく雲の　遠き光よ
道をつらぬく　思い一つに
いさぎよくあれ　吾らが青春
ここに知る　真理の命

三、このみちのくの　安らぎの国
夢新しき　未来のために
永遠のしるしを　深く刻まん
人の世の幸　福祉の心
高き星座の　かがやきの下
歌うべし　無限の調べ

建学の精神

行学一如
（自利・利他円満）

学園の沿革

1875年（明治８年）　宮城県曹洞宗専門学支校として仙台市若林区荒町に設置。
1890年（明治23年）　専門学支校を廃止し曹洞宗小学林および中学林設置。
1896年（明治29年）　学制改革により仙台市青葉区東二番丁に第二十五中学林として設置移転。
1902年（明治35年）　第二十五中学林を廃止し曹洞宗第二中学林設置。
1908年（明治41年）　仙台市青葉区東二番丁より仙台市若林区南鍛冶町へ全校移転。
1926年（大正15年）　曹洞宗第二中学林を梅檀中学と改称し仙台市若林区南鍛冶町より現在地に移転。
1940年（昭和15年）　新制梅檀中学校開校。
1947年（昭和22年）　東北高等仏教学院開校。
1948年（昭和23年）　梅檀学園高等学校開校。
1949年（昭和24年）　財団法人梅檀学園認可、東北高等仏教学院廃校。
1951年（昭和26年）　学校法人梅檀学園となる。
1953年（昭和28年）　双葉幼稚園設置。
1957年（昭和32年）　東北社会事業学校設立。
1958年（昭和33年）　東北福祉短期大学社会福祉科設置。東北社会事業学校廃校。
梅檀学園高等学校を東北福祉短期大学附属高等学校と改称。
双葉幼稚園を東北福祉短期大学附属幼稚園と改称。
1960年（昭和35年）　東北福祉短期大学に社会福祉学専攻科設置。
1961年（昭和36年）　東北福祉短期大学に研究科設置。
1962年（昭和37年）　東北福祉短期大学社会福祉科、社会福祉学専攻科、研究科廃止。
東北福祉大学社会福祉学部社会福祉学科設置。
東北福祉短期大学附属高等学校を東北福祉大学附属高等学校と改称。
東北福祉短期大学附属幼稚園を東北福祉大学附属幼稚園と改称。
1965年（昭和40年）　東北福祉大学社会福祉学部に産業福祉学科設置。
1968年（昭和43年）　東北福祉大学附属高等学校が独立し梅檀学園高等学校と改称。
1971年（昭和46年）　東北福祉大学社会福祉学部に社会教育学科設置。
東北福祉大学仏教専修科設置。
1972年（昭和47年）　東北福祉大学仏教社会福祉研究所設置。
1973年（昭和48年）　東北福祉大学社会福祉学専攻科設置。
1974年（昭和49年）　東北福祉大学社会福祉学部に福祉心理学科設置。
東北福祉大学附属幼稚園が独立し学校法人福聚幼稚園と改称。
1975年（昭和50年）　梅檀学園高等学校廃校。
1976年（昭和51年）　東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）設置。
社会福祉学専攻科募集停止。
1984年（昭和59年）　東北福祉大学仏教社会教育研究所設置。
1989年（平成元年）　東北福祉大学・芹沢銈介美術工芸館開館。総合教育センター設置。
1993年（平成５年）　生涯学習センター設置。
1994年（平成６年）　東北福祉大学音楽堂棟（けやきホール）竣工。
1995年（平成７年）　東北福祉大学社会福祉学専攻科廃止。
1999年（平成11年）　東北福祉大学感性福祉研究所設置。
ボランティアセンター、ウェルネスセンター設置。
2000年（平成12年）　東北福祉大学社会福祉学部を総合福祉学部と改称。
東北福祉大学総合福祉学部に情報福祉学科設置。
東北福祉大学大学院棟竣工。言語文化交流センター設置。
2002年（平成14年）　東北福祉大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）を
東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）と改称。
東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻（博士課程）設置。
東北福祉大学大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻（修士課程）設置。
東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）設置。
東北福祉大学通信制大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻（修士課程）設置。
東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会福祉学科設置。
東北福祉大学総合福祉学部通信教育部社会教育学科設置。
東北福祉大学総合福祉学部通信教育部福祉心理学科設置。
2003年（平成15年）　東北福祉大学ウェルコム21竣工。
2004年（平成16年）　東北福祉大学ウェルコム21内に予防福祉クリニック開院。
2006年（平成18年）　東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科、健康科学部保健看護学科設置。
2007年（平成19年）　東北福祉大学ステーションキャンパス竣工。JR 仙山線東北福祉大前駅開業。
2008年（平成20年）　東北福祉大学健康科学部リハビリテーション学科、医療経営管理学科設置。
東北福祉大学総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科、
情報福祉マネジメント学科設置。
梅檀学園東北福祉看護学校開校。
東北福祉大学せんだんホスピタル開設。
2014年（平成26年）　東北福祉大学総合福祉学部産業福祉学科廃止。
2015年（平成27年）　東北福祉大学大学院教育学研究科教育学専攻（修士課程）設置。
東北福祉大学教育学部教育学科設置。
東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科設置。
東北福祉大学仙台駅東口キャンパス開設。
東北福祉大学総合福祉学部情報福祉学科廃止。
2019年（令和元年）　東北福祉大学子ども科学部子ども教育学科廃止。
2020年（令和２年）　東北福祉大学総合福祉学部社会教育学科廃止。

令和 6 年度（2024 年度）学　年　暦

【前期】　2024 年 4 月 1 日～2024 年 9 月 30 日

4 月 1 日（月）～5 日（金）	在学生外国語等抽選 Web 登録期間
4 月 3 日（水）	入学式（全大学院・学部）/午前 11 時開始
	大学院新入生ガイダンス（入学式終了後～：国見キャンパス）
4 月 3 日（水）～5 日（金）	新入生ガイダンス
4 月 3 日（水）～6 日（土）	新入生外国語等抽選 Web 登録期間
4 月 4 日（木）	総合福祉学研究科･教育学研究科 2 年次ガイダンス（ウェルコム 21：10：00～）
4 月 8 日（月）	前期授業開始
4 月 8 日（月）～17 日（水）	Web 履修登録期間（全学年）
4 月 20 日（土）	授業予備日
4 月 22 日（月）～26 日（金）	履修取消期間（前期・後期・通年開講科目）
4 月 29 日（月）	昭和の日：通常授業日
5 月 1 日（水）	振替休日：4 月 29 日（月）昭和の日
5 月 2 日（木）	振替休日：11 月 4 日（月）文化の日の振替休日の振替休日
5 月 18 日（土）	オープンキャンパス①
5 月 25 日（土）	授業予備日
6 月 8 日（土）	学位請求論文第 1 回中間報告会（社会福祉学専攻 2 年）
6 月 22 日（土）	博士課程中間報告会（2.3 年）
6 月 22 日（土）	授業予備日
6 月 23 日（日）	オープンキャンパス②
7 月 13 日（土）	オープンキャンパス③
7 月 20 日（土）	月曜授業日
7 月 23 日（火）	授業予備日
7 月 26 日（金）	前期通常授業終了
7 月 29 日（月）～31 日（水）	前期集中講義 I
8 月 1 日（木）～3 日（土）	前期集中講義 II
8 月 4 日（日）	オープンキャンパス④
8 月 4 日（日）～9 月 26 日（木）	通学生夏季休業期間
9 月 2 日（月）～6 日（金）	履修登録取消期間（通年・後期開講科目）
9 月 2 日（月）～6 日（金）	履修追加期間（後期開講科目）
9 月 2 日（月）～26 日（木）	総合福祉学研究科・教育学研究科修士課程特別選抜（学内）選抜 I 期出願期間
9 月 3 日（火）	前期終了科目結果公開日
9 月 3 日（火）～5 日（木）	前期特別再試験申込期間（前期終了科目）
9 月 9 日（月）	前期特別再試験時間割発表
9 月 11 日（水）・12 日（木）	前期特別再試験期間（前期終了科目）
9 月 15 日（日）・16 日（月）	総合型選抜〔探究型一次〕
9 月 21 日（土）	オープンキャンパス⑤
9 月 25 日（水）	学園創立記念日
9 月 27 日（金）	後期授業開始
9 月 26 日（木）・27 日（金）	前期卒業認定試験
9 月 28 日（土）	金曜授業日
9 月 30 日（月）	学位請求論文計画書提出締切日〔16：00〕
9 月 30 日（月）～10 月 24 日（木）	総合福祉学研究科・教育学研究科一般選抜・社会人選抜 I 期出願期間
9 月 30 日（月）	前期終了

令和 6 年度（2024 年度）学　年　暦

【後期】　2024 年 10 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

10 月 1 日（火）	**後期開始**
10 月 5 日（土）	**総合福祉学研究科・教育学研究科修士課程特別選抜（学内）I 期選考日**
10 月 12 日（土）	**学位請求論文構想発表会（社会福祉学専攻 1 年）**
10 月 13 日（日）・14 日（月）	総合型選抜〔探究型二次〕
10 月 18 日（金）	大学祭準備のため全学休講
10 月 19 日（土）	総合型選抜〔スポーツ文化型〕
10 月 19 日（土）・20 日（日）	大学祭
10 月 25 日（金）	**博士論文審査　審査用論文提出日〔16：00〕**
10 月 26 日（土）	授業予備日
10 月 28 日（月）～11 月 28 日（木）	**通信制大学院修士課程 I 期出願期間**
11 月 2 日（土）	**総合福祉学研究科・教育学研究科一般選抜・社会人選抜 I 期選考日**
11 月 4 日（月）	**文化の日の振替休日：通常授業日**
11 月 16 日（土）～12 月 19 日（木）	**博士論文審査　論文修正期間**
11 月 22 日（金）～27 日（水）	学校推薦型選抜〔16 : 30 まで学内入構禁止〕
11 月 22 日（金）	学士（A）・推薦編入学〔16 : 30 まで学内入構禁止〕
11 月 22 日（金）～12 月 6 日（金）	学部卒業論文提出期間〔12 月 6 日（金）正午まで担当教員へ提出〕
11 月 30 日（土）	**学位請求論文第 2 回中間報告会（社会福祉学専攻 2 年）**
11 月 30 日（土）	授業予備日
12 月 7 日（土）	**通信制大学院修士課程 I 期選考日**
12 月 14 日（土）	授業予備日
12 月 20 日（金）	**博士論文審査　公開ヒアリング**
12 月 21 日（土）	**月曜授業日**
12 月 23 日（月）	**終講**
12 月 24 日（火）～26 日（木）	後期集中講義
12 月 27 日（金）～2025 年 1 月 5 日（日）	**通学生冬季休業期間**
12 月 27 日（金）	仕事納
12 月 28 日（土）～2025 年 1 月 5 日（日）	事務局全休
1 月 6 日（月）	仕事始
1 月 6 日（月）～30 日（木）	**総合福祉学研究科・教育学研究科修士課程一般選抜 II 期出願期間**
1 月 6 日（月）	**授業開始**
1 月 7 日（火）～31 日（金）	学部 3 年卒業論文提出期間
1 月 10 日（金）	**総合福祉学研究科福祉心理学専攻修士論文提出締切日〔16 : 00〕**
1 月 17 日（金）	大学入学共通テスト準備のため全学休講〔終日学内入構禁止〕
1 月 18 日（土）・19 日（日）	大学入学共通テスト〔終日学内入構禁止〕

1 月 20 日（月）	総合福祉学研究科社会福祉学専攻・教育学研究科教育学専攻修士論文提出締切日〔**16 : 00**〕
1 月 20 日（月）～2 月 19 日（水）	通信制大学院修士課程 **II** 期出願期間
1 月 25 日（土）	博士課程構想発表会・中間報告会（**1.2** 年）
1 月 27 日（月）～2 月 18 日（火）	総合福祉学研究科博士課程一般選抜・社会人選抜出願期間
1 月 27 日（月）～2 月 18 日（火）	総合福祉学研究科・教育学研究科修士課程特別選抜（学内）・社会人選抜 **II** 期出願期間
1 月 30 日（木）	授業予備日
1 月 31 日（金）	後期通常授業終了
2 月 3 日（月）～5 日（水）	一般選抜 A 日程〔16 : 30 まで学内入構禁止〕
2 月 7 日（金）	卒業論文口述試問
2 月 8 日（土）	総合福祉学研究科・教育学研究科修士課程一般選抜 **II** 期選考日
2 月 12 日（水）	通年及び後期科目成績発表
2 月 12 日（水）・13 日（木）	修士論文口述試問
2 月 14 日（金）	博士論文口述試問
2 月 12 日（水）～14 日（金）	特別再試験申込期間（通年・後期開講分）
2 月 15 日（土）・16 日（日）	総合福祉学研究科修士課程最終発表会･口述試問（社会福祉学専攻 **2** 年）
2 月 17 日（月）	特別再試験時間割発表（通年・後期開講分）
2 月 18 日（火）・19 日（水）	特別再試験実施期間（通年・後期開講分）
2 月 22 日（土）	総合福祉学研究科博士課程一般選抜・社会人選抜選考日
2 月 22 日（土）	総合福祉学研究科・教育学研究科修士課程特別選抜（学内）・社会人選抜 **II** 選考日
3 月 1 日（土）	通信制大学院修士課程 **II** 期選考日
3 月 3 日（月）・4 日（火）	一般選抜 B 日程〔16 : 30 まで学内入構禁止〕
3 月 3 日（月）	学士（B）・一般編入学〔16 : 30 まで学内入構禁止〕
3 月 5 日（水）	卒業決定者掲示
3 月 6 日（木）・7 日（金）	後期卒業認定試験
3 月 14 日（金）	学位記・卒業証書授与式（全大学院・学部）午後 **1** 時開始
3 月 25 日（火）・26 日（水）	卒業認定試験
3 月 25 日（火）	新 4 年生ガイダンス（9 : 00～　予定）
3 月 26 日（火）	新 3 年生ガイダンス（9 : 00～　予定）
3 月 27 日（火）	新 2 年生ガイダンス（9 : 00～　予定）
3 月 31 日（月）	令和 **6** 年度（**2024** 年度）終了

令和 6 年度（2024 年度）授業日程

【前期】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 （授業予備日）
1	4 月 8 日	4 月 9 日	4 月 10 日	4 月 11 日	4 月 12 日	4 月 20 日
2	4 月 15 日	4 月 16 日	4 月 17 日	4 月 18 日	4 月 19 日	
3	4 月 22 日	4 月 23 日	4 月 24 日	4 月 25 日	4 月 26 日	
4	4 月 29 日	4 月 30 日	5 月 8 日	5 月 9 日	5 月 10 日	
5	5 月 13 日	5 月 7 日	5 月 15 日	5 月 16 日	5 月 17 日	
6	5 月 20 日	5 月 14 日	5 月 22 日	5 月 23 日	5 月 24 日	5 月 25 日
7	5 月 27 日	5 月 21 日	5 月 29 日	5 月 30 日	5 月 31 日	
8	6 月 3 日	5 月 28 日	6 月 5 日	6 月 6 日	6 月 7 日	
9	6 月 10 日	6 月 4 日	6 月 12 日	6 月 13 日	6 月 14 日	
10	6 月 17 日	6 月 11 日	6 月 19 日	6 月 20 日	6 月 21 日	6 月 22 日
11	6 月 24 日	6 月 18 日	6 月 26 日	6 月 27 日	6 月 28 日	
12	7 月 1 日	6 月 25 日	7 月 3 日	7 月 4 日	7 月 5 日	
13	7 月 8 日	7 月 2 日	7 月 10 日	7 月 11 日	7 月 12 日	
14	7 月 20 日（土）	7 月 9 日	7 月 17 日	7 月 18 日	7 月 19 日	
15	7 月 22 日	7 月 16 日	7 月 24 日	7 月 25 日	7 月 26 日	7 月 23 日（火）

【後期】

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日 （授業予備日）
1	9 月 30 日	10 月 1 日	10 月 2 日	10 月 3 日	9 月 27 日	
2	10 月 7 日	10 月 8 日	10 月 9 日	10 月 10 日	9 月 28 日（土）	
3	10 月 21 日	10 月 15 日	10 月 16 日	10 月 17 日	10 月 4 日	
4	10 月 28 日	10 月 22 日	10 月 23 日	10 月 24 日	10 月 11 日	
5	11 月 4 日	10 月 29 日	10 月 30 日	10 月 31 日	10 月 25 日	10 月 26 日
6	11 月 11 日	11 月 5 日	11 月 6 日	11 月 7 日	11 月 1 日	
7	11 月 18 日	11 月 12 日	11 月 13 日	11 月 14 日	11 月 8 日	
8	12 月 2 日	11 月 19 日	11 月 20 日	11 月 21 日	11 月 15 日	
9	12 月 9 日	12 月 3 日	12 月 4 日	11 月 28 日	11 月 29 日	
10	12 月 16 日	12 月 10 日	12 月 11 日	12 月 5 日	12 月 6 日	11 月 30 日
11	12 月 21 日（土）	12 月 17 日	12 月 18 日	12 月 12 日	12 月 13 日	
12	12 月 23 日	1 月 7 日	1 月 8 日	12 月 19 日	12 月 20 日	12 月 14 日
13	1 月 6 日	1 月 14 日	1 月 15 日	1 月 9 日	1 月 10 日	
14	1 月 20 日	1 月 21 日	1 月 22 日	1 月 16 日	1 月 24 日	
15	1 月 27 日	1 月 28 日	1 月 29 日	1 月 23 日	1 月 31 日	1 月 30 日（木）

大学院学則

（博士課程・修士課程）

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

東北福祉大学大学院学則

第1章　総　　則

（目　　的）

第1条　東北福祉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神に則り、社会福祉に関する精深な学術の理論と応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を養成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条　本大学院は前条の目的を達成するため本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検し評価を行う。

2　前項の点検と評価に関する詳細は、別に定める。

（課程及び目的）

第3条　本大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2　博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる学識を養うことを目的とする。

3　博士課程は、これを前期2年および後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取扱うものとする。

4　前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士課程」という。

5　修士課程は、本学の学部における一般的ならびに専門的教養の上に、さらに広い視野に立って精深な学識を授け、総合福祉学研究科社会福祉学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成を行うことを目的とする。また、総合福祉学研究科福祉心理学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成、臨床心理士及び公認心理師の養成を目的とする。教育学研究科教育学専攻においては、教育方法の基本的な概念・方法・技術、特別支援教育の研究を基底に、高度な専門知識を有する学校教育に関わる人材の育成、研究者の育成を目的とする。

第2章　研究科の組織・収容定員

（研　究　科）

第4条　本大学院に次の研究科を置く。

総合福祉学研究科

教育学研究科

（課程及び専攻）

第5条　総合福祉学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

社会福祉学専攻

福祉心理学専攻

2　総合福祉学研究科博士課程の専攻は次のとおりとする。

社会福祉学専攻

3　教育学研究科修士課程の専攻は次のとおりとする。

教育学専攻

4　本大学院総合福祉学研究科の修士課程に、通学の課程に基づき、通信教育課程を置く。本大学院の通信教育課程は、通信制大学院と称し、学則は別に定める。

（収容定員）

第 6 条　本大学院の研究科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程			
		修士課程		博士課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	10 名	20 名	3 名	9 名
	福祉心理学専攻	20 名	40 名		
教育学研究科	教育学専攻	10 名	20 名		

第 3 章　修業年限及び在学年限

（修業年限）

第 7 条　本大学院における修士課程の標準修業年限は 2 年とする。

2　博士課程の標準修業年限は 3 年とする。

（長期履修学生）

第 7 条の 2　前条の規定にかかわらず、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程・福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程において、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）が申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

但し、第 8 条に定める最長在学年限を超えることはできない。

2　長期履修学生に関し、必要な事項は別に定める。

（在学年限）

第 8 条　本大学院の修士課程の最長在学年限は休学期間を除き 4 年とし、博士課程においては 6 年とする。

2　前項に規定する最長在学年限を超えることとなるときは、学生の身分を失う。

第 4 章　学年・学期及び休業日

（学　　年）

第 9 条　学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

（学　　期）

第10条　学年を分けて次のとおりとする。

前　期　　4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後　期　　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休　業　日）

第11条　休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業　　3 月 27 日から 3 月 31 日まで

夏季休業　　8 月 4 日から 9 月 26 日まで

冬季休業　12 月 27 日から翌年 1 月 5 日まで

2　必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更し、あるいは前項に定めるものの他に、臨時休業日を定めることができる。

第5章　教育方法等

（授業科目・履修方法）

第12条　本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2　本大学院における授業科目、単位数及び研究指導ならびにこれらの履修方法は、別表1-(1)・(2)・(3)、別表2-(1)・(2)・別表3のとおりとする。

3　修士課程の授業科目は、これを2年に配当して履修せしめる。

4　博士課程（後期）の教育は、主として研究指導によるものとするが、あわせて授業科目の授業による教育をもってこれを補うものとする。

（教育方法の特例）

第12条の2　総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程・福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（単位算定基準）

第13条　各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1)　講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2)　実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

（単位の認定）

第14条　授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

2　「授業科目」試験は学期末又は学年末に行うものとする。

3　試験は100点満点とし、60点以上を合格とする。

4　履修について正規の手続きを怠っている者は、受験資格を失うものとする。また、出席常でない者や、学費の納付を怠っている者についても同様である。

5　各授業科目の単位認定は、学期末又は学年末に行うものとする。

（他大学の単位互換及び入学前の既修得単位の認定）

第15条　教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目により修得したものと認定することができる。

2　教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院で履修した授業科目の修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む）は、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目により修得したものと認定することができる。

3　前2項で修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

（学内単位互換）

第15条の2　通学課程において修得した単位と通信制大学院において修得した単位は相互に互換することができる。

2　前項の学内単位互換に関する規程は別に定める。

（評　　価）

第16条　学業成績の評価は優（100点～80点）・良（79点～70点）・可（69点～60点）・不可（59点以下）の4種の評語をもって表し、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

第 6 章　課程修了の要件

（修士課程の修了要件）

第17条　修士課程の修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目を合わせて 30 単位以上（ただし、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野は 39 単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする場合もある。

2　前項においての最終試験は、学位論文を中心として筆記または口頭により行う。

（博士課程の修了要件）

第18条　博士課程の修了要件は、大学院に 5 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学し、18 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院に 3 年（修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2　博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の修了要件は、大学院に 3 年以上在学し、かつ必要な研究指導をうけた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

3　最終試験は、学位論文を中心として筆記又は口頭により行う。

（学位論文）

第19条　修士論文は、当該専攻分野における精深なる学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有することを立証するに足りるものであることが必要で、2 年間広い視野のもとに専攻分野の研究を行った成果に相当するものでなければならない。

2　修士論文は、在学期間中に提出し、審査を終了するものとする。

3　博士論文は、その専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するものでなくてはならない。

第20条　学位論文及び最終試験の合格・不合格は、研究科委員会が選出した審査委員の報告に基づいて、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認を得た上で、学長の承認を得なければならない。

2　学位論文の審査について、必要があるときは、当該研究科以外の教員、又は他の大学院等の協力を得ることができる。

第 7 章　学位の授与

（課程修了による学位授与）

第21条　本大学院において研究科の課程修了の認定を得た者に、次の学位を授与する。

修士課程	総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士（社会福祉学）
修士課程	総合福祉学研究科	福祉心理学専攻	修士（福祉心理学）
修士課程	教育学研究科	教育学専攻	修士（教　育　学）
博士課程	総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	博士（社会福祉学）

2　本大学院の授与する修士の学位、博士の学位には「東北福祉大学」と付記するものとす

る。

3　学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

（学位論文提出による学位授与）

第22条　第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、大学院の博士課程を修了しない者であっても、論文の審査及び試験に合格し、かつ専攻学術について、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者には、前条による所定の学位を授与する。

第 8 章　入学・休学・転学・留学・復学・退学及び除籍

（入学時期）

第23条　入学の時期は、学年の始めとする。

2　研究科委員会が特に必要と認めた場合は、後期の始めに入学させることができる。

（修士課程の入学資格）

第24条　本大学院研究科修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者について入学を許可する。

(1)　大学を卒業した者。

(2)　学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者。

(3)　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者。

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者。

(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。

(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者。

(7)　専修学校の専門課程（修学年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者。

(8)　文部科学大臣の指定した者。（昭和 28 年文部省告示 5 号）

(9)　大学に 3 年以上在学した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者。

(10)　外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者若しくは外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したものと認めた者。

(11)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績をもって修得したも

のと認めた者。

(12)　学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。

(13)　大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの。

（博士課程後期の入学資格）

第25条　本大学院研究科博士課程（後期）に入学することができる者は､次の各号の一に該当し、かつ所定の入学試験に合格した者について入学を許可する。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者。

(2)　外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。

(4)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。

(5)　国際連合本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者。

(6)　学校教育法施行規則第 156 条第 5 号の規定による外国の学校、教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 31 年 10 月 22 日文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。

(7)　文部科学大臣の指定した者。

①　大学を卒業した後、大学・研究科等において、2 年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。

②　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。

(8)　大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの。

（入学志願者の提出書類等）

第26条　本大学院に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学検定料及び次の出願書類を添えて提出しなければならない。

(1)　入学志願票

(2)　履歴書

(3)　出身大学等の調査書（又は学業成績証明書）

(4)　卒業（見込）証明書

(5)　写　真

(6)　その他の必要書類

（入学者の選考）
第27条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。
（入学手続及び入学許可）
第28条　本大学院に入学を許可された者は、所定の期日までに保証人連署の「誓約書・保証書・同意書」その他所定の書類を提出するとともに、所定の諸納付金を納入しなければならない。
2　前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。
3　入学手続等を所定の期日までにしない場合は、入学の許可を取り消す。
（保　証　人）
第29条　保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する学費につき、保証書記載額を限度に責任を負うことのできる者で、保証人は1名とし、独立生計者とする。
2　保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができないときは新たに保証人を定めなおして身上変更届及び証明書類とともに保証書等を提出しなければならない。
3　この学則に定めるものの他、保証人に関する必要な事項は、保証人に関する取扱規程を準用する。
（改　姓　等）
第30条　学生又は保証人が改姓・改名・転籍・転居をしたときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届け出なければならない
（転　入　学）
第31条　他の大学院から転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、所定の考査を経た上で、学長は転入学を許可することがある。
（留　　学）
第32条　本大学院は、教育上有益であると認めるとき、学長は、学生が外国の大学の大学院に留学することを許可することがある。
2　前項の許可を得て留学した期間は、1年間に限り第8条の在学期間に含めることができる。
（休　　学）
第33条　疾病その他特別の理由により、3カ月以上修学することができない者は、所定の手続をとり、学長の許可を得なければならない。
2　休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度として休学の延長を認めることがある。
3　休学期間は通算して修士課程においては2年、博士課程（後期）においては3年を超えることはできない。
4　休学期間は第8条の在学年限には算入しない。
（復　　学）
第34条　休学期間中にその理由が消滅し、復学を希望するときは、所定の手続をし、学長の許可を得なければならない。
2　復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。
（再　入　学）
第35条　本大学院に1年以上在学し願い出により退学した者が再入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は入学を許可することがある。
2　第39条及び第41条の規定により退学した者については、再入学は許可しない。
（転　専　攻）
第36条　在籍する専攻以外の専攻への転専攻を志願するときは、選考の上、学長は転専攻を許可

することがある。

（転　　学）

第37条　他の大学院又は大学に入学をするときには、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

（退　　学）

第38条　退学しようとする者は、所定の手続をとり、学長の許可を得なければならない。

（除　　籍）

第39条　次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1)　病気その他の事由により成業の見込みのないと認められた者。

(2)　授業料、その他の学費の納入を所定の期日以降 3 カ月納付を怠った者。

(3)　第 8 条に規定する在学期間を超える者。

(4)　第 33 条第 3 項に定める休学期間を超える者。

(5)　死亡した者。

第 9 章　賞　　罰

（表　　彰）

第40条　学生で表彰に価する行為があった者又は学術優秀、品行方正の者を研究科委員会の議を経て、学長は表彰することができる。

（懲　　戒）

第41条　本大学院の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒を行う。

2　懲戒の種類は退学・停学・譴責とする。

3　前二項の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第 10 章　聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国人留学生

（聴　講　生）

第42条　本大学院における授業科目（第 12 条に定める福祉心理学専攻臨床心理学分野科目は除く）のうち一科目または数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、研究科の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可することがある。

2　聴講生に関する規程は、別に定める。

（研　究　生）

第43条　本大学院に研究生を置くことができる。

2　研究生とは本大学院修了または同等以上の資格を有する者で、研究生を志願する者は、事前に指導教員の承諾を得た上、研究科委員会の議を経て、学長によって入学を許可された者をいう。

3　研究生に関する規程は、別に定める。

（委　託　生）

第44条　官公庁・法人・外国政府及び他の大学院等から特定の授業科目及び研究指導を志望する者があるときは、欠員がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、学長は委託生として入学を許可することがある。

2　委託生に関する規程は、別に定める。

（科目等履修生）

第45条　本大学院の授業科目中（第 12 条に定める福祉心理学専攻臨床心理学分野科目は除く）、

特定の科目について履修を志望する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生は、その履修した科目について試験を受けることができ、試験に合格した者には、授業科目所定の単位を与える。また、その科目の単位修得証明書を授与する。

3　科目等履修生に関する規程は、別に定める。

（聴講生・研究生・委託生・科目等履修生入学時期）

第46条　聴講生・研究生・委託生・科目等履修生の入学時期は、毎学期始めとする。

（特別の課程）

第46条の2　本学大学院の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2　前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第47条　外国人で入学を志望する者があるときは、選考の上、大学院委員会の議を経て、外国人留学生として入学を学長は許可することがある。

2　外国人留学生は収容定員内とする。

3　外国人留学生の入学に関する規程は、別に定める。

（準　　用）

第48条　聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国人留学生に対しては、別段の規程がない限り、この学則を準用する。

第11章　他の大学院等との交流及び単位互換

（交流及び単位互換）

第49条　本大学院は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等との間に学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2　前項の規程により修得した単位については、15単位を超えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

3　他の大学院等との交流及び単位互換に関する規程については、別に定める。

（他研究科他専攻科目の履修）

第49条の2　本大学院総合福祉学研究科・教育学研究科においては、第12条に定める他専攻授業科目（臨床心理学分野必修科目及び別に定める科目を除く）について8単位を超えない範囲で、履修することができる。

（公開講座等）

第49条の3　本学は、福祉、保健、医療等の分野における高度な専門職の連携を図ることにより、地域共生社会を実現するため、社会人の学び直しの場を提供し、高度な知識、技術を有する専門職の養成を目指すリカレント教育講座（以下「公開講座等」という。）を実施することができる。

2　公開講座等の受講者が、公開講座等に含まれる大学院授業科目の単位取得を希望する場合は、当該授業科目を開設する研究科に大学院科目等履修生として入学しなければならない。

3　公開講座等に関し、必要な事項は別に定める。

第 12 章　教員免許状授与の所要資格の取得

（教員免許状）

第50条　本大学院教育学研究科教育学専攻修士課程を修了し、中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状を得ようとする者は、免許法及び同法施行規則に示された単位を修得しなければならない。

2　前項において当該所要資格を取得できる免許状の種類は次のとおりである。

（別表 5～別表 9）

専　　攻	教育職員免許状の種類	教科・領域
教育学専攻	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	社会科
	高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	高等学校教諭専修免許状	公民
	特別支援学校教諭専修免許状	知・肢・病

（そ　の　他）

第50条の 2　この節に定めるもののほかに、資格等に関する授業科目の種類・単位及び履修方法については、別表 5 から別表 9 のとおりとする。

第 13 章　公認心理師受験資格の取得

（公認心理師受験資格）

第51条　本大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野修士課程を修了し、公認心理師受験資格を得ようとする者は、公認心理師法及び同法施行規則に示された単位を修得しなければならない。本大学院における科目及び単位数及びこれらの履修方法は別表 10 のとおりとする。

第 14 章　入学検定料・入学金及び授業料等学費

（学　　費）

第52条　本大学院の入学検定料・入学金及び授業料等学費の種類並びに金額は別表 4 のとおりとする。

2　次年度以降在学中はスライド制の適用により改訂する。

スライド制を適用するときの変動率は原則として次のものを基準とする。

授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に同じく定期昇給分のアップ率を加算したものによる。

施設設備資金については消費者物価指数（総理府全国総合）の対前年度アップ率による。

3　授業料等は毎学年始めの指定期日までに納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、承認を得て 4 月及び 9 月の二期に分納することができる。

4　実験・実習費は別途徴収する。

（復学等の学費）

第53条　復学を許可された学生の学費等はその者の入学年次に定められた学費等をスライドさせた金額とする。

（学年中途で課程修了の場合の学費）

第54条　課程修了年次以降の学年中途で修了する見込みの者は、当該期間の学費等を納付するものとする。

（論文審査手数料）

第55条　東北福祉大学学位規則第 24 条の規程により学位を得ようとする者は、学位申請の手続きの際論文審査手数料を納入しなければならない。

（休学中の学費）

第56条　休学を許可され、または命ぜられた者については、休学期間中は在籍料を納付しなければならない。

（聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国留学生の学費）

第57条　聴講生・研究生・委託生・科目等履修生及び外国人留学生の入学検定料及び学費等については、別に定める。

（退学者等の学費）

第58条　退学・転学を希望する者及び除籍または退学を命ぜられた者は、その学期の学費等を納付しなければならない。

2　停学期間中の学費は徴収する。

（納付した学費）

第59条　納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づいて処理する。

第 15 章　教員組織及び運営組織

（教員組織）

第60条　本大学院における授業及び研究指導は、本学専任の教授、准教授が担当する。ただし、特別の事情があるときは、上記以外の教授、准教授または講師をもってこれに充てることがある。

（大学院委員会）

第61条　本学大学院に大学院委員会を置く。

2　大学院委員長は、学長が兼任する。

3　大学院委員会は、学長・副学長・総務局長・総合福祉学研究科長・教育学研究科長・総合福祉学部長・教育学部長・教務部長及び研究科委員会から選出された若干名の教授で組織する。

4　大学院委員会は、大学院に関する学務及び運営その他研究科の重要な事項を審議する。

5　大学院委員会の学務運営は大学院委員長が総括する。

（研究科委員会）

第62条　本学大学院の研究科に研究科委員会を置く。

2　研究科委員会は研究科長及びその研究科の授業科目を担当し指導する教授をもって組織する。ただし、必要あるときは他の教授・准教授及び講師を出席させることができる。

3　研究科委員会は次の事項について審議する。

(1)　教育課程に関する事項
(2)　課程修了の認定に関する事項
(3)　学位論文の審査に関する事項
(4)　学位授与に関する事項
(5)　学則に関する事項
(6)　学生の身分に関する事項
(7)　大学院授業担当教員に関する事項
(8)　大学院における自己点検評価に関する事項
(9)　その他大学院における重要事項及び必要と認める事項

4　研究科委員会は研究科長が管掌する。

（事務組織）

第63条　本大学院には、事務の処理、大学院生の厚生補導等のために事務職員若干名を置く。

附　　則

1. この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。
2. この学則は、昭和 53 年 3 月 6 日より変更施行する。
3. この学則は、平成元年 6 月 23 日より変更施行する。
4. この学則は、平成 2 年 4 月 1 日より変更施行する。
5. この学則は、平成 6 年 4 月 1 日より変更施行する。
6. この学則は、平成 7 年 4 月 1 日より変更施行する。
7. この学則は、平成 11 年 4 月 1 日より変更施行する。
8. この学則は、平成 14 年 4 月 1 日より社会福祉学研究科から総合福祉学研究科に名称変更、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程及び福祉心理学専攻修士課程の設置開設、総合福祉学研究科の入学定員及び収容定員を変更するため、学則の一部を変更し施行する。
9. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日より総合福祉学研究科に科目等履修生を受入れるため、学則の一部を変更し施行する。
10. この学則は、平成 16 年 4 月 1 日より学校教育法施行規則の一部改正に伴い、博士課程及び修士課程の入学資格の一部を変更し施行する。
11. この学則は、平成 17 年 4 月 1 日より総合福祉学研究博士課程及び修士課程の教育課程の一部を変更し施行する。

    なお、平成 16 年度までに入学した学生は従前によるものとする。
12. この学則は、平成 18 年 4 月 1 日より総合福祉学研究科福祉心理学専攻福祉心理学分野（修士課程）で開設している「臨床発達心理士」受験資格取得に必要な科目を追加開講するため、学則の一部を変更し施行する。

    なお、平成 17 年度までに入学した学生は従前によるものとする。
13. この学則は、平成 19 年 4 月 1 日学校教育法の一部改正に伴い、学則の一部を変更し施行する。

    なお、平成 18 年度までに入学した学生は従前によるものとする。
14. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より総合福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程）において、より専門的知識を有する人材育成を図るために、社会福祉学コース・児童福祉学コースの 2 コース制を導入し、このことにより社会福祉学専攻カリキュラムを変更し施行する。さらに、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野において、選択科目の充実を図る目的で、新たに授業科目を 2 科目追加するため変更するものである。

    なお、平成 20 年度までに入学した学生は従前によるものとする。
15. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より合福祉学研究科福祉心理学専攻福祉心理学分野（修士課程）において、大学院教育について幅広い知識とより専門的な知識を有する人材養成を図るとともに、臨床発達心理士資格取得科目の充実を図るため学則の一部を変更し施行する。

    なお、平成 21 年度までに入学した学生は従前によるものとする。
16. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より大学院修士課程に教育学研究科教育学専攻修士課程を設置開設するため、学則の一部を変更し施行する。さらに、学位規則の一部も変更し施行する。

    なお、平成 25 度までに入学した学生は従前によるものとする。
17. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、修士課程

及び福祉心理学専攻修士課程において、教育課程の充実を図るため授業科目の追加と、総合福祉学研究科においても長期履修学生制度等を導入するため、学則の一部を変更施行する。また、学校教育法並びに学校教育法施行規則の改正（平成 26 年文部科学省令第 25 号）が平成 26 年 8 月 29 日に公布されたことに伴い、学則の一部、学位規則の一部を変更し施行する。

なお、平成 26 年度までに入学した学生は従前によるものとする。

18. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日より、総合福祉学研究科福祉心理学専攻福祉心理学分野で開設していた、臨床発達心理士養成を廃止することにより、福祉心理学専攻福祉心理学分野の一部カリキュラム変更し施行する。

なお、平成 28 年度までに入学した学生は従前によるものとする。（第 3 条・第 12 条・附則 18 項の変更追加）

19. この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野で公認心理師の養成を行うため（学則第 3 条、学則第 48 条）、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野の修了要件単位を変更するために（学則第 12 条、学則第 17 条）、学則の一部とカリキュラムの一部を変更するものである。さらに、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程、社会福祉学専攻、福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程の、学納諸納金等の減額を行うため（学則第 49 条）、学則の一部を変更し施行する。また、学位規則の目的の変更、博士課程及び修士課程の学位論文提出等に関する条文を明確するため、学位規則を変更施行する。

なお、平成 29 年度までに入学した学生は従前によるものとする。

20. この学則は、平成 31 年 4 月 1 日総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程（別表 1-(1)）及び修士課程（別表 1-(2)・1-(3)）の教育課程の変更、別表変更に伴い博士課程の修了要件（学則第 18 条）の変更、福祉心理学専攻臨床心理学分野修士課程（別表 2-2）及び公認心理師受験資格（別表 10）の教育課程の充実と授業科目名称の変更、履修科目区分及び別表 10 の領域 8 に開設している授業科目名の変更と、懲戒に関する規程（学則第 38 条）の変更を行うため、学則の一部を変更し施行する。また、教育学研究科教育学専攻修士課程の教育課程（別表 3）の教育充実と、教育学専攻修士課程に開設している教員免許取得方法（別表 5〜8）を変更するため学則第 47 条及び 47 条の 2 の一部を変更し施行する。さらに「別添 1」の大学院ポリシーで、総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程及び修士課程、福祉心理学専攻修士課程、教育学研究科教育学専攻修士課程の 3 ポリシーの一部を変更するものである。

なお、平成 30 年度までに入学した学生は従前によるものとする。

21. この学則は、令和 3 年 4 月より、大学院設置基準の一部改正により、学則第 15 条及び学則第 46 条第 2 項の変更を行うため、学則の一部を変更するものである。

なお、令和 2 年度までに入学した学生は従前によるものとする。

22. この学則は、令和 4 年 4 月より ① 総合福祉学研究科福祉心理学専臨床心理学分野修士課程（別表 2-2）及び公認心理師受験資格（別表 10）の教育課程の充実と開設授業科目名称等の変更、別表変更に伴い学則第 12 条、学則第 51 条の変更、総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程（別表 1-(2)）の教育課程の充実のため選択科目に 2 科目新規開設、③ 単位認定方法についてより明確にするため条文の文言変更（学則第 14 条）、④ 大学院科目等履修生として単位修得した科目の正規に大学院入学後において単位認定を可能とするための変更（学則第 15 条）、⑤ 条文の文言の一部変更（学則第 26 条）、⑥ 入学者選考を明確にするため条文の新設（学則第 27 条）、⑦ 条文の見出し及び文言の一部変更（学則第 28 条）、⑧ 保証人及び改姓等の規定を定めるため学則の新設（第 29 条・30 条）、⑨ 新規で学則第

27 条・第 29 条・第 30 条を新設したため、旧学則第 27 条から第 60 条の条文番号を第 28 条から第 63 条に条文番号を変更、⑩ 聴講生、研究生、委託生、科目等履修生の入学選考を明確にするために条文の一部変更（学則第 42 条・第 43 条・第 44 条・第 45 条）⑪ 別表 4 の項目の文言変更、さらに、⑫ 附則に第 22 項を新設するため学則の一部を変更し、改正施行する。

なお、令和 3 年度までに入学した学生は従前によるものとする。

23. この学則は、令和 5 年 4 月より ① 総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程)、福祉心理学専攻福祉心理学分野修士課程において、教育課程の充実を図るためカリキュラムの変更、カリキュラム変更に伴い開設授業科目名称等の変更及び新規授業科目開設により学則第 12 条、学則別表 1-2 及び学則別表 2-1 の変更、② 福祉等関係専門職者を対象としたスキルアップ講座等の公開講座を開講するとともに単位認定を可能とするための学則条文の新設（学則第 46 条の 2・学則第 49 条の 3)、③ 条文文言の変更（学則第 49 条の 2)、④ 他大学との単位互換及び入学前既修単位の認定等についての一部変更（学則第 15 条）⑤ 学内単位互換制度の開設に伴う学則条文の新設（学則第 15 条の 2)、⑥ 別表 4 の文言追加、⑦ 附則に第 23 項を新設するため学則の一部を変更し、改正施行する。

なお、令和 4 年度までに入学した学生は従前によるものとする。

24. この学則は、令和 6 年 4 月より ① 休業日の変更（学則第 11 条（本学創立記念日削除))、② 総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程において、博士論文指導及び教育課程の充実を図るためカリキュラムを変更。(学則第 12 条、学則別表 1-(1)) ③ 総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野修士課程において、臨床心理実習の配当年次を変更し、教育課程の充実を図るためカリキュラムの変更、カリキュラム変更に伴い開設授業科目名称等の変更及び新規授業科目開設、授業科目の削除による変更（学則第 12 条、学則別表 2-2)、④ 臨床心理学分野のカリキュラム変更に伴い、公認心理師受験資格取得に関するカリキュラムの変更（別表 10)、⑤ 修士課程の入学資格を追加及び号番号の変更（学則第 24 条)、⑥博士後期課程の入学資格を追加及び号番号の変更（学則第 25 条)、⑦ 附則に第 24 項を新設するため学則の一部を変更し、改正施行する。

なお、休業日の変更を除いて、令和 5 年度までに入学した学生は従前によるものとする。

別添 1

東北福祉大学大学院のポリシー

総合福祉学研究科

教育研究上の目的

本学大学院は、建学の精神に則り、人間科学に関する精深な学術の理論と応用を研究する方法を教授し、その深奥を究めて、文化の発展と人類の福祉に寄与しうる人材を育成することを目的としています。

＜修士課程＞

本学の学部における一般的ならびに専門的教養の上に、さらに広い視野に立って精深な実学研究・教育の学識を授け、社会福祉学専攻においては、高度な専門知識を有する実践的研究者、または研究的実践家の養成を目的としています。また、福祉心理学専攻においては、高度な専門知識を有する人材の養成と、研究者の養成、臨床心理士、公認心理師の養成を目的としています。

＜博士課程＞

社会福祉学分野の実践的研究者、研究的実践家として、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力および教育能力、その基礎となる学識を養うことを目的としています。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

すべての人がよりよく生きること（well-being）を可能にする共生社会の実現に寄与したいという熱意を持ち、社会福祉学、福祉心理学の知識・技術を高めるための研究する力、実践する力を身に付けたいという学生の入学を希望します。

博士課程においては、特に社会福祉学分野での自立した実践的研究者、または研究的実践家となることをめざす学生の入学を希望します。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

共生社会の実現と人類の福祉へ貢献する人材の育成という本研究科の教育研究上の目的の下、社会福祉学と福祉心理学に関する高度な専門知識・技術と、その基盤となる理論を学修します。社会と人間にかかわる諸問題に対する視点、その解決のための方策を理論的に学修し、修士学位請求論文としてまとめます。

博士課程においては、社会福祉学研究に必要な方法を学修し、定められた段階的審査を経て、博士学位請求論文の作成を行います。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位の授与に関する方針）

現代社会とそこで暮らす人々が直面するさまざまな問題を発見、解決し、共生社会の構築をめざすための研究能力、高度な専門性を有すると認められ、修士学位請求論文の最終試験に合格した人に「修士（社会福祉学）」および「修士（福祉心理学）」を授与します。

博士課程においては、社会福祉学研究に必要な方法を学修し、定められた段階ごとの審査に合格し、博士学位請求論文の最終審査に合格した人に「博士（社会福祉学）」の学位を授与します。

社会福祉学専攻

教育研究上の目的

本専攻は、本学の建学の精神である「行学一如」を基盤とし、「自利・利他円満」を教育の理念として、社会科学と人間科学などに関する学術の理論とその応用を研究する方法を教授し、共生社会の実現と人類の福祉に寄与しうる人材を育成すること目的としています。

教育目標

修士課程においては、社会福祉とその実践に関する科学的視点と高度な専門性を有する実践的研究者、または研究的実践家の養成を目的としています。

博士課程においては、社会福祉に関連する分野についての修士課程を修了した人を対象に、実践的研究者として、あるいは研究的実践家として、自立して研究活動を行い、高度な実践を行うに必要な研究や人材育成の知識の修学と合わせて、豊かな学識を養うことを目標としています。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

1. 求める学生像

＜修士課程＞

（1）実学の視点をもった社会福祉実践向上への目的意識
現代の社会福祉的事象に関心を持ち、その問題を科学的に解決し、社会福祉実践の質を高めようとすることの高い目的意識を持つ人。

（2）実学研究を遂行する能力
実践と一体を成す実学研究をおこなうための、社会福祉学とその近接領域の学問に関する基礎知識と総合的な学力を有する人。

（3）学際的な視点
社会福祉実践に必要な近接する学問領域との連携をおこなうための広い視野と柔軟かつ論理的な思考をもつ人。

（4）自己研鑽
実学研究をとおして、自らの専門性を向上させようとし、生涯にわたる自己研鑽を求める人。

（5）国際的視点
世界の社会福祉的な事象に関心をもち、その課題の分析、解決に取り組もうとする人。

＜博士課程＞

修士課程の求める学生像に加え、さらに実践的研究者、または研究的実践家として、自立して研究活動を行うに必要な高度な研究と教育の知識を身につけ、合わせて豊かな学識を修得することに、主体的に取り組む意欲を持っている人。

2. 入学前に培うことを求める力

＜修士課程＞

（1）研究と実践を進めるために必要な知識･技法と論理的思考、判断力を培うことを求めます。

（2）合理的、論理的思考力、判断力そして表現力等を培うことを求めます。

＜博士課程＞

（1）修士課程での学修を踏まえ、研究と実践を進めるために、必要な知識･技法と論理的思考、判断力を培うことを求めます。

（2）研究成果を関連学会に発表、査読制度を有する学術雑誌への投稿などの研究活動を進めるために、合理的、論理的思考力、判断力そして表現力等を培うことを求めます。

3. 評価の方法

＜修士課程＞

「求める学生像」に適い、「入学前に培うことを求める力」を備えている人材かどうかをみるために、次の評価の方法を用います。

（1）出願書類、口述試問、筆記試験、小論文等により、総合的に評価します。

(2) 多様な背景を持つ学生の受入れに関して、「社会人」対象の入試を行います。
(3) 特別な支援を必要とする者については、すべての入試について「受験（修学）配慮希望票」の提出により入試に支障なく取り組むことができるように、配慮を行います。

＜博士課程＞

「求める学生像」に適い、「入学前に培うことを求める力」を備えている人材かどうかをみるために、次の評価の方法を用います。

(1) 出願書類、口述試問、筆記試験により、総合的に評価します。
(2) 多様な背景を持つ学生の受入れに関して、「社会人」対象の入試を行っています。
(3) 特別な支援を必要とする者については、すべての入試について「受験（修学）配慮希望票」の提出により入試に支障なく取り組むことができるように、配慮を行っています。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1. 教育課程編成の方針

＜修士課程＞

共生社会の実現と人類の福祉へ貢献する人材の育成という本研究科の教育研究上の目的の下、現代社会の福祉的課題、および実践的課題を科学的に分析し、それらを解決する能力を身につけるために教育課程を編成しています。

＜博士課程＞

修士課程を修学した人が、社会福祉実践の向上に寄与することのできる、より高度な実践的研究者または実践家として、研究課題を追求する自立した研究能力と高い学識を身につけるために教育課程を編成しています。

2. 教育課程の構成

＜修士課程＞

(1) 実学としての社会福祉学理論、実践理論を認識するための科目を設置する。
(2) 社会問題と人々の生活ニーズの解決に必要な近接領域との連携、協働を考えるための科目を設置する。
(3) それらを実践するために必要な研究方法に関する科目を設置する。
(4) 修士論文作成のために指導教員を定めて研究指導を行い、研究構想発表、中間報告などでは、様々な領域の教員によるコメントを交え、修士論文作成に至るまで複数の教員がかかわる指導を展開する。

＜博士課程＞

(1) 博士論文作成のために主査、副査複数の教員がかかわる研究演習科目し指導を展開する。
(2) 自立した研究能力を身につけるために、学会等での研究発表および査読付学術雑誌への投稿・掲載を基本とする。
(3) 段階的に研究を進めるために報告会、公聴会を設け、各年次にそれぞれの審査項目をガイドラインに定めて設定し、段階ごとの論文作成に至るまでの確認を複数教員にて行う。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位の授与に関する方針）

1. 学生が身に付けるべき資質・能力の目標

＜修士課程＞

本課程の修了生は、社会福祉実践の向上に寄与するために、社会福祉実践と社会福祉理論を科学的に追求し、また近接する領域との連携や協働のあり方を科学的に追求する能力を持った実践家および実践的研究者としての能力を身につけています。

＜博士課程＞
本課程の修了生は、社会福祉実践の向上に寄与することのできる、より高度な実践的研究者または研究的実践家として、研究課題を追求する自立した研究能力と高い学識を身につけた優れた実践家・研究者・教育者としての能力を身につけています。

2. 学位授与の要件
＜修士課程＞
修士課程の所定の科目を履修し、研究指導を受けたうえで、社会福祉に関連する学問分野の諸問題を解決するための研究力や実践力を修得したと評価するに値する成果（修士論文）を提出し、最終試験に合格した人に修士（社会福祉学）の学位を授与します。

＜博士課程＞
博士課程の所定の科目を履修し、各年次にそれぞれに設定した審査項目に合格し、かつ実践的研究者、または研究的実践家として自立して研究活動、教育活動、および研究的実践活動を行うに必要な高度な研究・教育・実践能力、および豊かな知識の修得の評価に値する成果（博士論文）を提出し、最終試験に合格した人に博士（社会福祉学）の学位を授与します。

福祉心理学専攻
教育研究上の目的
本専攻は、「福祉心理学分野」と「臨床心理学分野」から構成されています。
福祉心理学分野は、保健、医療、教育を含む福祉の現場や、一般企業等で心理的支援の考え方を踏まえた実践を行う人材の育成をめざしています。心理的支援の考え方の基本は、職業としての実践に役立つだけではなく、日常生活の人間関係全体にも応用可能なものです。
そのため、①大学卒業後に、ひろく人々のウェルビーイングに関わる領域で活躍している方が、心理学的視点に立った支援も可能になるように、②今後ひろく人々のウェルビーイングに関わる領域での活躍をめざす方が、それぞれの現場に出る前に心理的支援の基本を身に着け、心理実践力を持って社会に出ていくことができるように、という 2 つの目的のためにカリキュラムを設置しています。
臨床心理学分野は、臨床心理学の研究と実践を行う人材の育成をめざしています。臨床心理学の専門知識を有し、心理的な困難や苦痛を抱えている人を対象に心理アセスメントや心理面接等を用いてこころの 回復を援助する実践家の養成を目的としています。（公）日本臨床心理士資格認定協会より「I 種指定校」の認可を受けています。2018 年度より、公認心 理師の受験資格を取得するためのカリキュラムを設置しています。

教育目標（福祉心理学分野、臨床心理学分野共通）
本専攻は、本学の建学の精神である「行学一如」を基盤とし、心理学に関する高度な知識と技術を学び、個人から社会の広義の福祉に幅広い心理学的知見を持ち、心理的援助・実践ができる人材育成を目標としています。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）
1. 求める学生像（福祉心理学分野、臨床心理学分野共通）
（1）一人ひとりの人権や尊厳を重んずる人間理解を基に福祉心理学専攻の専門領域に強い関心を持ち、これらの領域において研究、実践を行う明確な意志を持っている人。
（2）心理学の専門的知識・技法を偏りなく幅広く修得する意欲のある人。

（3）合理的、論理的な思考力、判断力、表現力等の能力のある人。
（4）主体性を持ちながら多様な人々と協働して研究と実践ができる人。

2. 入学前に培うことを求める力（福祉心理学分野、臨床心理学分野共通）

（1）人間関係において主体性を持ちながら他者を尊重し、共感性を持って接し、協働できる力
（2）大学院で研究と実践を進めるために必要な、四年制大学で学ぶレベルの心理学の基本的な知識・技法（心理学研究法、心理統計法の基礎を含む）と論理的思考、判断力
（3）学際的な知識の修得のために必要な基礎的英語能力

3. 評価方法

上記の人材を選抜するために複数の入試制度を設けています。 すべての入試において志願理由書と研究計画書等の書類の提出を求め、上記「入学前に培うことを求める力」の項目（1）（2）を評価します。

また、すべての入試において筆記試験を実施し、上記「入学前に培うことを求める力」の項目（2）（3）を評価します（一般選抜試験では専門科目と英語、特別選抜（学内）では小論文、社会人選抜（福祉心理学分野のみ実施）では小論文）。

すべての入試において口述試験（面接）を行い、上記「入学前に培うことを求める力」の項目（1）を評価します。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1. 教育課程編成

現代社会が複雑化していく中で､個人が自由で円滑な日常生活を送ることが難しくなっており、社会・労働環境もストレスフルな状況に陥る傾向にあります。このような現実に心理学的見地から介入できる専門家を養成すべく、福祉心理学専攻は、福祉心理学分野と臨床心理学分野を設定しています。

福祉心理学分野は、心理学を応用できる現場を広くとらえ、保健、医療、教育なども広く含む福祉の現場や、一般企業等で心理的支援の考え方を踏まえた実践を行う人材の育成をめざしています。例えば、社会福祉士国家試験受験資格や介護福祉士、看護師、作業療法士、理学療法士、教員免許状その他の資格を有しながら、さらにそこに心理的支援の考え方もできる、実践力のある人材の育成を目指します。カリキュラムは、心理学が関連する現場に密接した科目を配置し、学生一人ひとりのニーズに応えられるようにしています（福祉心理学分野では、臨床心理士受験資格、公認心理師受験資格を取得することはできません）。

臨床心理学分野は、人間が置かれている心理的状況や環境に応じて、心理学的アプローチを図るための 科目編成をしています。具体的には、心的苦痛が長期化かつ深刻化し日常生活を円滑に過ごしにくい人や、機能低下・不全の状態にある組織を主な対象として、その人の独自な心的世界やその組織特有の構成・機能のアセスメントを行い、こころの回復のための心理療法やコンサルテーションを行う専門家を養成していく科目を編成しています。 なお、臨床心理学分野は臨床心理士養成と公認心理師養成のために必要な科目を編成しています。

2. 学修方法・学修過程

（1）講義科目（福祉心理学分野、臨床心理学分野共通）
問題解決型学習（PBL）、役割体験学習、課題学習が中心
問題解決型学習（PBL）、役割体験学習、課題学習を行います。院生同士のディスカッション、教員と院生とのディスカッションを行い、学習目的の達成と内容の理解を深めます。

また、社会福祉学専攻、教育学研究科で開講されている科目も選択科目として配置されており、幅広いニーズに応えられるようにしています。

(2) 演習科目（福祉心理学分野、臨床心理学分野共通）

ディスカッションによる課題の理解

課題に沿って文献などを通じて調べてまとめ、プレゼンテーションし、院生間、院生と教員間でディ スカッションをし、レポートを作成して課題の理解を深めていきます。

(3) 実習科目（臨床心理学分野のみ）

学内の附属施設・関連施設と学外の協力機関での実習とケース・カンファレンス

一般市民に開かれた施設である学内の臨床心理相談室、大学附属病院のせんだんホスピタル、関連施設のせんだんの丘および学外の多岐にわたる実習協力機関で行われます。倫理を含めた実習 前指導のほか、実習後は実習に関するケース・カンファレンスを通じた指導を行い、院生の共通 理解を深めます。

(4) 研究指導の内容や方法（福祉心理学分野、臨床心理学分野共通）

教員 2 名による綿密な個別指導と発表会等による集団指導

実証的、論理的な研究を進めるため、院生 1 名につき指導教員、副指導教員を定め、テーマの選 定や実証方法･分析方法の選択、論文構成や内容などに関して、綿密な指導を行っています。また、中間発表会・報告会などにより集団指導を行っています。

(5) 研究倫理教育（臨床心理学分野、福祉心理学分野共通）

e ラーニングと実習・調査・修論を通じた研究倫理の修得

日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」などにより研究倫理の基本を学修します。そのうえで、実習などでのレポート作成に関しての守秘義務や個人情報の保護などの重要性を指導しています。レポート、修士論文などに関しては、引用文献・参考文献の明示を行い、剽窃の ないように作成することを指導しています。調査に関しては、個人情報の保護、個人を特定できないこと、調査を拒否できる権利があることなどを被験者に理解しやすく説明し、インフォームド・コンセントを得る能力を高めるように指導しています。

(6) キャリア支援

福祉心理学分野のキャリア支援

広くウェルビーイングに貢献することをめざすためのキャリア支援

福祉心理学分野を修了する人には、広く人々のウェルビーイングに関わる領域で活躍することを期待します。そのため、一人ひとりのキャリアプランに心理的支援や多職種連携の視点を加えることにより､より実践力を高めることができるよう多面的にサポートします。

臨床心理学分野のキャリア支援

職業倫理教育・学会や研修会への参加

内・外の機関などで実習・調査を行う場合、事前に日本臨床心理士会の倫理綱領に基づく倫理や 各機関の職務規程に関するガイダンスを行っています。修了後も外部実習・調査についてのレポート作成と報告などに際して守秘義務と個人情報保護に留意することの指導も行っています。 各種学会への入会と参加を極力勧めています。臨床心理学分野では、日本心理臨床学会への入会、研修会へ参加、発表を勧めています。

3. 学修成果の評価のあり方（福祉心理学分野、臨床心理学分野共通）

教員と学生自身によって評価されます。

教員による評価では、受け身の学修でなく、自らレポート課題、研究課題、実習課題（臨床心理学分野のみ）を設定し､主体的 に課題解決に取り組むことを求めています。課題選択のレベル、

成果までの過程の分析や結果について、合理的、実証的にまとめているかを重視しています。課題のレポートのまとめ方、プレゼンテーション能 力、ディスカッション能力、修了課題のレポート等から総合的に評価をします。 学生による評価は、本学独自の学修ポートフォリオによって学びの過程と学位授与の方針の達成度を可視化して確認します。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位の授与に関する方針）

1. 学生が身に付けるべき資質・能力の目標

（1）心理学諸領域の専門的知識・技能の修得
心理学全般の基礎的素養と専門的知識、技法、姿勢・態度、倫理を修得し、心理的支援に応用できます。

（2）心理学の研究能力の修得
心理学に関する研究課題を自ら設定し、専門的知識や技法を用いて、心理学研究法の方法を使い、研究倫理を踏まえて研究し、その成果を心理的支援計画に結び付けることができます。

（3）多角的視点を持った実践
社会の変化（多文化や多様性の共生社会を含む）に伴う要請や各種職域の要請に対応できるよう 多次元に渡る広い視点から心理的支援を実践することができます。

（4）知識・実践・研究の融合
心理学の専門的知識、心理実践活動、そして心理学研究の 3 領域を総合することにより、広い視点から心理的支援を実践することができます。

（5）多面的な支援活動
こころの問題への援助、生物・心理・社会的視点からの健康の援助、家族関係の援助、福祉現場での援助、子どもの発達支援、矯正の援助、臨床的地域援助、災害･被害への援助、心理的・社会的適応の支援（チームアプローチ、多職種連携、地域連携などを含む）などを実践できます。

（6）心理臨床の専門家としての活動の基礎（臨床心理学分野のみ）臨床心理学の諸領域を中心に修得する臨床心理学分野では、心理アセスメントや心理療法の基本を身につけ、心理臨床の専門家としての活動の基礎と応用力を身につけます。

2. 学位授与の要件

福祉心理学分野、臨床心理学分野それぞれの教育目標を理解した上で、福祉心理学分野は必修科目を含む 30 単位以上を取得すること。臨床心理学分野は必修科目を含む 39 単位以上を取得すること。必修科目には修士論文の作成と口述試問が含まれます。

教育学研究科

教育研究上の目的

本専攻は、本学の建学の精神と教育現場の要請に応じ、通常学級におけるさまざまな困難を示す児童生徒や特別支援学級の児童生徒の指導、支援において、課題の解決に向けて多角的・科学的にアプローチし、実践的指導力とコーディネート力を持つ教育現場の中核となる教員として、また、専門性の高い理論と豊かな実践力を身に付けた教育研究者として、これからの教育に貢献できる人材の育成を目的としています。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

教育への使命感と熱意を持ち、特別な教育的ニーズを有する児童生徒にかかわる諸問題につい

て関心が高く、自らの知識・技能を高め、高い専門性と実践力を身に付け、それら諸問題を多面的に研究したいという学生の入学を希望します。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

「共生社会」の構築に貢献するという本研究科の理念のもと、教育に関する高度な専門的知識・技能とそれらを支える理論的基礎を学修します。さらに、特別な教育的ニーズを有する児童生徒にかかわる諸問題を自ら発見する視点を学修し、その具体的かつ実践的な解決策を探究してきた過程を修士論文としてまとめます。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位の授与に関する方針）

特別な教育的ニーズを有する児童生徒への教育に関する高度な資質・能力とそれらを支える理論的基礎に基づき、「共生社会」の構築に向けて現代社会が抱える問題を発見し、教育に関する諸問題の解決を具体的に推進しうる研究者、高度職業人として認められたものに「修士（教育学）」を授与します。

教育学専攻

教育研究上の目的

本専攻は、本学の建学の精神と教育現場の要請に応じ、通常学級におけるさまざまな困難を示す児童生徒や特別支援学級の児童生徒の指導、支援において、課題の解決に向けて多角的・科学的にアプローチし、実践的指導力とコーディネート力を持つ教育現場の中核となる教員として、また、専門性の高い理論と豊かな実践力を身に付けた教育研究者として、これからの教育に貢献できる人材の育成を目的としています。

教育目標

本専攻は、本学の建学の精神である「行学一如」を基盤とし、教育学に関する高度な知識と技術を学び、個人から社会の広義の教育に幅広い専門的知見を持ち、教育に関する研究や教育の実践ができる人材育成をめざしています。

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

1.　求める院生像

教育への使命感と熱意を持ち、特別な教育的ニーズを有する児童生徒にかかわる諸問題について関心が高く、自らの知識・技能を高め、高い専門性と実践力を身に付け、それら諸問題を多面的に研究したいという学生の入学を希望します。

2.　入学前に培うことを求める力

（1）教育学の研究と実践を進めるために必要な知識・技法と論理的思考、判断力を培うことを求めます。
（2）合理的、論理的思考力、判断力そして表現力などを培うことを求めます。
（3）人間関係において主体性を持ちながら他者を尊重し、共感性を持って接し、協働できる力を培うことを求めます。

3.　評価方法

（1）人材を選抜するために複数の入試制度を設けています。
（2）すべての入試において志願理由書と研究計画書などの書類の提出を求め、前項 2. の（1）～（2）を評価します。

（3）すべての入試において口述試験を行い、前項2の（3）を評価します。
（4）一般選抜および特別選抜推薦（学内）では、筆記試験を行います。社会人選抜では、小論文を行います。筆記試験または小論文により前項2の（1）を評価します。

4. 入学前に学習することを期待される内容

（1）教育学に関するそれぞれの研究対象領域の基礎的知識を学修しておくことを期待します。
（2）学際的な知識の修得のために必要な基礎的英語能力を学修しておくことを期待します。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1. 教育課程編成

「共生社会」の構築に貢献するという本研究科の理念のもと、教育に関する高度な専門的知識・技能とそれらを支える理論的基礎を学修します。さらに、特別な教育的ニーズを有する児童生徒にかかわる諸問題を自ら発見する視点を学修し、その具体的かつ実践的な解決策を探究してきた過程を修士論文としてまとめます。

2. 学修方法・学修課程

（1）講義科目　アクティブ・ラーニングを取り入れた指導
問題解決型学習（PBL）、役割体験学習、課題学習などを行います。院生同士のディスカッション、教員と院生とのディスカッションを行い、アクティブ・ラーニングを交えながら学修の目的・内容の理解を深めます。
（2）演習科目　ディスカッションや実践を通した課題の理解
課題をレポートにまとめ、プレゼンテーションし、院生間、院生と教員間でディスカッションをし、課題の理解を深めていきます。
（3）研究指導の内容や方法　綿密な個別指導と発表会等による指導
実証的、論理的な研究を進めるため、院生一人ひとりに指導教員を定め、テーマの選定や実証方法・分析方法の選択、論文構成や内容等に関して、綿密な指導を行っています。また、中間発表会・報告会等により集団指導を行っています。
（4）学修成果の把握・評価の方法と指標
課題のレポートのまとめ方、プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、修了課題のレポート等から総合的に評価をします。
（5）研究倫理教育　eラーニングと研究活動・実習を通じた研究倫理の修得
実習などでのレポート作成に関しての守秘義務や個人情報の保護等の重要性を指導しています。レポート、修士論文等に関しては、引用文献・参考文献の明示を行い、剽窃のないように作成することを指導しています。研究活動を通じて、研究協力者の個人情報の保護、協力を拒否または撤回できる権利があることなどを協力者に説明する能力を高めるように指導しています。また、日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」なども使って学修します。
（6）キャリア支援　学会や研修会などへの参加・職業倫理教育の実施
研究成果を学会発表や論文発表などにより学外へ発信するとともに、常に新しい知見を取り入れるために、学会や研究会などに参加して研鑽をするように指導します。さらに、職業人としての倫理観を持つためにハラスメントの防止について指導していきます。特に、高度専門職をめざす院生には、教育現場での課題を解決する力を持たせるとともに、学校でリーダーシップをとることのできる、積極的な姿勢を涵養していきます。また、研究者をめざす院生には、研究を遂行していく力を涵養していきます。

3.　学修成果の評価のあり方

（1）レポート、プレゼンテーション、ディスカッションの内容等から総合的に評価をします。

（2）本研究科では、受け身の学修でなく、自らレポート課題、研究課題、実習課題を設定し、主体的に課題解決に取り組むことを求めています。課題選択のレベル、成果までの過程の分析や結果について、合理的、実証的にまとめているかを評価しています。

（3）院生自身は、本学独自の学修ポートフォリオによって学びの過程と学位授与の方針の達成度を視覚化して確認します。

（4）修士論文は、公開された口述試問を経て、総合的に評価されます。

ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位の授与に関する方針）

1.　院生が身に付けるべき資質・能力

特別な教育的ニーズを有する児童生徒への教育に関する高度な資質・能力とそれらを支える理論的基礎に基づき、「共生社会」の構築に向けて現代社会が抱える問題を発見し、教育に関する諸問題の解決を具体的に推進できます。

2.　学位授与の要件

必修科目および選択必修科目を含む 30 単位以上の単位を取得し、前項の資質・能力を持つ高度職業人、研究者として認められたものに「修士（教育学）」を授与します。

別表 1-(1)

総合福祉学研究科　社会福祉学専攻（博士課程）

区分	授　業　科　目	単位数		履修年次	備　　考
		必修	選択		
論文指導	博士論文指導 I	4		1 年以上	必修 12 単位
	博士論文指導 II	4		1 年以上	
	博士論文指導 III	4		1 年以上	
演習	研究演習 IA	2		1 年	必修 6 単位
	研究演習 IB		2	1 年	
	研究演習 IIA	2		2 年	
	研究演習 IIB		2	2 年	
	研究演習 IIIA	2		3 年	
	研究演習 IIIB		2	3 年	

＊修了要件は、18 単位以上とする。

＊履修方法は、必修 18 単位修得することとする。

＊選択科目で修得した単位は、修了要件単位に加算する。

別表１－(2)

総合福祉学研究科　社会福祉学専攻（修士課程）

区分	授業科目	単位数			履修年次	備　考
		必修	選択必修	選択		
研究指導（必修）	修士論文研究計画法概論	1			１年	７単位必修
	社会福祉学研究演習Ⅰ	2			１年	
	社会福祉学研究演習Ⅱ	2			２年	
	研究指導（論文指導）	2			１年	
共通基礎（選択必修）	社会福祉原論		2		１年以上	１科目２単位以上選択履修
	ソーシャルワーク論		2		１年以上	
	ソーシャルワークリサーチ・研究方法論（実践研究・実証研究の方法）		2		１年以上	２科目４単位以上選択履修
	社会福祉歴史研究・学説史研究の方法		2		１年以上	
	情報解析方法論		2		１年以上	
	質的研究方法論		2		１年以上	
	福祉プログラム開発と評価		2		１年以上	
選択科目	生活困窮者支援と貧困研究			2	１年以上	17単位以上選択履修
	社会福祉法制・権利擁護研究			2	１年以上	
	子ども・家庭と女性福祉研究			2	１年以上	
	高齢者福祉研究Ⅰ			2	１年以上	
	高齢者福祉研究Ⅱ（認知症ケア研究）			2	１年以上	
	高齢者福祉研究Ⅲ（地域連携・多職種連携）			2	１年以上	
	障害者福祉研究Ⅰ			2	１年以上	
	障害者福祉研究Ⅱ（基礎的理解と臨床）			2	１年以上	
	精神保健福祉研究			2	１年以上	
	医療福祉研究Ⅰ			2	１年以上	
	医療福祉研究Ⅱ（地域連携・多職種連携）			2	１年以上	
	地域福祉研究			2	１年以上	
	福祉経営・マネジメント研究Ⅰ			2	１年以上	
	福祉経営・マネジメント研究Ⅱ（リスクマネジメント研究）			2	１年以上	
	国際福祉研究			2	１年以上	
	災害福祉研究			2	１年以上	
	身体機能障害特論			2	１年以上	
	特別研究講義Ⅰ			1	１年以上	
	特別研究講議Ⅱ			2	１年以上	
	実践事例検討とスーパービジョン			2	１年以上	

＊修了要件は、30単位以上とする。

＊履修方法は、必修７単位・選択必修６単位・選択科目17単位以上で、合計30単位以上とする。

＊選択必修科目で超過した単位は、修了要件単位に加算する。

別表２－(1)

総合福祉学研究科　　福祉心理学専攻（修士課程）　福祉心理学分野

区分	授業科目	単位数			履修年次	備　考
		必修	選択必修	選択		
Ⅰ（必修科目）	福祉心理学特論	2			１年以上	12単位必修
	心理学研究法特論	2			１年以上	
	福祉心理学特別研究Ⅰ	2			１年以上	
	福祉心理学特別研究Ⅱ	6			２年	
Ⅱ（選択演習科目）	発達･教育心理学演習		2		１年以上	４単位以上選択履修
	臨床心理学演習		2		１年以上	
	社会心理学演習		2		１年以上	
	神経･生理心理学演習		2		１年以上	
	健康･医療心理学演習		2		１年以上	
	司法･犯罪心理学演習		2		１年以上	
Ⅲ（選択科目）	人格心理学特論			2	１年以上	14単位以上選択履修
	認知心理学特論			2	１年以上	
	教育臨床学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)			2	１年以上	
	心の健康教育に関する理論と実践			2	１年以上	
	家族心理学特論 (家族関係･集団･地域社会における心理支援に関する理論と実践)			2	１年以上	
	人間関係学特論(産業･労働分野に関する理論と支援の展開)			2	１年以上	
	老年心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)			2	１年以上	
	犯罪･非行心理学特論 (司法･犯罪分野に関する理論と支援の展開)			2	１年以上	
	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ)			2	１年以上	
	障害児･者の心理特論			2	１年以上	
	臨床発達心理学特論			2	１年以上	
	発達障害者教育特論			2	１年以上	
	特別研究講義Ⅰ			1	１年以上	

＊修了要件は、30単位以上とする。

＊履修方法は、必修12単位・選択演習４単位・選択科目14単位以上で、合計30単位以上とする。

別表 2-(2)

総合福祉学研究科　福祉心理学専攻（修士課程）臨床心理学分野

区分	授業科目	単位数			履修年次	備考
		必修	選択必修	選択		
I（研究指導）	研究指導 I	4			1 年以上	
	研究指導 II	4			2 年	
II（必修科目）	臨床心理学特論 I	2			1 年以上	
	臨床心理学特論 II	2			1 年以上	
	臨床心理面接特論 I（心理支援に関する理論と実践）	2			1 年以上	
	臨床心理面接特論 II	2			1 年以上	
	臨床心理査定演習 I（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2			1 年以上	
	臨床心理査定演習 II	2			1 年以上	
	臨床心理基礎実習	2			1 年以上	
	臨床心理実習	2			2 年	
III（選択必修科目）	心理学研究法特論		2		1 年以上	A 群
	臨床心理学研究法特論		2		1 年以上	
	認知心理学特論		2		1 年以上	B 群
	人格心理学特論		2		1 年以上	
	教育臨床学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）		2		1 年以上	
	犯罪・非行心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2		1 年以上	C 群
	人間関係学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）		2		1 年以上	
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2		1 年以上	
	老年心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2		1 年以上	D 群
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開 I）		2		1 年以上	
	臨床精神病理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開 II）		2		1 年以上	
	心理療法特論 I		2		1 年以上	E 群
	心理療法特論 II		2		1 年以上	
	投映法特論		2		1 年以上	
IV（選択科目）	心の健康教育に関する理論と実践			2	1 年以上	
	臨床心理学実践実習（心理実践実習）			10	1 年以上	

＊修了要件は、34 単位以上とする。

＊履修方法は、必修科目 24 単位・選択必修科目 10 単位以上で合計 34 単位以上修得すること。
なお、選択必修科目は、A 群～E 群の各群からそれぞれ 2 単位以上を取得すること。

＊公認心理師受験資格の取得方法については、別に定める。（別表 10）

別表 3

教育学研究科　教育学専攻　（修士課程）

区分	授業科目	単位数			履修年次	備考
		必修	選択必修	選択		
I（研究指導）	研究指導 I（研究・論文指導）	4			1 年以上	
	研究指導 II（研究・論文指導）	4			2 年	
II（教育方法研究分野）	教育思想史特論			2	1 年以上	
	教育社会学特論			2	1 年以上	
	教師教育学特論			2	1 年以上	
	教育情報学特論			2	1 年以上	
	教育心理学特論			2	1 年以上	
	教授学習心理学特論			2	1 年以上	
	臨床発達心理学特論			2	1 年以上	
	保育学特論			2	1 年以上	
	福祉社会学特論			4	1 年以上	
	教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2		1 年以上	いずれか 1 科目 2 単位以上を選択履修のこと
	教育学特別研究 II（教育情報分野）		2		1 年以上	
	教育学特別研究 III（特別支援教育分野）		2		1 年以上	
	授業分析研究 A（人文社会科学系領域）			2	1 年以上	
	授業分析研究 B（自然科学系領域）			2	1 年以上	
	授業開発研究特論			2	1 年以上	
	国語科教育特論			2	1 年以上	
	社会科教育特論			2	1 年以上	
	算数科教育特論			2	1 年以上	
	理科教育特論			2	1 年以上	
	歴史学特論			4	1 年以上	
	政治学特論			4	1 年以上	
	経済学特論			4	1 年以上	
	法律学特論			4	1 年以上	
	地理学特論			4	1 年以上	
	地域調査特別研究（実習を含む）			4	1 年以上	
III（特別支援教育研究分野）	特別支援教育学特論	2			1 年以上	
	発達障害者教育特論			2	1 年以上	
	障害児学習支援特論			2	1 年以上	
	障害児・者の心理特論			2	1 年以上	
	言語障害者教育特論			2	1 年以上	
	自閉症者・情緒障害者教育特論			2	1 年以上	
	聴覚障害者教育特論			2	1 年以上	
	知的障害者教育特論			2	1 年以上	
	肢体不自由者教育特論			2	1 年以上	
	病弱者教育特論			2	1 年以上	
	児童精神医学特論			2	1 年以上	
	障害児教育支援特論			2	1 年以上	
	障害者福祉特論			2	1 年以上	
	特別支援教育コーディネーター特論			2	1 年以上	
	発達障害児教育実践研究			2	1 年以上	

※修了要件は、30 単位以上とする。

※履修方法は、必修科目 3 科目 10 単位、選択必修科目 1 科目 2 単位の他、II 群～III 群より計 18 単位以上の合計 30 単位以上修得すること。

※専修免許状（小学校・中学校、高等学校、特別支援学校）取得方法については、別に定める。

別表４

Ⅰ．総合福祉学研究科

社会福祉学専攻（修士課程）・福祉心理学専攻福祉心理学分野（修士課程）

項　　目	本学卒業生等	本学卒業生等以外からの入学者
入　学　検　定　料	15,000 円	30,000 円
入　学　金（入学時）	―	100,000 円
授　業　料（年　額）	478,000 円	478,000 円
施設設備資金（年　額）	58,000 円	117,500 円
厚　生　費（年　額）	20,000 円	20,000 円
後　援　会　費（年　額）	24,200 円	24,200 円
合　　計	595,200 円	769,700 円

福祉心理学専攻臨床心理学分野（修士課程）

項　　目	本学卒業生等	本学卒業生等以外からの入学者
入　学　検　定　料	15,000 円	30,000 円
入　学　金（入学時）	―	100,000 円
授　業　料（年　額）	478,000 円	478,000 円
施設設備資金（年　額）	58,000 円	117,500 円
厚　生　費（年　額）	20,000 円	20,000 円
※実験・実習・研究経費（年　額）	35,000 円	35,000 円
後　援　会　費（年　額）	24,200 円	24,200 円
合　　計	630,200 円	804,700 円

※臨床心理学分野のみ納入になります。

社会福祉学専攻（博士課程）

項　　目	本学卒業生等	本学卒業生等以外からの入学者
入　学　検　定　料	15,000 円	30,000 円
入　学　金（入学時）	―	100,000 円
授　業　料（年　額）	478,000 円	478,000 円
施設設備資金（年　額）	58,000 円	117,500 円
厚　生　費（年　額）	20,000 円	20,000 円
後　援　会　費（年　額）	24,200 円	24,200 円
合　　計	595,200 円	769,700 円

Ⅱ．教育学研究科

教育学専攻（修士課程）

項　　目	本学卒業生等	本学卒業生等以外からの入学者
入　学　検　定　料	15,000 円	30,000 円
入　学　金（入学時）	―	100,000 円
授　業　料（年　額）	478,000 円	478,000 円
施設設備資金（年　額）	58,000 円	117,500 円
厚　生　費（年　額）	20,000 円	20,000 円
後　援　会　費（年　額）	24,200 円	24,200 円
合　　計	595,200 円	769,700 円

Ⅲ．論文審査手数料（博士課程）

項　　目	金　　額
論文審査手数料	100,000 円

１．次年度以降はスライド制の適用により改訂する。
　スライド制を適用するときの変動率は原則として次のものを基準とする。
　授業料については、人事院による「国家公務員の給与に関する勧告」によって示された国家公務員給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ部を加算したものによる。施設設備資金については消費者物価指数（総務省統計局）の対前年度アップ率による。
２．前項の学費納付の細則は別に定める。
３．大学院学則第５６条（休学中の学費）に基づく在籍料は、原則として半期 60,000 円とする。
　厚生費等は別途徴収する。
４．卒業生等とは、以下の者をいう。
①本学学部を卒業後直ちに本学大学院に進学した者
②本学学部又は大学院を過去に卒業または修了した者
③本学で現に雇用されている常勤の教職員
④本学の関連法人(社会福祉法人東北福祉会及び医療法人社団東北福祉会)の職員であり、関連法人から、リーダー養成の一環として推薦された者
⑤本学学生の実習受入れ等に協力することについて本学との間で協定を締結した施設や団体の職員であり、当該施設等からリーダー養成の一環として推薦された者
⑥現に福祉や医療等の現場で仕事に携わっており、キャリア形成のため、本学大学院の科目等履修生となり、スキルアップ講座または履修証明プログラムに参加した者

別表 5　小学校教諭専修免許状に関する教育課程

科目区分		本学の開設科目名	単位			
			必修	選択	履修年次	履修方法
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	国語科教育特論	2		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
		社会科教育特論	2		1 年以上	
		算数科教育特論	2		1 年以上	
		理科教育特論	2		1 年以上	
	教育の基礎的理解に関する科目	教師教育学特論		2	1 年以上	
		教育思想史特論		2	1 年以上	
		教育社会学特論		2	1 年以上	
		教育心理学特論		2	1 年以上	
		教授学習心理学特論		2	1 年以上	
		臨床発達心理学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1 年以上	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育情報学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1 年以上	
	教育実践に関する科目	授業分析研究 A（人文社会科学系領域）		2	1 年以上	
		授業分析研究 B（自然科学系領域）		2	1 年以上	
		授業開発研究特論		2	1 年以上	

別表 6　中学校教諭専修免許状（社会）に関する教育課程

科目区分		本学の開設科目名	単位			
			必修	選択	履修年次	履修方法
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	歴史学特論	4		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
		地理学特論	4		1 年以上	
		法律学特論		4	1 年以上	
		政治学特論	4		1 年以上	
		経済学特論	4		1 年以上	
		地域調査特別研究（実習を含む）		4	1 年以上	
	教育の基礎的理解に関する科目	教師教育学特論		2	1 年以上	
		教育思想史特論		2	1 年以上	
		教育社会学特論		2	1 年以上	
		教育心理学特論		2	1 年以上	
		教授学習心理学特論		2	1 年以上	
		臨床発達心理学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1 年以上	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育情報学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1 年以上	

別表 7　高等学校教諭専修免許状（地理歴史）に関する教育課程

科目区分		本学の開設科目名	単位			
			必修	選択	履修年次	履修方法
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	歴史学特論	4		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
		地理学特論	4		1 年以上	
		地域調査特別研究（実習を含む）		4	1 年以上	
	教育の基礎的理解に関する科目	教師教育学特論		2	1 年以上	
		教育思想史特論		2	1 年以上	
		教育社会学特論		2	1 年以上	
		教育心理学特論		2	1 年以上	
		教授学習心理学特論		2	1 年以上	
		臨床発達心理学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1 年以上	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育情報学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1 年以上	

別表 8　高等学校教諭専修免許状（公民）に関する教育課程

科目区分		本学の開設科目名	単位			
			必修	選択	履修年次	履修方法
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	法律学特論	4		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
		政治学特論	4		1 年以上	
		経済学特論	4		1 年以上	
	教育の基礎的理解に関する科目	教師教育学特論		2	1 年以上	
		教育思想史特論		2	1 年以上	
		教育社会学特論		2	1 年以上	
		教育心理学特論		2	1 年以上	
		教授学習心理学特論		2	1 年以上	
		臨床発達心理学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1 年以上	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育情報学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1 年以上	

別表 9　特別支援学校専修免許状に関する教育課程

授業科目の区分・名称	本学の開設科目名	単位			
		必修	選択	履修年次	履修方法
特別支援教育に関する科目（知・肢・病）	特別支援教育学特論	2		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
	特別支援教育コーディネーター特論		2	1 年以上	
	聴覚障害者教育特論		2	1 年以上	
	言語障害者教育特論		2	1 年以上	
	知的障害者教育特論	2		1 年以上	
	肢体不自由者教育特論	2		1 年以上	
	病弱者教育特論	2		1 年以上	
	発達障害者教育特論	2		1 年以上	
	自閉症者・情緒障害者教育特論		2	1 年以上	
	障害児学習支援特論	2		1 年以上	
	障害児・者の心理特論		2	1 年以上	
	児童精神医学特論		2	1 年以上	
	障害児教育支援特論		2	1 年以上	
	発達障害児教育実践研究		2	1 年以上	
	教育学特別研究 III（特別支援教育分野）		2	1 年以上	

別表 10
公認心理師受験資格取得に関する教育課程

領域	授業科目	単位数		履修年次	履修方法
		必修	選択必修		
1	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開 I）		2	1 年以上	いずれか 1 科目 2 単位以上を選択履修のこと。
	臨床精神病理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開 II）		2	1 年以上	
2	老年心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		1 年以上	必修
3	教育臨床学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		1 年以上	必修
4	犯罪･非行心理学特論（司法･犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2		1 年以上	必修
5	人間関係学特論（産業･労働分野に関する理論と支援の展開）	2		1 年以上	必修
6	臨床心理査定演習 I（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2		1 年以上	必修
7	臨床心理面接特論 I（心理支援に関する理論と実践）	2		1 年以上	必修
8	家族心理学特論（家族関係･集団･地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		1 年以上	必修
9	心の健康教育に関する理論と実践	2		1 年以上	必修
10	臨床心理学実践実習（心理実践実習）	10		1 年以上	必修

＊領域番号に関する領域科目について

1 : 保健医療分野に関する理論と支援の展開科目
2 : 福祉分野に関する理論と支援の展開科目
3 : 教育分野に関する理論と支援の展開科目
4 : 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開科目
5 : 産業・労働分野に関する理論と支援の展開科目
6 : 心理的アセスメントに関する理論と実践科目
7 : 心理支援に関する理論と実践科目
8 : 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践科目
9 : 心の健康教育に関する理論と実践科目
10 : 心理実践実習科目

休学・退学・復学等に関する申請期間及び学費の取扱いについて

Ⅰ　休学・復学制度について

疾病その他特別の理由により、3ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。休学期間は通算して4年を越えることはできない。休学期間は在学年限に算入しない。

休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。復学の許可を得た者は、原年次に帰属する。

1．休学・復学についての申請期間

休学・復学について、下記のように申請期間等を設定し、事務処理を変更するものとする。

申請種類	改正前	改正後
①休学申請期間	随　時	通年休学：前年度の2月4日～5月31日※1 前期休学：前年度の2月4日～5月31日※1 後期休学：8月1日～10月31日※1
②復学手続	復学する場合は、手続必要	(1) 休学期間満了の場合は自動的に復学となるため手続は不要 (2) 休学理由が消滅し、休学期間満了前に復学する場合は、原則として復学手続が必要
③復学の時期	通年で休学した場合：4月1日 前期に休学した場合：9月9日 後期に休学した場合：4月1日	通年で休学した場合：4月1日 前期に休学した場合：後期授業開講日 後期に休学した場合：4月1日
④復学時の年次	通年で休学した場合：原年次 前期に休学した場合：進級 後期に休学した場合：進級	通年で休学した場合：原年次 前期に休学した場合：進級 後期に休学した場合：進級
⑤休学制度 利用上限	学部学生：4年 修士課程：2年 博士課程：3年	学部学生：4年 修士課程：2年 博士課程：3年

※1　この申請期間を過ぎて提出した場合は、大学院学則第56条（休学の場合の学費）は適用されません。

Ⅱ　学費の取扱いについて

休学者及び退学者の学費の取扱いは以下の通りです。

1．休学者の学費について

休学願を提出し、休学を許可された者の学費については、当該休学期間の在籍料・厚生費・後援会費を除く学費（授業料、施設設備資金、教育環境整備、実験施設維持費、実習費）を免除します。

（1）在籍料について

在籍料は、当該学生の在籍保証、在籍管理事務費として、所属に係わらず一律に徴収します。

在籍料の徴収額は、年間120,000円（半期60,000円）とし、休学学期（半期）ごとに徴収します。

（2）休学時の学費等の取扱い

休学申請期間	在籍状況		学費等請求		
	前期	後期	前期	後期	年間計
通年休学：前年度の 2 月 4 日～ 5 月31日	休学	休学	在籍料1/2額 （60,000円） 厚生費 （20,000円）	在籍料1/2額 （60,000円）	在籍料 （120,000円） 厚生費 （20,000円） 合計 140,000円
前期休学：前年度の 2 月 4 日～ 5 月31日	休学	在学	在籍料1/2額 （60,000円） 厚生費 （20,000円）	学費1/2額 後援会費 （12,100円）	在籍料1/2額 ＋ 学費1/2額 ＋ 厚生費 ＋ 後援会費
後期休学： 8 月 1 日～10月31日	在学	休学	学費1/2額 厚生費 （20,000円） 後援会費 （12,100円）	在籍料1/2額 （60,000円）	在籍料1/2額 ＋ 学費1/2額 ＋ 厚生費 ＋ 後援会費

注 1）　学費1/2額（在籍料含む）：1 年間に支払う学費の1/2額を意味します。

注 2）　上記の額は、それぞれの休学申請期間内に休学願を提出し許可された者に適用します。休学申請期間外に提出した場合は、適用されませんのでご注意ください。

2．退学者の学費について

退学願を提出し退学を許可された者は、当該学期に必要な学費を納入することとします。

ただし、在籍2年目以上の学生が締め切り期日までに退学願を提出した場合は、当該学期の学費を免除します。

なお、退学時の学費等の取扱いについては、以下の通りとなります。

(1) 退学時の学費等の取扱い

退学願提出期間	学費請求		
	前期	後期	年間計
4月1日～5月31日	免除	免除	免除
6月1日～8月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
9月1日～10月31日	学費納入	免除	前期学費のみ
11月1日～3月31日	学費納入	学費納入	免除なし

※　学費未納で退学願を提出した場合は、当該学期学費納入後退学願を受理するものとする。

東北福祉大学緊急時授業等取扱内規

（目的）

第１条　この内規は、東北福祉大学において緊急事態が発生し授業又は試験（以下「授業等」という。）の実施に支障があると予想される場合の処置について定めるものとする。

（緊急時の対応）

第２条　台風、地震、交通ストライキ又はその他不測の事態により、通学が困難と認められる場合、授業等を中止することができる。

（特別警報・暴風雨警報・暴風雪警報の発令）

第３条　仙台市東部（東部仙台）に特別警報・暴風警報・大雨警報・暴風雪警報・気象特別警報（以下「気象警報」という。）が発令された場合、別表1に定める措置をとるものとする。

２　東部仙台以外の地域に気象警報が発令された場合、当該地域に現住所がある学生は、別表１の区分に対応して、授業等への出席を要しないこととする。この場合当該学生は、別表２の緊急時授業欠席届に記入し、国見キャンパスにおいては教務課、ステーションキャンパスにおいてはステーションキャンパス事務室、ウエルコム21（国見ケ丘第1キャンパス）においては教務部・大学院事務室において手続きの上、授業担当者に届出ること。

３　あらかじめ気象警報の発令が予想される場合、教務部長の判断により、警報発令前に授業等を中止決定することができる。この決定の学生への周知は、学内ポータルサイト（UNIVERSALPASSPORT）で速やかに周知する。

（地震・災害等に関連する情報の発表）

第４条　地震・災害等に関連する情報の発表された情報に基づき教務部長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

（交通機関運休）

第５条　JR・地下鉄・市バス・宮城交通バスのいずれかが、自然災害又はストライキ等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、教務部長の判断により、別表１に定める措置を準用する。

２　前項以外の交通機関を利用して通学する学生が、当該交通機関が自然災害又はストライキ等により全面運休又はこれに近い状態となった場合、第３条第２項の規程を準用する。この場合当該学生は、別表2の緊急時授業欠席届に記入し、乗車する交通機関において運休の証明書を受け、国見キャンパスにおいては教務課、ステーションキャンパスにおいてはステーションキャンパス事務室、ウエルコム21（国見ケ丘第１キャンパス）においては教務部・大学院事務室において手続きの上、授業担当者に届出ること。

（その他の緊急事態の発生）

第６条　前５条以外の不測の事態が発生し、通学困難又は授業等に支障が生じるおそれがある場合、教務部長の判断により、授業等の中止など必要な措置をとるものとする。

２　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による緊急情報が伝達された場合は、各自において情報内容を確認し安全な場所に避難することとする。

（授業開始後の中止）

第７条　授業開始後に前６条に定める事態が発生した場合、教務部長の判断により、授業等の中止など必

要な措置をとるものとする。

（学外における授業の取扱い）

第８条　学外における課外教育活動（各種実習・インターンシップ・ボランティア活動等）については、実習先、インターンシップ先、ボランティア活動先等の指示に従うものとする。

（授業の補講）

第９条　休講になった授業について、後日補講を行うものとする。

（事務取扱）

第10条　この内規に関する事務は、教務部教務課が取扱う。

（改廃）

第11条　この内規の改廃は、教務部委員会及び部科長会議の議を経て、学長の承認を得る。

附　則

１　この内規は、令和２年４月１日から施行する。

別表１　東部仙台での気象警報発令

区　分	授　業	試　験	備　考
午前７時前解除	通常通り授業を実施	通常通り試験を実施	
午前７時以降 午前10時前に解除	１時限・２時限の授業休講 ３時限以降の授業実施	全ての試験を中止し、別の日に延期	
午前10時以降でも 気象警報発令中	全日休講		
授業中（試験中）に 気象警報発令	速やかに休講とし、以降の授業休講	当日残りの試験を中止し、別の日に延期	

学 位 規 則

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

学　位　規　則

第1章　総　　則

（目　的）

第1条　この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項、東北福祉大学学則、東北福祉大学大学院学則、通信教育部学則及び通信教育部大学院学則に基づき、東北福祉大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位の種類）

第2条　本学において授与する学位は学士、修士及び博士とし、次のとおりとする。

(1)　学　士

（ア）　総合福祉学部	社会福祉学科	学士（社会福祉学）
	福祉行政学科	学士（福祉行政学）
	福祉心理学科	学士（福祉心理学）
（イ）　総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科	学士（産業福祉学）
	情報福祉マネジメント学科	学士（情報福祉学）
（ウ）　教育学部	教育学科	学士（教　育　学）
（エ）　健康科学部	保健看護学科	学士（看　護　学）
	リハビリテーション学科	学士（リハビリテーション学）
	医療経営管理学科	学士（医療経営管理学）

(2)　修　士

総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士（社会福祉学）
	福祉心理学専攻	修士（福祉心理学）
教育学研究科	教育学専攻	修士（教　育　学）

(3)　博　士

総合福祉学研究科	社会福祉学専攻	博士（社会福祉学）

（学士の学位）

第3条　本学の課程を修め卒業した者には、本学学則第47条、通信教育部学則第32条の定めるところにより、学士の学位を授与する。

（修士の学位・課程博士の学位）

第4条　本大学院の課程を修了した者には、本大学院学則第21条、通信制大学院学則第20条の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

（論文博士の学位）

第5条　本大学院の博士課程を経ない者で、博士の学位を得ようとする者は博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出して審査を請求できる。

第 2 章　学士の学位

（学士の学位及び学位授与の時期）

第 6 条　学士の学位は、卒業に必要な所定の授業科目及び単位数を修得した者について教授会の議を経て学長が授与する。

2　学士の学位授与の時期は、3 月とする。ただし、教授会が特別に必要と認めた場合は、9 月とすることができる。

第 3 章　修士の学位

（修士の学位）

第 7 条　修士の学位は、本大学院の修士課程で 2 年以上在学し、研究科で所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、研究科委員会の議を経て、大学院委員会の承認後、学長がこれを授与する。

（修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果の提出）

第 8 条　修士課程の学位論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士の学位論文等」という。）を提出する者は、同課程に 1 年以上在学し、所定の科目について 20 単位以上取得しなければならない。

2　修士の学位論文等を提出しようとするときは、論文の題目、研究内容についてあらかじめ指導教授（研究科の定めるところにより、准教授が指導教員である場合を含む。）の承認を受けなければならない。

3　論文題目の届出期限及び論文の提出期限に遅れたときは、その論文は受理しない。

（修士の学位論文等）

第 9 条　修士の学位論文等は、大学院事務室を経て研究科委員会に提出するものとする。

2　提出の時期は、在学第 2 年次の者は 1 月、第 3 年次以上の者は 7 月または 1 月とし、予め指定された日時まで提出しなければならない。

（審査委員）

第10条　受理された修士の学位論文等は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを審査する。

2　審査委員は、次の各号に定める者とする。

(1)　指導教授

(2)　修士の学位論文の審査においては、当該論文の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授 2 名以上。ただし、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの 1 名に代えて、第 3 項に定める者を審査委員とすることができる。

(3)　特定の課題についての研究の成果の審査においては、当該研究の成果の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授 1 名以上。ただし、2 名以上とした場合、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの 1 名に代えて、第 4 項に定める者を審査委員とすることができる。

3　修士の学位論文等の審査において、指導教授が主査となる。ただし、研究科委員会は、准教授が指導教授である場合において、審査のために必要があると認めたときは、指導教授以外の教授を主査とすることができる。

4　研究科委員会は、審査のため必要があると認めたときは、第 2 項に掲げる者以外の本学大学院教員又は学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

5　論文の成績は、100 点満点とし、60 点以上を合格とする。

（審査及び試験）

第11条　審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を行う。

2　修士の学位論文の審査は、学位論文審査基準を基に行い、特に以下の観点から総合的に行うものとする。

（1）　研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性

（2）　課題を追求する上での方法論の適切性

（3）　研究方法及び調査方法の妥当性

（4）　結論の妥当性

（5）　研究の独創性と研究分野への貢献

3　修士の特定の課題についての研究の成果の審査は、学位論文審査基準を基に行い、特に以下の観点から総合的に行うものとする。

（1）　研究課題の明確性

（2）　課題を追求する上での方法論の適切性

（3）　研究方法及び調査方法の妥当性

（4）　研究の成果の妥当性

（5）　研究の新規性

4　前 2 項の審査の観点に加えて、各研究科において審査の観点を設けることができる。

5　論文審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験を行わないものとする。

（最終試験）

第12条　修士の学位に関する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について口述試問により行う。ただし、筆記試験を併せて行うこともできる。

2　最終試験は、学位論文を審査した教授が行うものとする。

3　ただしやむを得ないときは、研究科委員会の議を経て変更することができる。

4　最終の成績は、合格、不合格の評語をもってあらわす。

（審査期間）

第13条　修士論文の審査・最終試験は、論文提出期限後概ね 3 カ月以内に修了するものとする。

（審査委員の報告及び研究科の議決）

第14条　修士論文の審査並びに最終試験の結果は、学位論文等とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、研究科委員会に提出しなければならない。

2　研究科委員会の議を経て、大学院委員会の承認を得なければならない。

3　前項の研究科委員会の議決は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数の同意を必要とする。

（審査結果の報告）

第15条　研究科長は合格者の氏名及びその修士論文の審査並びに最終試験の結果を速やかに学長に報告するものとする。

（学位の授与）

第16条　学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位を授与し、修士の学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2　修士の学位記の授与は、3 月及び 9 月の年 2 回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3 月のみとすることができる。

第 4 章　博士の学位

第 1 節　課程修了による学位

（課程博士の学位論文提出）

第17条　博士課程（後期）に在学する学生が学位を申請しようとするときは、課程博士の学位論文正本 1 部、副本 2 部及び論文要旨 3 部を添えて研究科委員会に提出するものとする。

2　課程博士の学位論文は在学中に提出しなければならない。

3　前項の場合、論文審査料を免除する。

（審査委員、審査期間、審査報告）

第18条　課程博士の学位論文の審査及び最終試験は、研究科委員会が選出する指導教員を含む 3 名の審査委員が行う。

2　研究科委員会が必要と認めたときは、当該研究科以外の研究科の教員、または他の大学院等の協力　を得ることができる。

3　第 1 項の論文審査及び最終試験は、博士論文受理後 1 カ年以内に終了するものとする。ただし、特別な事由があるときは、研究科委員会の議を経て、1 年を超えない範囲においてその期間を延長することができる。

4　前項の場合には、研究科長は、延長する理由を付してその旨を学長に報告するとともに、当該申請者に通知しなければならない。

5　延長した期間内に学位論文の審査及び試験を終了することができない特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、1 年を超えない範囲においてその期間を再度延長することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

6　審査委員は、前項の論文の審査及び最終試験が終了したときは、論文審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

（試　験）

第19条　課程博士の最終試験は、学位論文を中心として、これと関連する研究領域について口頭又は筆記によって行う。

（研究科の議決）

第20条　研究科委員会は、第 18 条第 6 項の報告に基づいて審議し、課程博士の最終試験の合否について議決する。

2　前項の議決は、研究科委員会全員の過半数の出席を要し、出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

（議決報告）

第21条　研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は文書で学長に報告しなければならない。

（大学院委員会の議決）

第22条　学長は、前条の報告にもとづいて、大学院委員会を召集し、これを審議に付し、大学院委員会は、課程博士の学位授与の可否について議決する。

2　前項の議決は、大学院委員会全員の 3 分の 2 以上の同意を要する。

（課程博士の学位授与）

第23条　学長は、前条の審議を経て決定し、課程博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、課程博士の学位を授与できない者にはその旨通知する。

2　課程博士の学位授与は、3 月及び 9 月の年 2 回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3 月のみとすることができる。

第 2 節　論文提出による学位

（論文博士の学位論文提出）

第24条　第 5 条の規定により学位を得ようとする者は、学位申請書、博士論文正本 1 部、副本 2 部及び論文要旨 3 部、履歴書 2 通及び別に定める論文審査手数料を添えて研究科委員会に提出するものとする。

2　本大学院の博士課程に 3 年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学をした者が、再入学しないで博士の学位を申請する場合は、前項の規程による。

3　第 1 項により提出した論文及び論文審査手数料は返還しない。

4　本大学院の博士課程に 3 年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学をした者が、退学後 3 年以内において論文博士の学位授与を申請する場合は、第 1 項の論文審査手数料を免除する。

（学力の確認）

第25条　第 5 条第 1 項の審査の場合、専攻学術について本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学識と研究能力を有することを確認しなければならない。

2　学力の確認は、試問によって行うことを原則とし、試問は口頭及び筆答により行う。

3　本大学院の博士課程に 3 年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、退学から 5 年以内に論文博士の学位を申請した場合には、前項の学力の確認を免除する。

4　論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省くことができる。

（審査及び審査期間、試験、審査委員、議決）

第26条　論文博士の学位論文の審査及び試験の判定等は、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条を準用する。ただし、第 18 条及び第 19 条の最終試験は、試験と読み替えるものとする。

（論文博士の学位授与）

第27条　論文博士の学位授与申請者に対する学位記の授与は、第 22 条、第 23 条を準用する。

2　論文博士の学位授与は、その都度定める

第 3 節　学位論文の公表

（学位報告書）

第28条　本学が課程博士及び論文博士の学位（以下「博士の学位」という。）を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 カ月以内に学位報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位論文の審査要旨の公表）

第29条　本学が博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 カ月以内にその論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

2　前項の規定により学位論文を公表する場合は、東北福祉大学審査論文である旨明記しなければならない。

（学位論文の公表）

第30条　本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与した日から 1 年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される以前に、既に公表したときはこの限りではない。

2　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認をうけて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文にかえて、その内容を要約したものを

公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3　博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（博士学位論文の保存）

第31条　審査を終了した学位論文は本大学図書館に保存する。

第5章　学位の取消

（学位の取消）

第32条　本学において学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学長は当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返納させ、かつその旨を公表するものとする。

(1)　不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2)　その名誉を汚辱する行為を行ったとき。

(3)　前項の研究科委員会の議決は、それぞれ委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。

第6章　学位の名称

（学位の名称）

第33条　本学において学位を授与された者が、学位の名称をもちいるときは、次のように本学名を付記しなければならない。

学士（社会福祉学）	（東北福祉大学）
学士（福祉行政学）	（東北福祉大学）
学士（福祉心理学）	（東北福祉大学）
学士（産業福祉学）	（東北福祉大学）
学士（情報福祉学）	（東北福祉大学）
学士（教　育　学）	（東北福祉大学）
学士（看　護　学）	（東北福祉大学）
学士（リハビリテーション学）	（東北福祉大学）
学士（医療経営管理学）	（東北福祉大学）
修士（社会福祉学）	（東北福祉大学）
修士（福祉心理学）	（東北福祉大学）
修士（教　育　学）	（東北福祉大学）
博士（社会福祉学）	（東北福祉大学）

（学位記及び書類の様式）

第34条　学位記及び学位授与申請関係書類の様式は別表のとおりとする。

附　　則

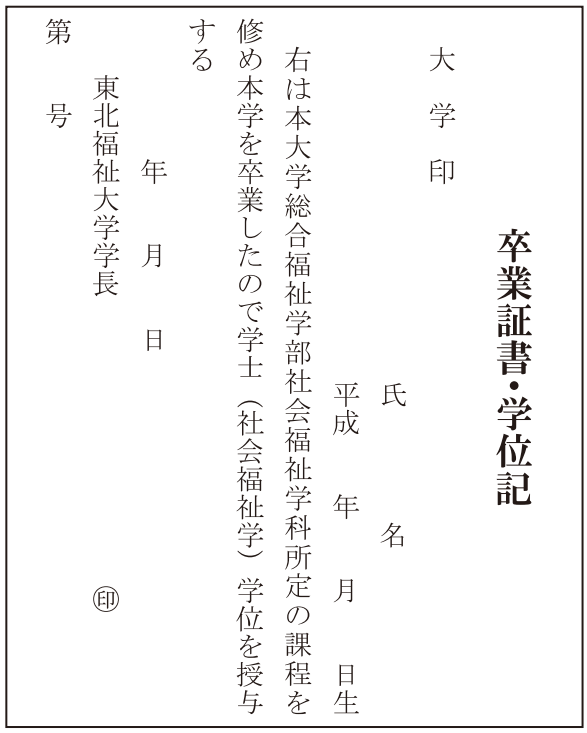
1.　この規程は、昭和52年4月1日よりこれを施行する。

2.　この規程は、平成7年4月1日より一部変更施行する。

3. この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より一部変更施行する。
4. この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より一部変更施行する。
5. この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より一部変更施行する。
6. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より一部変更施行する。
7. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より一部変更施行する。
8. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より一部変更施行する。

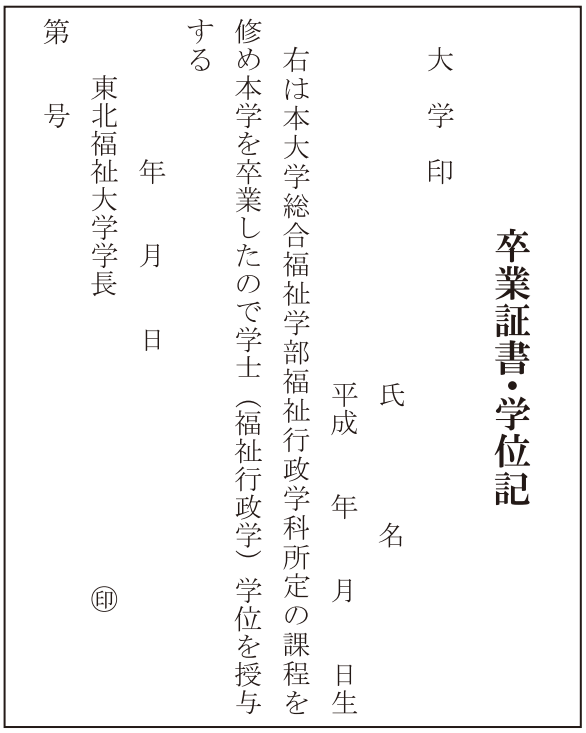
別表第１

（総合福祉学部社会福祉学科）



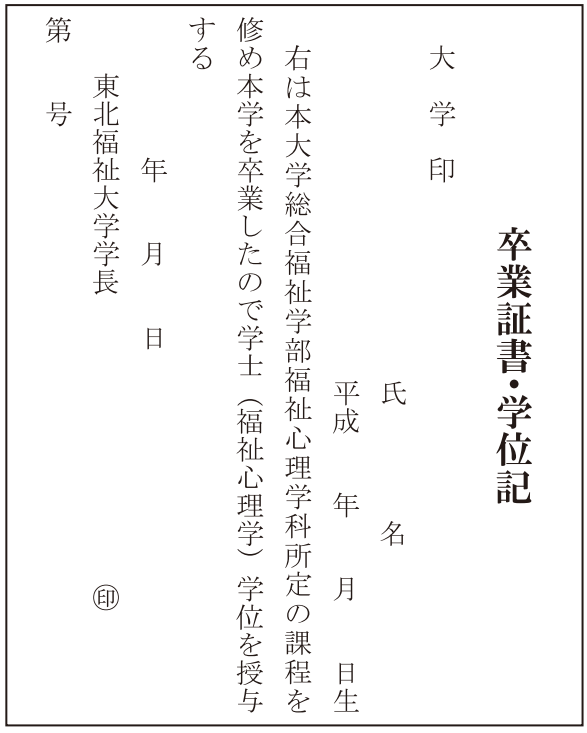
別表第２

（総合福祉学部福祉行政学科）



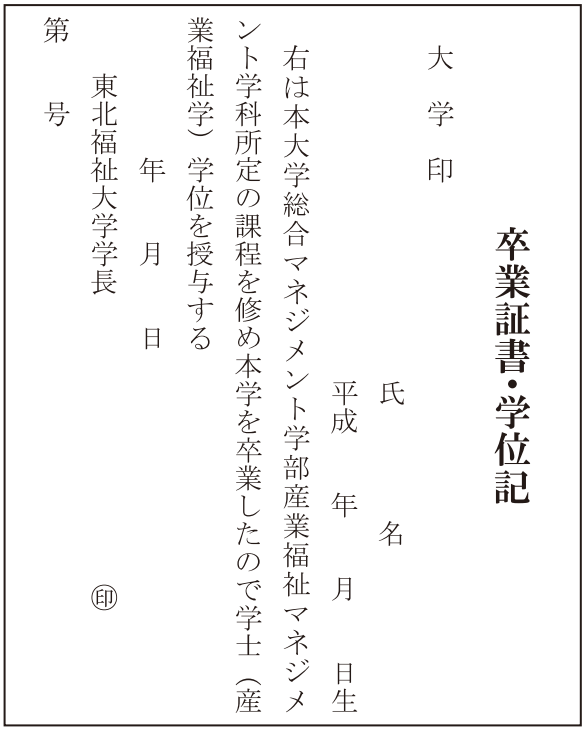
別表第３

（総合福祉学部福祉心理学科）



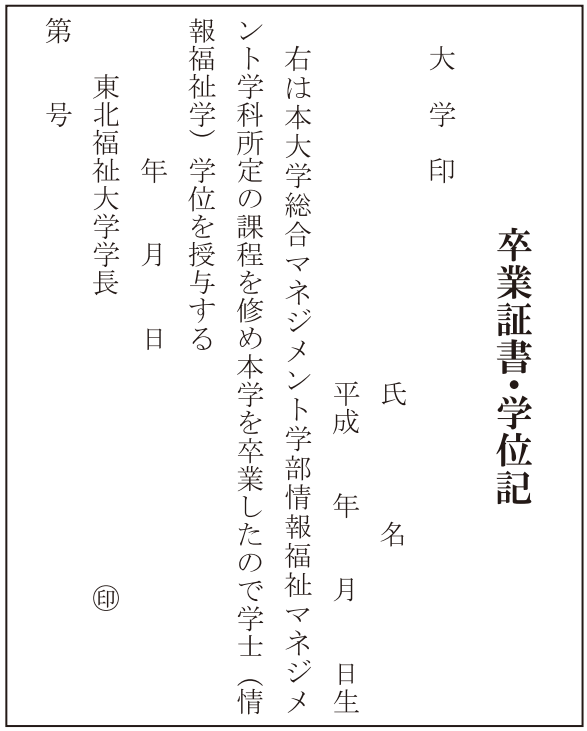
別表第４

（総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科）



別表第５

（総合マネジメント学部情報福祉マネジメント学科）



卒業証書・学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

右は本大学総合マネジメント学部情報福祉マネジメント学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（情報福祉学）学位を授与する

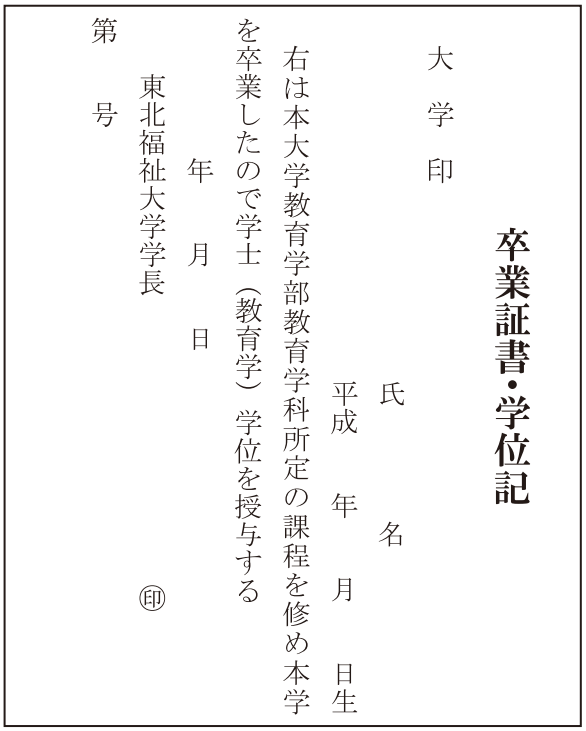
年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

第　号

別表第６

（教育学部教育学科）



卒業証書・学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

右は本大学教育学部教育学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（教育学）学位を授与する

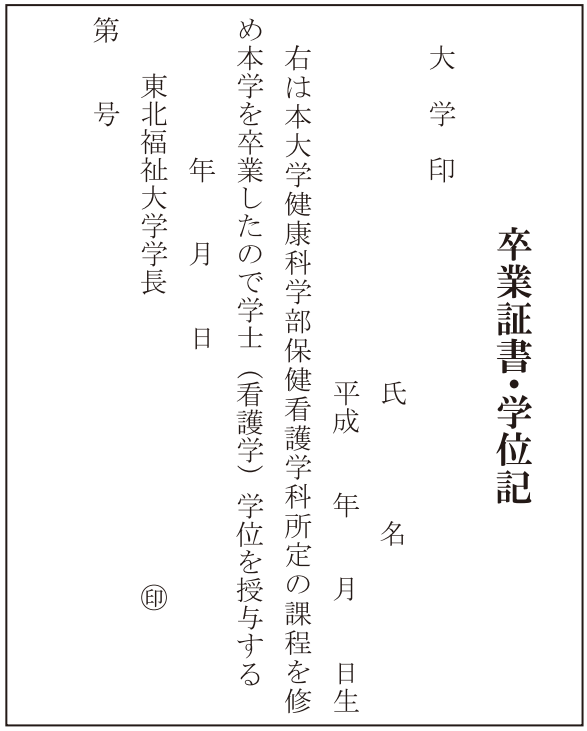
年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

第　号

別表第７

（健康科学部保健看護学科）



卒業証書・学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

右は本大学健康科学部保健看護学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（看護学）学位を授与する

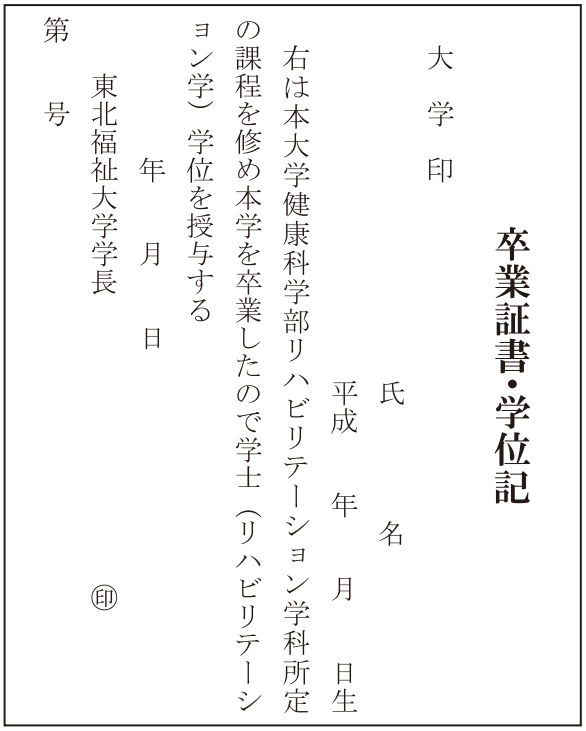
年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

第　号

別表第８

（健康科学部リハビリテーション学科）



卒業証書・学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

右は本大学健康科学部リハビリテーション学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（リハビリテーション学）学位を授与する

年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

第　号

別表第９

（健康科学部医療経営管理学科）

卒業証書・学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

右は本大学健康科学部医療経営管理学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（医療経営管理学）学位を授与する

年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

第　号

別表第１０

（総合福祉学研究科社会福祉学専攻修士課程）

学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

本学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻の修士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したので修士（社会福祉学）の学位を授与する

年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

修第　号

別表第１１

（総合福祉学研究科福祉心理学専攻修士課程）

学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

本学大学院総合福祉学研究科福祉心理学専攻の修士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したので修士（福祉心理学）の学位を授与する

年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

修第　号

別表第１２

（教育学研究科教育学専攻修士課程）

学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

本学大学院教育学研究科教育学専攻の修士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したので修士（教育学）の学位を授与する

年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

修第　号

別表第１３

（総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程（後期）

学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

本学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻の博士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したので博士（社会福祉学）の学位を授与する

年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

博第　号

別表第１４

第５条の規程により授与する学位記の様式

学位記

大学印

氏名

平成　年　月　日生

本大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士（社会福祉学）の学位を授与する

年　月　日

東北福祉大学学長　㊞

博第　号

別表第１５

第 24 条の規定による単位申請書の様式

学位申請書

年　月　日

東北福祉大学長　殿

氏　名　㊞

貴学学位規則第 5 条の規定により論文に論文要旨、履歴書および論文審査手数料〇〇円を添え博士（社会福祉学）の学位の授与を申請いたします。

備考　学位申請書は１通、論文は正副あわせて３部（参考論文についても同様）、論文要旨は３部（4000 字以内）、履歴書は２通を提出すること。

学位論文審査基準

別添２

東北福祉大学大学院　総合福祉学研究科・教育学研究科

本研究科では、学位審査にあたり、そのプロセスと審査に必要な要件を定めているほか、以下の審査基準を総合的に評価し、かつ学位を授与する専門分野の特性を考慮して本研究科の学位授与方針に基づき学位授与を決定する。

区分		修士論文の審査基準		博士論文の審査基準
研究テーマの妥当性	1	明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。	1	申請された学位に妥当であると同時に、明確で適切な問題意識の下に、学術的及び社会的意義が認められる研究テーマが設定されていること。
研究方法の適切性（情報収集の適切性を含む）	2	研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法を採用し、情報や資料の収集、調査、実験、結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。	2	研究テーマと当該研究領域に求められる研究方法により、情報や資料の収集、調査、実験等を十分に実施し、結果の処理や分析が適切かつ十分に実施されていること。
	3	先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連および相違を明確に提示しつつ、研究がすすめられていること。	3	先行研究を十分に理解、検討し、研究テーマとの関連および相違を明確に提示しつつ、研究がすすめられていること。
論述・論旨の妥当性	4	修士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開が一貫しており、設定したテーマに対応した明確な結論が提示されていること。	4	博士論文の構成、論述が明確かつ適切で、結論に至る論理展開が一貫しており、設定したテーマに対応した明確かつオリジナルな結論が提示されていること。
論文作成能力	5	修士論文の体裁、語句の使用、文章表現、図表の作成法が的確で、かつ情報や文献の引用が適切であること。	5	博士論文の体裁、語句の使用、文章表現、図表の作成法が的確で情報や文献の引用が適切であり、高度な研究者に相応しい論文作成能力があると認められること。
成果の水準	6	研究成果は新規性または有用性が認められ、研究の信頼性が確保されていること。	6	当該学問分野における研究を発展させるに足る知見（学術的価値）が見出されること。また、その点に基づいて申請者が近い将来自立した研究者として、当該分野の中で活躍していく能力及び学識が認められること。
その他			7	国際的なレベルでの高度な知識と技術を有し、協調性を持ちながらも独立した研究者及び専門家としての豊かな学識が認められると同時に、研究者としての倫理を理解し社会への責任を果たすことが期待できること。

履 修 規 程

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

大学院履修規程

（学則その他との関係）

第 1 条　この規程は、東北福祉大学大学院総合福祉学研究科・教育学研究科の履修に関しては、東北福祉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び東北福祉大学学位規則（以下「学位規則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（授業科目）

第 2 条　本大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導により行うものとする。

（単位の計算方法）

第 3 条　授業科目の単位の計算方法は、大学院学則第13条に規定するところによる。

（履修方法）

第 4 条　履修すべき科目、単位及び履修の方法は、博士課程・修士課程の各研究科・専攻ごとに別表に定めるとおりとする。

2　授業科目の選択にあたっては、指導教員を定め、その指示を受けなければならない。

3　指導教員が研究上必要と認めたときは、研究科以外の授業科目を指定して、履修させることがある。ただし、その場合は、研究科委員会の承認が必要となる。

（履修の登録）

第 5 条　学生は、履修を希望する科目について、指定の期日までに Web 履修を完了しなければならない。

2　履修登録後は、原則として授業科目を追加変更することはできない。

（履修の禁止）

第 6 条　次に掲げる授業科目は、履修することができない。

⑴　履修登録していない授業科目

⑵　単位修得済した授業科目

⑶　授業時間が重複する授業科目

⑷　上級年次配当科目

（単位の認定）

第 7 条　授業科目の単位の認定は、試験により行う。

2　試験は定期試験、追試験、再試験、その他とする。

3　試験の方法は、筆記試験、口述試験、その他レポート等の提出による。

4　成績は、試験及び平常の成績・出席状況等で総合的に判定する。

（試　験）

第 8 条　試験の種類は、次のとおりとする。

⑴　定期試験

原則として、各学期末に行う。

⑵　追試験

病気その他止むを得ないと認められる事由により、定期試験を受験できなかった者について、本人の願い出に基づき行う。

⑶　再試験

定期試験又は追試験等で不合格となった者については、本人の願い出に基づき、必要と認めた場合に行うことができる。受験料は1科目3,000円とする。

（無資格）

第9条　次に該当するものは、定期試験を受験することはできない。

⑴　その授業科目につき、開講実回数の1／3以上を欠席した者。

⑵　履修登録をしなかったもの。

⑶　学費未納者。

⑷　上級年次配当科目。

2　上記該当者は掲示で発表する。

（成績の評価）

第10条　成績は、優（80点以上）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）で表し、可以上を合格とする。

2　再試験の合格者の成績は、65点を限度とする。

（不正行為）

第11条　各試験にあたり不正行為があった場合は、即時処分として一部又は全科目を無効とし、その他の処分は研究科委員会で決定し発表する。

（課程修了）

第12条　課程修了の認定については、研究科委員会の議を経て大学院委員会の承認に基づき学長が行う。

（その他）

第13条　その他履修に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

1．この規程は昭和51年4月1日より施行する。

2．この規程は平成11年4月1日より変更施行する。

3．この規程は平成14年4月1日より変更施行する。

4．この規程は平成27年4月1日より変更施行する。

修 士 課 程

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

修　士　課　程

1．課程の目的

本学の学部における一般的ならびに専門的教養の上に、さらに広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

2．修業年限及び在学年限

修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

3．課程修了の要件

本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について必修、選択科目を合わせて30単位以上（ただし、総合福祉学研究科福祉心理学専攻臨床心理学分野は34単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

4．授業科目の履修方法

⑴　学生は、履修を希望する科目について、指定期日までに履修登録をしなければならない。

⑵　履修登録後は、原則として授業科目を変更することはできない。

⑶　履修登録に際しては指導教員と相談の上、履修計画をたてる。

5．研究指導の方法

⑴　授業科目の履修及び学位論文等の指導は、研究科委員会が定めた教員によって行う。

⑵　学生は原則として履修を進めるなかで自らの研究計画に基づき、前項の教員の中から指導教員を希望できる。

⑶　研究科は、学生に研究の進捗状況、経過報告を求め、専攻ごとに1年次の別に定める期間内に研究計画発表会を開くものとする。

⑷　研究科は、学生に研究の進捗状況、経過報告を求め、専攻ごとに2年次の別に定める期間内に中間報告会を開くものとする。

6．学位論文（修士論文）の題目作成、提出

⑴　学位論文を作成、提出しようとする者は、本修士課程に1年以上在学し、提出する前年度末までに所属専攻の授業科目から20単位以上の単位を修得した者でなければ提出できない。

⑵　学位論文（修士論文）を提出できる期間は、入学後4年以内とする。

⑶　学位論文（修士論文）提出予定者は、学位請求論文計画書を、1年次の9月30日まで希望の指導教員名を記載して、大学院事務室に提出のこと。

⑷　学位論文（修士論文）の提出期日は、論文を提出する年度の1月20日までとし、大学院事務室に提出のこと。

⑸　学位論文（修士論文）作成要領は学位論文提出要項のとおりとする。

７．学位論文（修士論文）の審査及び最終試験

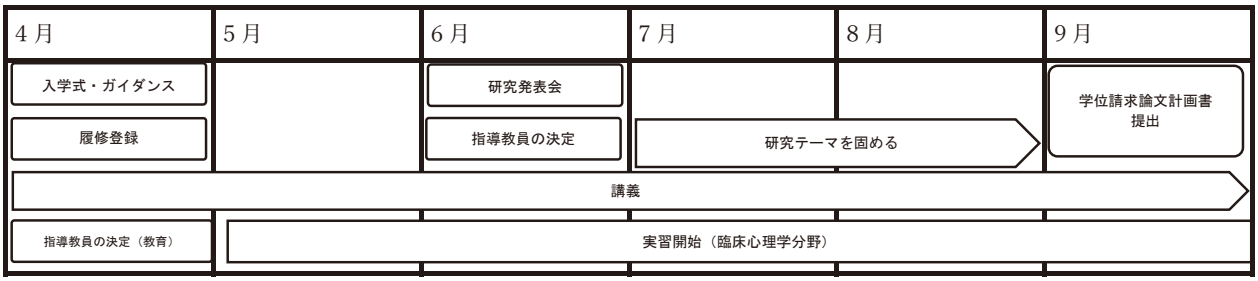
⑴　学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを審査する。

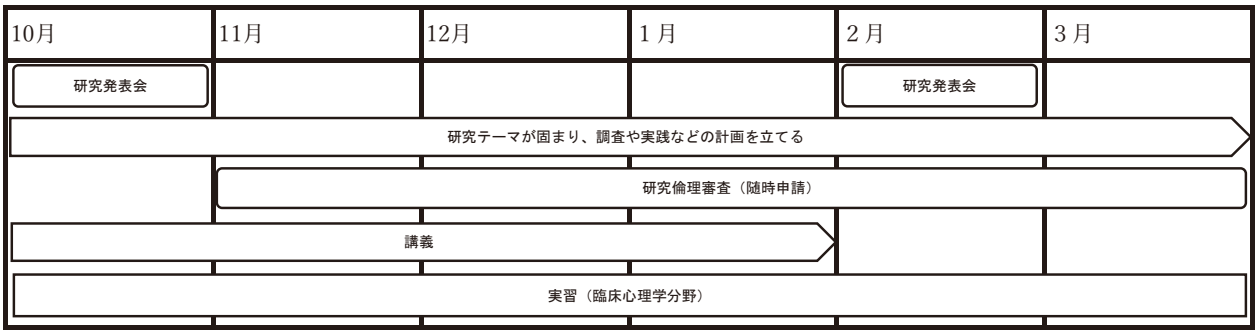
⑵　最終試験は、学位論文を審査した教授が行うものとする。

⑶　論文審査を不合格と判定されたときは、最終試験を行わないものとする。

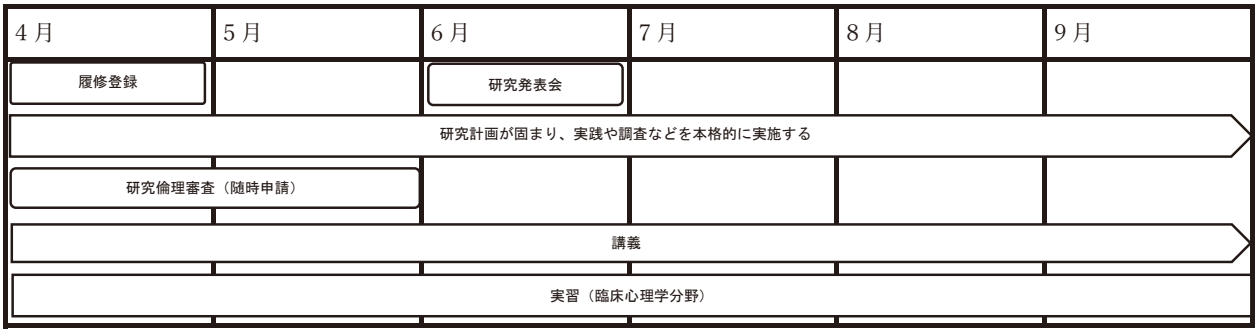
【総合福祉学研究科・教育学研究科】修士論文提出・修了までの流れ

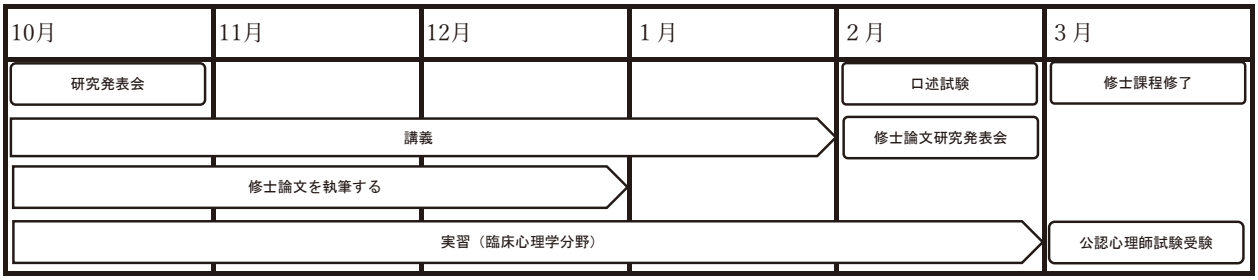
（１年目の例）修士論文の作成の準備期間。講義に出席し、単位修得をする。研究テーマを固める。





（２年目の例）指導教員から指導を受けながら、研究を遂行し、修士論文の執筆を行う。





博 士 課 程

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

博　士　課　程

1．課程の目的

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力およびその基礎となる学識を養うことを目的とする。

2．修業年限及び在学年限

修業年限は 3 年とし、6 年を超えて在学することはできない。

3．課程修了の要件

本大学院に 3　年以上在学し、所定の授業科目について18単位以上修得し、かつ必要な研究指導をうけた上、学位論文（博士論文）の審査及び最終試験に合格するものとする。

4．授業科目の履修方法

⑴　学生は、履修を希望する科目について、指定期日までに履修登録をしなければならない。

⑵　履修登録後は、原則として授業科目を変更することはできない。

⑶　履修登録に際しては指導教員と相談の上、履修計画をたてる。

5．研究指導の方法

⑴　主査指導教員を中心とした複数の指導教員による研究指導体制のもと、専攻分野以外の他分野を含めた視野の広い研究が可能となることを目指す。

①　学生各自に、指導教員として主査指導教員及び副査指導教員を定める。主査指導教員は研究指導に責任ある役割を担い、副査指導教員はこれを補佐する。

②　学生各自に対する主査指導教員及び副査指導教員の選任は、学生の入学後、研究科長、主査指導教員予定者等との面談を終えた後に決定し、研究科委員会で承認を得る。

③　主査指導教員予定者は、学生から入学選抜の出願前に予め研究内容の相談を受け、その研究指導を承諾していなければならない。

⑵　指導教員は、指導を受ける学生が入学後は年次追って計画的に研究活動を遂行し、課程の修了期間内に評価に耐え得る学位論文（博士論文）を完成できるよう指導に努める。

⑶　本課程における学生の研究活動及び指導教員の研究指導は、学位論文の作成に向けて次のスケジュールに沿って行う。

①　本課程の出願時に、研究計画の概要を提出する。

②　入学後、指導教員が決定した学生は、学位論文提出までの研究の進め方についての打ち合わせ、授業科目の履修相談等を行う。

③　学生は研究を開始するにあたり研究計画書を作成、提出する。研究計画書には研究題目、研究目的、研究方法、研究の背景、研究計画等を記載する。

④　指導教員は、定期的に学生に研究経過を報告させて指導を行う。

⑤　中間発表会では、教員や他学生の質疑、講評をうけ、以後の論文作成への課題を把握する機会とする。

⑥　2年次終了時には、研究の進み具合を見ながら、指導教員の指導のもとに博士論文作成計画書を提出する。

⑷　学生自らが研究テーマを開拓でき得る高度な能力と学識を養うために、研究指導の一環として次の項目を特に指導する。

①　学会活動としては、学生自らの研究成果を所属学会にて毎年1回以上報告発表する。

②　TA制度を活用し、学部、修士課程の教育における講義、演習、実習等の補助業務を通じて、自らの教育力や研究力を高める訓練の機会を提供する。

6．論文審査、最終試験、課程修了、学位授与

論文審査等については、学位規則の定めるところによる。

学位論文提出要項

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

〔総合福祉学研究科　修士課程論文提出要項〕

東北福祉大学大学院修士課程修了要件の一つである修士論文は以下の作成基準に従って作成すること。

1．形式

用紙サイズ	A 4 縦	
用 紙 方 向	縦置き	
余　　白	上	30mm
	下	30mm
	左	30mm
	右	30mm
文 字 方 向	横書き	
字　　体	明朝体	
文字サイズ	10.5ポイント	
	和文	全角
	欧文	半角
	数字	半角の算用数字
行　　数	40行／ページ	
字　　数	40字／行	
タ　　ブ	5 字間隔	

2．字数

上記形式に従い、図表・注・引用文献を含めて40,000字以上とする。図表は 1 点につき600字換算とする。 1 頁全体を使用する図表については1,600字換算とする。

3．執筆にあたり

⑴　上記形式に従い、パソコンで作成し、印字した論文は正本・副本の 2 部を提出する。

⑵　文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注・引用文献・参考文献の記述形式は「 4．注および引用・参考文献の表示について」にて詳細を記す。

⑶　本文の冒頭に要約を記す。

⑷　利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。また、記述においてプライバシー侵害がなされないように細心の注意をなすこと。

4．注および引用・参考文献の表示について

⑴　注の表示について

①本文注と文献注を明確に分離する。

例 1 ）　佐藤（1999：531）は，X について「――――――」と述べている[1)].

例 2 ）　佐藤は，X について「――――――」と述べている（佐藤1999：531）[1)].

著者名・発行年・引用ページを本文に挿入する。ただし、引用文献が論文などで出所が分かりやすい場合は引用ページを記載しなくてもよいが、単行本などの場合は出所が分かりやすいように、引用ページを明示する。

②文末には、注と文献の欄を別に設ける。

（なお、右肩添え字は注の指示であって引用文献の指示ではない）

例）（注）

1 ）ただし佐藤は，Y についてはこれほど明確に述べているわけではない.

（文献）

佐藤豊道（1999）「―――論文名―――」『――著書名――』巻数－号数，ページ数.

⑵　句読点の使用について

佐藤は，X について「――――――」と述べている（佐藤1999:531）[1)].

コンマとピリオドを用いる。

⑶　引用について

基本的に、論文中の引用方式を統一する。

①短い引用の場合

本文中に「　　」でくくる形で引用を行なう。その際、引用文中に「　　」が使用されている場合は『　　』に変更する。

②長い引用の場合（□は空欄を表す）

本文・・・・・・・・・・・・・・・

1 行空ける

□□□・・・・・・・・・・・・・・

□□・・・・・・・・・・・・・・・

□□・・・・・・・・・・・・・.（佐藤1999：531）

1 行空ける

□本文・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・

③翻訳のある外国書からの引用について

原典から直接引用する場合は Julie Pryke and Martin Tomas（1998：23-4）あるいは（Julie Pryke and Martin Tomas 1998:23-4）のように記載し、翻訳書から引用する場合は Julie Pryke and Martin Tomas（＝1998：34-5）あるいは（Julie Pryke and Martin Tomas ＝1998：34-5）のように記載する。

⑷　参照の表示の仕方について

X についての先行研究を概観すると次のような特徴がみられる（名前：西暦出版年；名前：西暦出版年；名前：西暦出版年）.

⑸　文献の記載方法について

①邦文の文献

1 ）単著の場合

著者名（出版年）『書名（タイトル――サブタイトル）』出版社名.

2 ）共著の場合

文献上の著者順（出版年）『書名（タイトル――サブタイトル）』出版社名.

3 ）編著の場合

編者名（出版年）『書名（タイトル――サブタイトル）』出版社名.

4 ）編書論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」編者名『書名』出版社名，論文初頁―終頁.

5 ）雑誌論文の場合

論文著者名（出版年）「論文名」『掲載雑誌（もしくは紀要）名』巻（号），論文初頁―終頁.

※ 1　3 名を越える著者については 3 名まで連記し、それ以上は「ほか（欧文の場合は et al）」で表記する。

※ 2　『雑誌名』『紀要名』は出版元に関する表記は原則必要ないが、その名だけでは出版元がわかりにくい場合は表記する。

※ 3　雑誌・紀要の巻・号については、例えば第42巻第 2 号を42⑵と表記する。巻のみ、もしくは号のみの場合は、例えば第25号を25と表記する。

※ 4　掲載ページが年巻通算ページで記載されているものは、そのページで表記する。その場合は、号数表示を省略してよい。

6 ）翻訳書の場合

原典の書誌情報.（＝翻訳の出版年，訳者名『訳書のタイトル』出版社名.）

例 1 ）

Thane, Patricia (1996) The Foundaions of The Welfare State, 2nd Ed., Longman.（＝2000，深澤和□子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史――経済・社会・政治・文化的背景』ミネ□ルヴァ書房.）

例 2 ）

Thane, Patricia (1996) *The Foundaions of The Welfare State, 2nd Ed*., Longman.（＝2000，深澤和□子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史――経済・社会・政治・文化的背景』ミネ□ルヴァ書房.）

※ 1　原典の書名はイタリック体で表記するか、もしくは下線を引く。

※2　ファースト・オーサーのみ　ファミリーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム（イニシャルのみ）. で表記し、後はファミリーネーム，ファースト／ミドルネーム（イニシャルのみ）．で表記する。複数の表示は and を使用する。

※3　掲載雑誌名・書名はイタリック体、もしくは下線を引く。

7）初出誌の掲載誌と再掲編著書を共に示したい場合
初出誌に関する書誌情報（再録：再録編著書に関する書誌情報）
※掲載ページ表示において123－157という場合には、123-57という表示でよい。

8）調査報告書の場合
研究代表者名（刊行年）『タイトル』○○年度○○○○報告書，研究機関名.

9）政府刊行物等の場合
編集機関名（出版年）『タイトル』発行元.

10）修士論文・博士論文の場合
著者名（論文提出年）「論文タイトル」○○大学大学院○○学研究科○○年度修士論文（あるいは博士学位論文）.

11）学会報告原稿の場合
著者名（発行年）「原稿タイトル」『学会報告要旨集名』（開催大学名），ページ.

12）電子メディア情報の場合
著者名（公表年または最新の更新年）「当該情報のタイトル」（URL，アクセス年月日）.

②欧文の文献

1）単著の場合

例 1）
著者のファミリーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム（出版年）タイトル：サブタイトル，出版社名.

例 2）
著者のファミリーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム（出版年）*タイトル：サブタイトル*，出版社名.

※1　タイトル：サブタイトルはイタリック体もしくは下線を引く。

※2　ファーストネーム　ミドルネームはイニシャルだけでもよい。その場合は、イニシャル.（ピリオド）となる。

2）共著の場合
ファーストオーサーのファミリーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム and 共著者のファミリーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム.（出版年）書名，出版社名.

3）編書の場合
編者名の後に、編者が 1 人の場合は ed.　複数の場合は eds.　を入れる。

4）書籍掲載論文の場合
（例）
Stalker, Susan (2001) Inclusive Daytime Opportunities for People with Learning Disabilities, Chris Clark ed. Adult Day Services and Social Inclusion. Jessica Kingsley Publishers, 46-66.

5）雑誌論文の場合
（例）
Schoenberg, Nancy E., Coward,R.T. and Albrecht, S.L. (2001) Attitudes of Older Adults About Community-Based Services: Emergent Themes from In-Depth Interviews, Journal of Gerontological Social Work, 35(4), 3-20.

⑹　文末における注リストの記載方式：片カッコ№を列挙する。

例）　（注）
1）□・・・・・・・本文
□□・・・・・・・・・
2）
3）
：

⑺　文末における文献リストの記載方法

①文献リストには本文中の引用もしくは言及した文献のみを記載する。

② 1 文献ごとに改行する。
③著者（ファーストオーサーのファミリーネーム）の ABC 順に並べる。日本人のラ行は R の位置につける。
④同一著者の複数の文献がある場合は、出版年の古い順に並べる。
⑤同一著者の複数の文献が同一出版年である場合は、（出版年 a）（出版年 b）（出版年 c）という具合に並べる。
⑥同一著者が共著のファーストオーサーになっている場合は、単著が終わった後に並べる。
例）（文献）

・・・・・・・・・・
□・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
□・・・・・・・・・
：

本要項は日本社会福祉学会機関誌執筆要領、日本社会学会編集委員会『社会学評論スタイルガイド』、日本心理学会『心理学研究　執筆・投稿の手びき（1991年改訂版）』を参考にしている。

5．製本

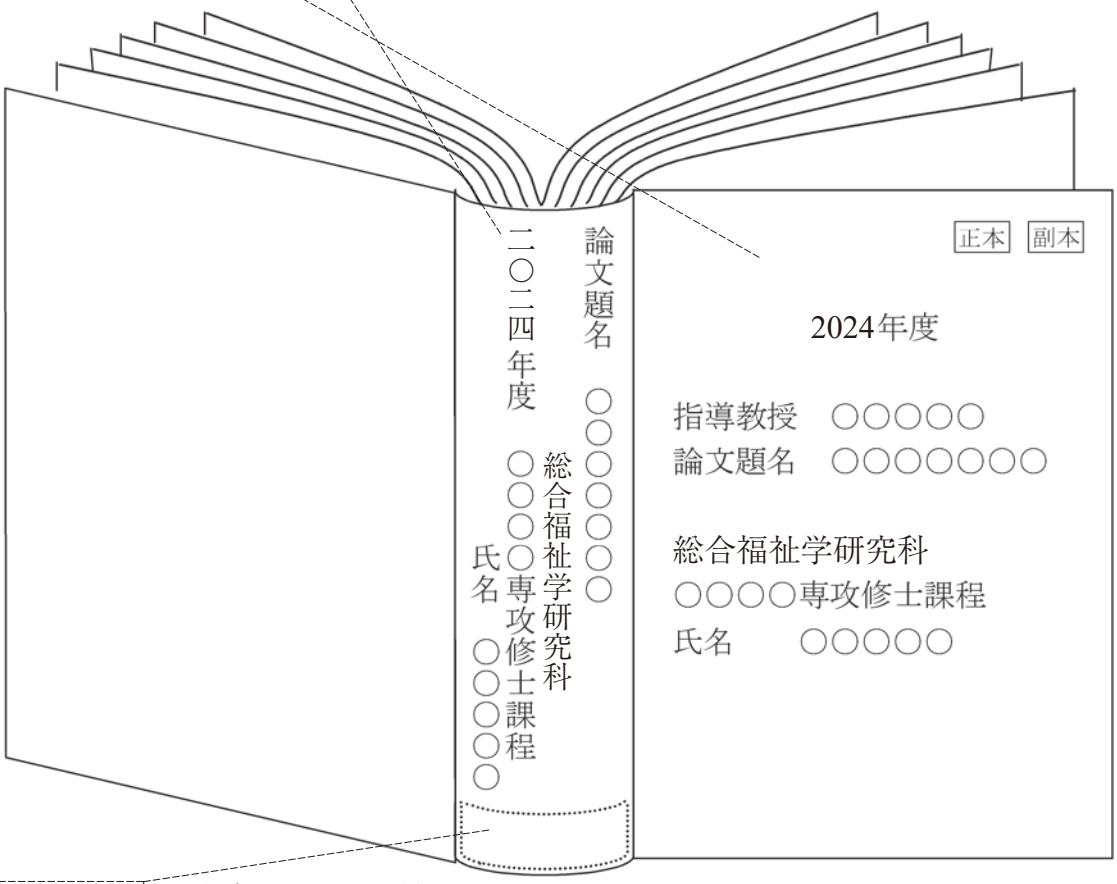
5.1　製本方法

修士論文は以後の差し替えが行えないように簡易製本をして正本・副本の 2 部提出すること。例えば次の方法で製本する。

・オフィス等に備えられている簡易製本機による製本
・市販されている簡易製本キットによる製本
・業者による簡易製本

5.2　記載事項

綴じ方および表紙、背表紙等の記載事項は次図のとおりである。
例）



背表紙の下部には保存用ラベルを添付するので 4 cm 空ける。
表紙裏に**論文審査票**をのりづけすること。

上余白　30㎜

□□□□□□□□□□□□□□主題□□□□□□□□□□□□□

－□□□□□□□□□副題□□□□□□□□□－

総合福祉学研究科□□□□□専攻修士課程

△△ G □△△△　□□氏名□□

要約

本文冒頭に要約を記す。□□□□□□□□□□□□□

〔教育学研究科　修士課程論文提出要項〕

東北福祉大学大学院修士課程修了要件の一つである修士論文は以下の作成基準に従って作成すること。

1.　形式

用紙サイズ	A4 縦	
用紙方向	縦置き	
余白	上	30 mm
	下	30 mm
	左	30 mm
	右	30 mm
文字方向	横書き	
字体	明朝体	
文字サイズ	12 ポイント　ただし表紙・中表紙は 14 ポイント	
	和文	全角
	欧文	半角
	数字	半角の算用数字
行数	35 行	
字数	35 行	
タブ	5 字間隔	

2.　字数

上記形式に従い、図表・注・引用文献を含めて 40,000 字以上とする。図表は 1 点につき 600 字換算とする。1 頁全体を使用する図表については 1,600 字換算とする。

3.　執筆にあたり

⑴　上記形式に従い、パソコンで作成し、簡易製本した論文は 3 部を提出する。
⑵　文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注・引用文献・参考文献の記述形式は「5. 注および引用・参考文献の表示について」にて詳細を記す。
⑶　本文の冒頭に 800 字程度の要約を記す。
⑷　利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記すること。また、記述において個人が特定されないように細心の注意をすること。

4.　全体構成

⑴　タイトルページ（所属・氏名を含む）
⑵　目次
⑶　要旨
⑷　本文
⑸　注
⑹　引用・参考文献

5.　注および引用・参考文献の表示について

⑴　注の表示について

以下に例を示すが、具体的には指導教員の指示に従うこと。

①本文注と文献注を明確に分離する。

例 1）　佐藤（1999：531）は，X について「――――――」と述べている[1)]．

例 2）　佐藤は，X について「――――――」と述べている（佐藤 1999：531）[1)]．

著者名・発行年・引用ページを本文に挿入する。ただし、引用文献が論文などで出所が分かりやすい場合は引用ページを記載しなくてもよいが、単行本などの場合は出所が分かりやすいように、引用ページを明示する。

②文末には、注と文献の欄を別に設ける。

（なお、右肩添え字は注の指示であって引用文献の指示ではない）

例）（注）
1） ただし佐藤は，Y についてはこれほど明確に述べているわけではない.
（文献）
佐藤豊道（1999）「――論文名――」『――著書名――』巻数－号数，ページ数.

⑵ 句読点の使用について
佐藤は，X について「――――」と述べている（佐藤 1999：531）[1]，

⑶ 引用について
基本的に、論文中の引用方式を統一する。
①短い引用の場合
本文中に「　　」でくくる形で引用を行なう。その際、引用文中に「　　」が使用されている場合は『　　』に変更する。
②長い引用の場合（□は空欄を表す）
本文・・・・・・・・・・・・・・・
1 行空ける
□□□・・・・・・・・・・・・・・
□□・・・・・・・・・・・・・・・
□□・・・・・・・・・・・・・.（佐藤 1999：531）
1 行空ける
□本文・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・
③翻訳のある外国書からの引用について
原典から直接引用する場合は Julie Pryke and Martin Tomas（1998：23-4）あるいは（Julie Pryke and Martin Tomas 1998：23-4）のように記載し、翻訳書から引用する場合は Julie Pryke and Martin Tomas（＝1998：34-5）あるいは（Julie Pryke and Martin Tomas = 1998：34-5）のように記載する。

⑷ 参照の表示の仕方について
X についての先行研究を概観すると次のような特徴がみられる（名前：西暦出版年；名前：西暦出版年；名前：西暦出版年）.

⑸ 文献の記載方法について
①邦文の文献
1） 単著の場合
著者名（出版年）『書名（タイトル――サブタイトル）』出版社名.
2） 共著の場合
文献上の著者順（出版年）『書名（タイトル――サブタイトル）』出版社名.
3） 編著の場合
編者名（出版年）『書名（タイトル――サブタイトル）』出版社名.
4） 編書論文の場合
論文著者名（出版年）「論文名」編者名『書名』出版社名，論文初頁―終頁.
5） 雑誌論文の場合
論文著者名（出版年）「論文名」『掲載雑誌（もしくは紀要）名』巻（号），論文初頁―終頁.
※1 3 名を越える著者については 3 名まで連記し、それ以上は「ほか（欧文の場合は et al）」で表記する。
※2 『雑誌名』『紀要名』は出版元に関する表記は原則必要ないが、その名だけでは出版元がわかりにくい場合は表記する。
※3 雑誌・紀要の巻・号については、例えば第 42 巻第 2 号を 42⑵と表記する。巻のみ、もしくは号のみの場合は、例えば第 25 号を 25 と表記する。
※4 掲載ページが年巻通算ページで記載されているものは、そのページで表記する。その場合は、号数表示を省略してよい。
6） 翻訳書の場合
原典の書誌情報.（＝翻訳の出版年，訳者名『訳書のタイトル』出版社名.）
例 1）
Thane, Patricia (1996) The Foundaions of The Welfare State, 2nd Ed., Longman.（=2000，深澤和

□子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史――経済・社会・政治・文化的背景』ミネ
□ルヴァ書房.）

例 2）

Thane, Patricia (1996) *The Foundaions of The Welfare State, 2nd Ed*., Longman.（=2000，深澤和
□子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史――経済・社会・政治・文化的背景』ミネ
□ルヴァ書房.）

※ 1　原典の書名はイタリック体で表記するか、もしくは下線を引く。

※ 2　ファースト･オーサーのみ　ファミリーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム（イニシャルのみ）．で表記し、後はファミリーネーム，ファースト／ミドルネーム（イニシャルのみ）．で表記する。複数の表示は and を使用する。

※ 3　掲載雑誌名・書名はイタリック体、もしくは下線を引く。

7）　初出誌の掲載誌と再掲編著書を共に示したい場合

初出誌に関する書誌情報（再録：再録編著書に関する書誌情報）

※掲載ページ表示において 123−157 という場合には、123-57 という表示でよい。

8）　調査報告書の場合

研究代表者名（刊行年）『タイトル』○○年度○○○○報告書，研究機関名.

9）　政府刊行物等の場合

編集機関名（出版年）『タイトル』発行元.

10）　修士論文・博士論文の場合

著者名（論文提出年）「論文タイトル」○○大学大学院○○学研究科○○年度修士論文（ある
□いは博士学位論文）.

11）　学会報告原稿の場合

著者名（発行年）「原稿タイトル」『学会報告要旨集名』（開催大学名），ページ.

12）　電子メディア情報の場合

著者名（公表年または最新の更新年）「当該情報のタイトル」（URL，アクセス年月日）.

②欧文の文献

1）　単著の場合

例 1）

著者のファミリーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム（出版年）タイトル：サブタイト
□ル，出版社名.

例 2）

著者のファミリーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム（出版年）*タイトル：サブタイト*
□*ル*，出版社名.

※ 1　タイトル：サブタイトルはイタリック体もしくは下線を引く。

※ 2　ファーストネーム　ミドルネームはイニシャルだけでもよい。その場合は、イニシャル．（ピリオド）となる。

2）　共著の場合

ファーストオーサーのファミリーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム and 共著者のファミ
□リーネーム，ファーストネーム　ミドルネーム.（出版年）書名，出版社名.

3）　編書の場合

編者名の後に、編者が 1 人の場合は ed.　複数の場合は eds.　を入れる。

4）　書籍掲載論文の場合

（例）

Stalker, Susan (2001) Inclusive Daytime Opportunities for People with Learning Disabilities, Chris Clark
□ed. Adult Day Services and Social Inclusion. Jessica Kingsley Publishers, 46-66.

5）　雑誌論文の場合

（例）

Schoenberg, Nancy E., Coward, R.T. and Albrecht, S.L. (2001) Attitudes of Older Adults About
□Community-Based Services: Emergent Themes from In-Depth Interviews, Journal of Gerontological
□Social Work, 35(4), 3-20.

⑹　文末における注リストの記載方式：片カッコ No. を列挙する。

例）　（注）

1）□・・・・・・・本文

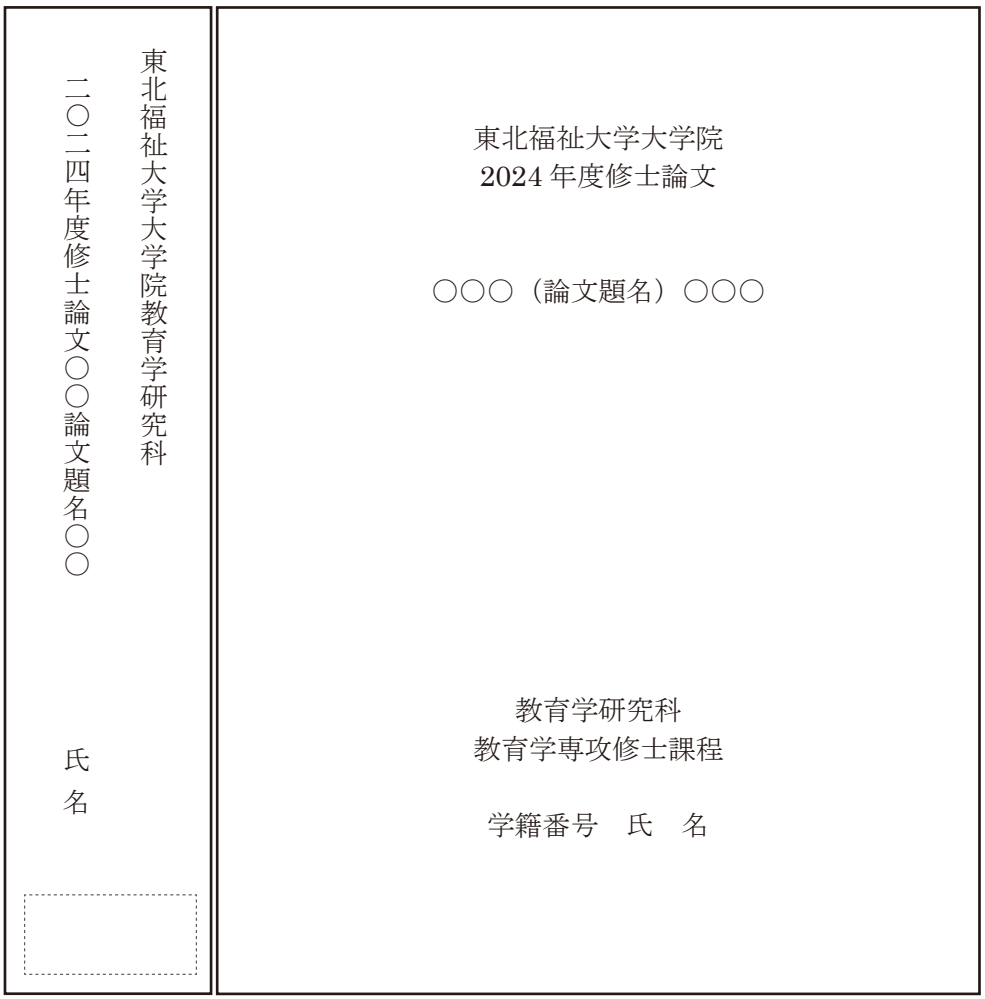
□□・・・・・・・・・

2）
3）
：

⑺　文末における文献リストの記載方法
①文献リストには本文中の引用もしくは言及した文献のみを記載する。
②1文献ごとに改行する。
③著者（ファーストオーサーのファミリーネーム）をABC順に並べる。日本人のラ行はRの位置につける。
④同一著者の複数の文献がある場合は、出版年の古い順に並べる。
⑤同一著者の複数の文献が同一出版年である場合は、（出版年a）（出版年b）（出版年c）という具合に並べる。
⑥同一著者が共著のファーストオーサーになっている場合は、単著が終わった後に並べる。
例）（文献）

・・・・・・・・・・
□・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
□・・・・・・・・・・
：

6.　製本表紙等の例
表紙等の記載事項は次図のとおりである。



〔博士課程論文提出要項〕

東北福祉大学大学院博士論文執筆有資格者認定試験に関する申合せ事項【甲】

課程博士の学位論文を提出しようとする者があるときは、学位論文等の受理に先立ち、前年度末までに、下記のとおり博士課程論文執筆有資格者認定試験（以下「認定試験」という。）を行うものとする。

1　出願資格

認定試験を願い出る者（以下「出願者」という。）は、博士課程に2年以上在学（見込者を含む。）し、所定の研究指導を受けた者に限る。

2　出願手続

出願者は、次の①～②の書類を主査指導教員に提出するものとする。

① 博士論文執筆有資格者認定試験受験願　1部《様式⑴－①》

② 博士論文作成計画書

ア）学位論文の要旨［執筆予定］　《様式⑴－②－1》

イ）学位論文の概要［執筆予定］　《様式⑴－②－2》

③ 上記②は、認定試験審査会を構成する教員の人数分を提出すること。

3　認定試験審査会

① 認定試験の願い出があるときは、出願者ごとに認定試験審査会を置く。

② 認定試験審査会は、提出された計画書等の内容の検討を行い、学位論文の作成に値するか否かを審査する。

③ 認定試験審査会は、その時点までの研究の成果の審査及び口述試問等により認定試験を行う。

④ 認定試験審査会は、主査指導教員及び副査指導教員で組織する。

⑤ 主査指導教員は、認定試験審査会を招集し、議長となる。

⑥ 認定試験審査会は、計画書等の内容が学位論文の作成に値すると認めるか否かの判定を記した博士論文執筆有資格者認定試験結果報告書（以下「結果報告書」という。）を、専攻主任に提出するものとする。

4　研究科委員会への報告

① 専攻主任は、結果報告書に基づき、認定試験の結果を専攻会議に報告するとともに、結果報告書を研究科長に提出するものとする。

② 研究科長は、結果報告書に基づき、認定試験の結果を研究科委員会に報告するものとする。

附　　則

この申合せは、平成14年4月1日より施行する。

東北福祉大学大学院課程博士の学位論文審査の予備審査に関する申合せ事項【甲】

学位論文を提出しようとする者があるときは、学位論文等の受理に先立ち、下記のとおり予備審査を行うものとする。ただし、学位論文を提出しようとする者は、あらかじめ実施される博士論文執筆有資格者認定試験に合格したものに限る。

1　出願手続

予備審査を願い出る者（以下「出願者」という。）は、次の①～⑧の書類を、学位論文を提出する4ヶ月前までに、主査指導教員に提出するものとする。

① 学位論文予備審査願　1部《様式(2)－①》
② 学位論文（予備審査用）
③ 学位論文の要旨　《様式(2)－②》
④ 学位論文の概要　《様式(2)－③》
⑤ 論文目録　《様式(2)－④》
⑥ 参考論文　各1部
⑦ 履 歴 書　《様式(2)－⑤》
⑧ その他参考となる論文等　各1部
⑨ 上記②の「学位論文（予備審査用）」とは、正式の提出用の論文又は書式及び体裁のほぼ整っているものであること。「予備審査用」と明示すること。
⑩ 上記②、③、④、⑤及び⑦は、予備審査会を構成する教員の人数分を提出すること。

2　予備審査会

① 予備審査の願い出があったときは、主査指導教員は、出願者ごとに予備審査会を組織し、専攻主任を経て研究科長へ届け出るものとする。
② 予備審査は、提出された論文等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否かをあらかじめ審査する。
③ 予備審査会は、論文等の内容について論文発表会を開催する。論文発表会は、論文内容の客観的評価のために開催するものであり、論文発表会の運営は主査指導教員が行う。論文発表会の開催通知書及び論文の概要は、研究科のすべての教員に配布するものとする。
④ 予備審査会は、出願者の所属する研究科の主査指導教員を含む3名以上で組織する。
⑤ 予備審査に当たって必要があるときは、出願者の所属する研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、予備審査に加えることができるものとする。
⑥ 主査指導教員は、予備審査会を招集し、議長となる。
⑦ 予備審査会は、予備審査終了後、直ちに、予備審査結果報告書を専攻主任に提出するものとする。

3　審査委員候補者の選出

専攻主任は、予備審査結果報告書に基づき、専攻の承認を経て、出願者を学位論文提出予定者と認定し、その者ごとに、審査委員候補者を選出するものとする。

4　研究科長への報告

専攻主任は、審査委員候補者を選出後、直ちに、予備審査結果報告書及び審査委員候補者名簿を研究科長に報告するものとする。

附　　則

この申合せは、平成14年4月1日より施行する。

東北福祉大学大学院課程博士の学位論文審査に関する申合せ事項【甲】

この内規は、東北福祉大学大学院総合福祉学研究科（以下「研究科」という。）において課程博士の学位を授与するにあたり、学位論文の審査等に関し必要な事項を定める。

1　出願手続

研究科に在学する者が学位論文の審査を願い出るときは、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

① 学位申請書　　1部《学位規則の様式10》
② 学位論文
③ 学位論文の要旨　　《様式(2)－②》
④ 学位論文の概要　　《様式(2)－③》
⑤ 論文目録　　《様式(2)－④》
⑥ 参考論文　各1部
⑦ 履 歴 書　　《様式(2)－⑤》
⑧ その他参考となる論文等　各1部
⑨ 上記②、③、④、⑤及び⑦は、審査委員会を構成する審査委員の人数分を提出すること。

2　出願時期

学位論文等の提出時期は、1月及び7月とする。但し、研究科委員会が特に必要と認めたときは、提出の時期を別に定めることができる。

3　審査委員会

① 学位申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、学位論文提出者ごとに審査委員会を置く。審査委員会の構成は、東北福祉大学学位規則第10条・第18条の定めるところによる。
② 主査は審査委員会を招集し、その議長となる。
③ 審査委員会は、学位論文の審査を行う。
④ 審査委員会は、学位論文を中心として口述又は筆記により最終試験を行う。但し、審査委員会が必要があると認めるときは、これに関連する科目について試験を行うことができる。
　なお、最終試験は、予備審査会が開催した論文発表会をもって代えることができるものとする。
⑤ 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、学位審査報告書を、専攻主任を経て、研究科長に提出するものとする。

附　　則

この申合せは、平成14年4月1日より施行する。

東北福祉大学大学院の博士課程（後期）を経ない者の学位論文審査の予備審査に関する申合せ事項【乙】

東北福祉大学大学院総合福祉学研究科博士課程（後期）（以下「博士課程（後期）」という。）を経ない者、当該研究科に学位の授与を申請しようとする者があるときは、学位論文等の受理に先立ち、下記のとおり予備審査を行うものとする。

1　出願資格

①　博士課程（後期）を経ない者で、学位授与の申請をすることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

ア　大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者

イ　大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者

ウ　大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者

エ　短期大学又は高等専門学校を卒業した後、9年以上の研究歴を有する者

オ　高等学校を卒業した後、12年以上の研究歴を有する者

カ　その他、前各号以外の学歴を有する者で、研究歴が博士課程修了者と同等以上と認められた者

②　研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

ア　大学あるいは大学院の専任教員として研究に従事した期間

イ　大学あるいは大学院の研究生として研究に従事した期間

ウ　大学院の学生として研究に従事した期間

エ　権威ある研究施設において専任職員として研究に従事した期間

オ　大学が前各号と同等以上と認める研究に従事した期間

2　出願手続

予備審査を願い出る者（以下「出願者」という。）は、次の①～⑪の書類を、学位論文を提出する4ヵ月前までに、論文の内容に関係の深い学術領域の教員（以下「紹介指導教員」という。）に提出するものとする。

①　学位論文予備審査願　1部《様式(4)－①》

②　学位論文（予備審査用）

③　学位論文の要旨　《様式(2)－②》

④　学位論文の概要　《様式(2)－③》

⑤　論文目録　《様式(2)－④》

⑥　参考論文　各1部

⑦　履 歴 書　《様式(2)－⑤》

⑧　その他参考となる論文等　各1部

⑨　最終出身学校の卒業（修了）証明書及び成績証明書　各1部

⑩　研究従事内容証明書　1部《様式(4)－②》

⑪　住民票記載事項証明書　各1部《様式(6)》

⑫　外国人留学生は、上記⑪の書類に代えて、外国人登録済証明書を提出すること。

⑬　上記②の「学位論文（予備審査用）」とは、正式の提出用の論文又は書式及び体裁のほぼ整っているものであること。「予備審査用」と明示すること。

⑭　上記②、③、④、⑤及び⑦は、学位申請資格審査会を構成する教員の人数分を提出すること。

3　学位申請資格審査会

①　予備審査の願い出があったときは、紹介指導教員は、出願者の学位申請資格の有無の審査を、専攻主任を経て研究科長に申し出るものとする。

②　研究科長は、学位申請資格の有無を審査するため学位申請資格審査会（以下「資格審査会」という。）を設置する。

③　資格審査会は、研究科長及び専攻主任、研究科委員会から選出された 2 名の教授で組織する。

④　研究科長は、資格審査会を招集し、その議長となる。

⑤　資格審査会が必要と認めたときは、審査員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4　予備審査会

①　紹介指導教員は、資格審査会において学位論文の申請資格を有すると認定された者について、出願者ごとに予備審査会を組織し、専攻主任を経て研究科長へ届け出るものとする。

②　予備審査会は、提出された論文等の内容の検討を行い、学位審査に値するか否かを予め審査する。

③　予備審査会は、論文等の内容について論文発表会を開催する。論文発表会は、論文内容の客観的評価のために開催するものであり、論文発表会の運営は紹介指導教員が行う。論文発表会の開催通知書及び論文の概要は、研究科のすべての教員に配布するものとする。

④　予備審査会は、紹介指導教員の所属する研究科の、紹介指導教員を含む 3 名以上で組織する。

⑤　予備審査に当たって必要があるときは、紹介指導教員の所属する研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、予備審査に加えることができるものとする。

⑥　紹介指導教員は、予備審査会を招集し、議長となる。

⑦　予備審査会は、予備審査終了後、直ちに、予備審査結果報告書を専攻主任に提出するものとする。

5　審査委員候補者の選出

専攻主任は、予備審査結果報告書に基づき、専攻の承認を経て、出願者を学位論文提出予定者と認定し、その者ごとに、審査委員候補者を選出するものとする。

6　研究科長への報告

専攻主任は、審査委員候補者を選出後、直ちに、予備審査結果報告書及び審査委員候補者名簿を研究科長に報告するものとする。

附　　則

この申合せは、平成14年 4 月 1 日より施行する。

東北福祉大学大学院博士課程（後期）を経ない者の学位論文審査に関する申合せ事項【乙】

この申合せは、東北福祉大学大学院総合福祉学研究科博士課程（後期）（以下「博士課程（後期）」という。）において論文提出により博士の学位を授与するにあたり、学位論文審査等に関し必要な事項を定める。

1　出願手続

博士課程（後期）を経ない者が、学位論文の審査を願い出るときは、次の各号に掲げる書類を紹介指導員を経て研究科長に提出するものとする。

① 学位申請書　　1部《学位規則の別表第10》
② 学位論文
③ 学位論文の要旨　　《様式(2)－②》
④ 学位論文の概要　　《様式(2)－③》
⑤ 論文目録　　《様式(2)－④》
⑥ 参考論文　各1部
⑦ 履 歴 書　　《様式(2)－⑤》
⑧ その他参考となる論文等　各1部
⑨ 上記②、③、④、⑤及び⑦は、審査委員会を構成する審査委員の人数分を提出すること。

2　出願時期

学位論文等の提出時期は、1月及び7月とする。但し、研究科委員会が特に必要と認めたときは、提出の時期を別に定めることができる。

3　審査委員会

① 学位申請書の提出があったときは、研究科委員会の議を経て、学位論文提出者ごとに審査委員会を置く。審査委員会の構成は、東北福祉大学学位規則第10条・第18条の定めるところによる。
② 主査は審査委員会を招集し、その議長となる。
③ 審査委員会は、学位論文及び付記する専攻分野の名称の審査を行う。
④ 審査委員会は、学位論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について口述又は筆記により学力の確認を行う。
⑤ 審査委員会は、学位論文の審査、付記する専攻分野の名称の審査、及び学力の確認が終了したときは、学位審査報告書を、専攻主任を経て、研究科長に提出するものとする。

附　　則

この申合せは、平成14年4月1日より施行する。

《様式(1)－①》

年　　月　　日

主査指導教員

殿

研 究 科
専　　攻
氏(ふりがな)　名　　印
年　　月　　日生

博士論文執筆有資格者認定試験願

このたび下記の書類等を提出いたしますので、博士論文執筆有資格者認定試験をお願いいたします。

記

博士論文作成計画書
その1　学位論文の要旨（執筆予定）　○部
その2　学位論文の概要（執筆予定）　○部

（注）上記書類は、認定試験審査会を構成する教員の人数分を提出すること。

《様式(1)－②－１》

（博士論文作成計画書　その１）

学位論文の要旨（執筆予定）

学籍番号
氏(ふりがな)　名

１．論文題目（副題を含む）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（欧文の場合は、和訳を添付する）

２．論文の要旨
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注）A４用紙５枚程度にまとめること。

《様式(1)－②－２》

（博士論文作成計画書　その２）

学位論文の概要（執筆予定）

学籍番号
氏(ふりがな)　名

１．論文題目（副題を含む）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（欧文の場合は、和訳を添付する）

２．論文の要旨
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注）A４用紙１枚にまとめること。

《様式(2)－①》

年　　月　　日

主査指導教員

殿

研 究 科
専　　攻
氏(ふりがな)　名　　印
年　　月　　日生

学 位 論 文 予 備 審 査 願

このたび学位論文等の提出に先立ち、下記の書類を提出いたしますので、予備審査をお願いいたします。

記

学位論文（予備審査用）	○部
学 位 論 文 の 要 旨	○部
学 位 論 文 の 概 要	○部
論　文　目　録	○部
参　考　論　文	各１部
履　歴　書	○部
その他参考となる論文等	各１部

《様式(2)－②》

学位論文の要旨

学籍番号
氏名（ふりがな）

1．論文題目（副題を含む）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（欧文の場合は、和訳を添付する）

2．論文の要旨
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注）A4用紙5枚程度にまとめること。

《様式(2)－③》

学位論文の概要

学籍番号
氏名（ふりがな）

1．論文題目（副題を含む）
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
（欧文の場合は、和訳を添付する）

2．論文の概要
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（注）A4用紙1枚程度にまとめること。

《様式(2)－④》

論　文　目　録

学籍番号
氏名（ふりがな）

学位論文
　論文題目（副題を含む）
　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
　　（欧文の場合は、和訳を添付する）
　　（学位論文が原著論文で印刷公表されたものの場合は、出典等を記載する。）
参考論文
　著　書
　　1 「○○○○○○○○○○」
　　○○○○、○○○○、○○○○、（著者氏名または共著者名、編者名）単著・共著の別、発行所名、○年○月○日発行、全○頁（または○～○頁）
　　2 「○○○○○○○○○○」
　　○○○○、○○○○、○○○○、（著者氏名または共著者名、編者名）単著・共著の別、発行所名、○年○月○日発行、全○頁（または○～○頁）
学術論文
　　1 「○○○○○○○○○○」
　　○○○○、○○○○、○○○○、（著者氏名または共著者名）発表雑誌名、第○巻、第○号、○年○月○日発行、○～○頁
　　2 「○○○○○○○○○○」
　　○○○○、○○○○、○○○○、（著者氏名または共著者名）発表雑誌名、第○巻、第○号、○年○月○日発行に掲載予定、○～○頁
　　3
口頭発表
　　1 「○○○○○○○○○○」
　　○○○○、○○○○、○○○○、（発表者氏名）
　　発表学会名、場所、○年○月○日
　　2
特　許
　　1 「○○○○○○○○○○」
　　○○○○、○○○○、○○○○（出願者氏名）
　　○年○月○日出願

《様式(2)－⑤》

履　歴　書

氏名（ふりがな）	男・女 年　月　日生（満　歳）	本籍（都道府県名のみ記入）又は国籍	都道府県
現住所	㊒　電話（　）　－		

区分	年　月　日	事　項
学歴	年号○年○月○日	○○県立○○　高等学校　卒業
	年号○年○月○日	○○大学 ○○学部 ○○学科 ○○専攻　入学
	年号○年○月○日	同　卒業
	年号○年○月○日	○○大学大学院 ○○研究科修士課程 ○○専攻入学
	年号○年○月○日	同　修了
	年号○年○月○日	○○大学大学院 ○○研究科修士課程 ○○専攻入学
	年号○年○月○日	同　修了見込
職歴	年号○年○月○日	○○○○○○○○　入社
	年号○年○月○日	現在に至る。
	年号○年○月○日	
学会等における活動	年号○年○月○日	○○○○学会　入会
	年号○年○月○日	○○○○学会　入会　　○○年より理事
	年号　年　月　日	
賞罰	年号　年　月　日	なし
	年号　年　月　日	

上記のとおり相違ありません。
年　月　日
氏名　　印

《様式(4)－①》

年　月　日

紹介指導教員

殿

所　属

身　分

氏（ふりがな）名　印

年　月　日生

学位論文予備審査願

このたび学位論文等の提出に先立ち、下記の書類を提出いたしますので、予備審査をお願いいたします。

記

学位論文（予備審査用）	○部
学位論文の要旨	○部
学位論文の概要	○部
論文目録	○部
参考論文	各1部
履歴書	○部
その他参考となる論文等	各1部
最終出身学校の卒業（修了）	
証明書及び成績証明書	1部
研究従事内容証明書	1部
住民票記載事項証明書	1部

《様式(4)－②》

研究従事内容証明書

氏　名

年　月　日生

1．研究機関名及び職名

2．研究従事期間

自　年　月　日

至　年　月　日

3．研究題目

上記のとおり研究に従事したことを証明する。

年　月　日

所属長　印

《様式(6)》

住民票記載事項証明書					
住所					
本籍地	都・道 府・県	世帯主			
氏名（ふりがな）	昭和　年　月　日生	性別 男・女	世帯主との続柄		
備考					

上記の事項は、住民票に記載があることを証明する。

年　月　日

市区町村長　印

東北福祉大学大学院博士課程を退学した者の学位論文審査に関する申合せ事項【甲・乙】

東北福祉大学大学院総合福祉学研究科博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのみで退学した者（以下「満期退学者」という。）に、当該研究科において博士の学位を授与するにあたり必要な事項を定める。

1　満期退学者が再入学して博士の学位の授与を申請する場合

①　満期退学者が再入学して博士の学位の授与を申請する場合は、東北福祉大学学位規則（以下「学位規則」という。）第17条第2項の規定による。

②　出願手続き、出願時期及び審査（委員）会等の学位論文審査等に必要な事項については「東北福祉大学大学院博士論文執筆有資格者認定試験に関する申合せ事項」、「東北福祉大学大学院課程博士の学位論文審査の予備審査に関する申合せ事項」並びに「東北福祉大学大学院課程博士の学位論文審査に関する申合せ事項」に定めるところによる。

③　満期退学者のうち、当初の在学期間中に博士論文執筆有資格者認定試験に合格した者については、再入学後に同認定試験を免除するものとする。

2　満期退学者が再入学しないで博士の学位の授与を申請する場合

①　満期退学者が再入学しないで博士の学位の授与を申請する場合は、大学院学則第22条第1項の規定による。

②　出願手続き、出願時期及び審査（委員）会等の学位論文審査等に必要な事項については「東北福祉大学大学院博士課程（後期）を経ない者の学位論文審査に関する申合せ事項」、「東北福祉大学大学院博士課程（後期）を経ない者の学位論文審査の予備審査に関する申合せ事項」に定めるところによる。

③　満期退学者のうち、在学期間中に博士論文執筆有資格者認定試験に合格した者については、学位申請資格審査を免除するものとする。

④　満期退学者のうち、退学後5年以内に博士の学位の授与を申請する者については、学力の確認を免除することができるものとする。

附　　則

この申合せ事項は、平成14年4月1日より施行する。

修業年限満了ならびに単位修得後に学位論文を提出することができない者の学籍の取扱いに関する申合せ事項

東北福祉大学大学院総合福祉学研究科博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は見込みの者が、学位論文を提出することができない場合は、所定の願書により、次のいずれかの手続きを行うものとする。

① 修業年限満了ならびに単位修得後における退学許可願

② 修業年限延長願

附　　則

この申合せ事項は、平成14年4月1日より施行する。

《様式》

修業年限満了ならびに単位修得後における退学願

年　月　日

東北福祉大学

学長　殿

大学院　研究科　専攻（博士課程）

学籍番号　氏名（ふりがな）　印

主指導教員　印

下記のとおり退学いたしたいので、許可願います。

記

退学日	年　月　日
理　由	

《様式》

修 業 年 限 延 長 願

年　月　日

東北福祉大学

学長　殿　大学院　研究科

専攻（博士課程）

学籍番号　氏名（ふりがな）　印

主指導教員　印

大学院の修業年限を下記の期間について延長いたしたいので、許可願います。

記

期間延長	年　月　日～　年　月　日
延長の理由	

教職関係資格

（教育学研究科　教育学専攻）

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

教員資格（教育職員免許状）について

⑴　教員免許状修得の方法

大学院修了後、教育職員（以下教員と略述）を希望するものは、「教育職員免許法」に基づき所定の単位を修得することによって「教育職員免許状」が修得できます。

その科目は、

①教職に関する科目	取得希望の免許教科に関係なく修得しなければならない
②教科に関する科目	取得希望の免許に応じて修得しなければならない
③教科又は教職に関する科目	取得希望の免許に応じて修得しなければならない
④特別支援学校に関する科目	取得希望の免許に応じて修得しなければならない

⑵　専修免許状について

小学校教諭専修免許状・中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状・特別支援学校教諭専修免許状の授与を受けるためには、以下の要件をすべて満たさなければならない。

1　当該学校及び教科について、一種免許状の授与資格を有すること。

2　修士の学位を有すること。

3　本大学院において、当該教科に関する科目又は教職に関する科目について、24単位以上を修得すること。

科目・単位数並びに履修方法については別表5～9のとおりとする。

⑶　取得できる免許状の種類と免許教科

免許状の種類	免許教科	取得資格条件	対象研究科
小学校教諭専修免許状		(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科
中学校教諭専修免許状	社会	(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科
高等学校教諭専修免許状	地理歴史	(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科
高等学校教諭専修免許状	公民	(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科
特別支援学校教諭専修免許状	知的・肢体・病弱	(1) 修士の学位を有すること。 (2) 一種免許状の授与資格を有すること	教育学研究科

別表 5　小学校教諭専修免許状に関する教育課程

科目区分		本学の開設科目名	単位			
			必修	選択	履修年次	履修方法
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	国語科教育特論	2		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
		社会科教育特論	2		1 年以上	
		算数科教育特論	2		1 年以上	
		理科教育特論	2		1 年以上	
	教育の基礎的理解に関する科目	教師教育学特論		2	1 年以上	
		教育思想史特論		2	1 年以上	
		教育社会学特論		2	1 年以上	
		教育心理学特論		2	1 年以上	
		教授学習心理学特論		2	1 年以上	
		臨床発達心理学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1 年以上	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育情報学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1 年以上	
	教育実践に関する科目	授業分析研究 A（人文社会科学系領域）		2	1 年以上	
		授業分析研究 B（自然科学系領域）		2	1 年以上	
		授業開発研究特論		2	1 年以上	

別表 6　中学校教諭専修免許状（社会）に関する教育課程

科目区分		本学の開設科目名	単位			
			必修	選択	履修年次	履修方法
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	歴史学特論	4		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
		地理学特論	4		1 年以上	
		法律学特論		4	1 年以上	
		政治学特論	4		1 年以上	
		経済学特論	4		1 年以上	
		地域調査特別研究（実習を含む）		4	1 年以上	
	教育の基礎的理解に関する科目	教師教育学特論		2	1 年以上	
		教育思想史特論		2	1 年以上	
		教育社会学特論		2	1 年以上	
		教育心理学特論		2	1 年以上	
		教授学習心理学特論		2	1 年以上	
		臨床発達心理学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1 年以上	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育情報学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1 年以上	

別表 7　高等学校教諭専修免許状（地理歴史）に関する教育課程

科目区分		本学の開設科目名	単位			
			必修	選択	履修年次	履修方法
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	歴史学特論	4		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
		地理学特論	4		1 年以上	
		地域調査特別研究（実習を含む）		4	1 年以上	
	教育の基礎的理解に関する科目	教師教育学特論		2	1 年以上	
		教育思想史特論		2	1 年以上	
		教育社会学特論		2	1 年以上	
		教育心理学特論		2	1 年以上	
		教授学習心理学特論		2	1 年以上	
		臨床発達心理学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1 年以上	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育情報学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1 年以上	

別表 8　高等学校教諭専修免許状（公民）に関する教育課程

科目区分		本学の開設科目名	単位			
			必修	選択	履修年次	履修方法
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	法律学特論	4		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
		政治学特論	4		1 年以上	
		経済学特論	4		1 年以上	
	教育の基礎的理解に関する科目	教師教育学特論		2	1 年以上	
		教育思想史特論		2	1 年以上	
		教育社会学特論		2	1 年以上	
		教育心理学特論		2	1 年以上	
		教授学習心理学特論		2	1 年以上	
		臨床発達心理学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 I（教育・発達分野）		2	1 年以上	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育情報学特論		2	1 年以上	
		教育学特別研究 II（教育情報分野）		2	1 年以上	

別表 9　特別支援学校専修免許状に関する教育課程

授業科目の区分・名称	本学の開設科目名	単位			
		必修	選択	履修年次	履修方法
特別支援教育に関する科目（知・肢・病）	特別支援教育学特論	2		1 年以上	必修を含め 24 単位以上選択履修
	特別支援教育コーディネーター特論		2	1 年以上	
	聴覚障害者教育特論		2	1 年以上	
	言語障害者教育特論		2	1 年以上	
	知的障害者教育特論	2		1 年以上	
	肢体不自由者教育特論	2		1 年以上	
	病弱者教育特論	2		1 年以上	
	発達障害者教育特論	2		1 年以上	
	自閉症者・情緒障害者教育特論		2	1 年以上	
	障害児学習支援特論	2		1 年以上	
	障害児・者の心理特論		2	1 年以上	
	児童精神医学特論		2	1 年以上	
	障害児教育支援特論		2	1 年以上	
	発達障害児教育実践研究		2	1 年以上	
	教育学特別研究 III（特別支援教育分野）		2	1 年以上	

長期履修学生規程

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

長期履修学生規程

（趣　　旨）

第1条　この規程は、東北福祉大学（以下「本学」という。）における大学院学則（以下「大学院学則」という。）第7条の2に基づき、長期履修に関して必要な事項を定める。

（対　象　者）

第2条　本学大学院において、長期履修を申請できる者は、本学の通学課程の大学院に入学又は在学し、授業科目を履修する者で、次の各号のいずれかに該当し、その事情により学修の時間が制限されるため標準修業年限で修了することが困難となる者とする。

⑴　職業を有し、修業している者（自営業、臨時雇用（単発的なものを除く）、非常勤等を含む）で、修業年限内での修学が困難である者。

⑵　学費を支払うために就労している者。

⑶　家事、育児、介護等などの事情により、修業年限内での修学が困難である者。

⑷　学外の地域で3カ月以上の長期滞在の地域貢献及び地域共創学修を行う者（以下「長期滞在地域学修学生」という。）

⑸　その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者。

2　一定の期間履修することができない場合は、該当しない。

（申請の手続）

第3条　長期履修学生となることを希望する入学予定者は入学願書提出時に、在学生で新たに長期履修を希望する場合においては長期履修開始年度の前年度の2月末日までに、長期履修学生申請書（様式第1号）に次に掲げる該当書類を添えて、学長に願い出なければならない。但し、在学生のうち、最終年次に在学する者は申請できない。

⑴　長期履修申請書（様式第1号）所定用紙

⑵　在職証明書又は在職が確認できる書類

⑶　臨時雇用の者については、1週間当たりの勤務時間数を記載した雇用先の証明又は1週間当たりの勤務時間数を確認できる書類

⑷　家事、育児、介護等を行う必要がある者については、それを確認できる書類

⑸　長期滞在地域学修学生については、それを確認できる書類又は本学社会貢献・地域連携センターもしくは学生生活支援センターボランティア支援課が証明する書類

⑹　その他学長が必要と認める書類

2　申請にあたって、在学生及び入学生は長期履修が必要となる理由及び長期履修計画を提出する。また、在学生は指導教員の意見を提出する。ただし、在学生のうち外国人留学生は、国際交流センター長の意見の提出も認める。

3　申請が許可された場合、原則として、長期履修期間中は授業料減免が適用されない。

（許　　可）

第4条　長期履修の申請について、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

2　長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書（様式第2号）により通知する。

（長期履修期間）

第5条　標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、年度単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

⑴　入学から長期履修となる場合は、最大3年間とする。

⑵　在学途中から長期履修となる場合は、残りの修業年数の2倍に相当する年数以内とする。

2　大学院学則第8条に定める在学年限は、延長されず、適用されるものとする。

3　休学の期間は、長期履修期間に算入しない。

（授業料等の納付金）

第6条　長期履修期間の授業料等の納付金については別に定める。

（長期履修期間の変更）

第7条　許可された長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は、2月末までに、長期履修変更申請書（様式第3号）及び第3条第2号から第7号で該当する書類を研究科長に提出するものとする。ただし、変更は1回限りとする。また、長期履修期間の最終年次に在学する者は変更申請できない。

2　長期履修の変更の申請について、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

（許可の取消）

第8条　長期履修申請に関し、次の各号に掲げることが明らかになった場合は、研究科委員会の議を経て学長が長期履修の許可を取り消すことができる。

⑴　虚偽の長期履修申請をした場合

⑵　長期履修の学生として不適格な場合

（事　　務）

第9条　長期履修に関する事務は、大学院事務室が行う。

（補　　則）

第10条　この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附　　則

1．この規程は、平成27年4月1日から施行する。

科目等履修生規程

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

大学院科目等履修生規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、学則第45条第３項に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学時期）

第２条　科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第３条　科目等履修生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者。

(2) 大学を卒業した者。

(3) 学校教育法第104条第７項の規定により学士の学位を授与された者。

(4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(5) 文部科学大臣の指定した者。

(6) 大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者。

(7) その他、大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

（入学志願者の提出書類等）

第４条　科目等履修生を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第５条　科目等履修生の選考は、研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。

（入学手続き及び入学許可）

第６条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の「誓約書・保証書・同意書」その他所定の必要な書類を提出するとともに、入学諸納付金を納付しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

３　入学手続等を所定の期日までにしない場合は、入学を取り消す。

（在学期間）

第７条　在学期間は、１年以内とする。

（諸納付金）

第８条　入学検定料、入学金、授業料、厚生費（学生総合保険）等は、別に定める（別表１）。

（実習費等）

第９条　前条のほか実験実習費等を徴収することがある（別表２）。

（諸納付金の返付）

第１０条　納付した諸納付金の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

（保証人）

第１１条　保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する学費につき、保証書記載額を限度に責任を負うことのできる者で、保証人は１名とし、独立生計者とする。

２　保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができないときは新たに保証人を定めなおして身上変更届及び証明書類とともに保証書等を提出しなければならない。

３　この規程に定めるものの他、保証人に関する必要な事項は、保証人に関する取扱規程を準用する。

（改姓等）

第１２条　学生又は保証人が改姓、改名、転籍、転居したときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届け出なければならない。

（試験及び単位の授与等）

第１３条　履修した授業科目については、試験を受けることができる。

２　前項の試験に合格した科目については、単位を与え、単位修得証明書を与えることができる。

（学則の準用）

第１４条　この規程に定めるもののほかは、学則等を準用する。

附　　則

１　この規程は、平成15年４月１日から施行する。

２　この規程は、令和４年４月１日より、一部改正施行する。

別表１

項　　目	本学卒業生等	本学卒業生等以外からの入学者	摘　　要
入学検定料	－	20,000円	
入　学　金	－	30,000円	
授　業　料	15,000円	15,000円	１単位
厚　生　費	20,000円	20,000円	

※本学卒業生等とは、以下の者をいう。

①本学学部を卒業後直ちに本学大学院に進学した者

②本学学部又は大学院を過去に卒業または修了した者

③本学で現に雇用されている常勤の教職員

④本学の関連法人（社会福祉法人東北福祉会及び医療法人社団東北福祉会）の職員であり、関連法人から、リーダー養成の一環として推薦された者

⑤本学学生の実習受入れ等に協力することについて本学との間で協定を締結した施設や団体の職員であり、当該施設等からリーダー養成の一環として推薦された者

⑥現に福祉や医療等の現場で仕事に携わっており、キャリア形成のため、本学大学院の科目等履修生となり、スキルアップ講座または履修証明プログラムに参加した者

別表２

項　　目	金　　額	摘　　要
実験・実習・研究経費	35,000円	
福祉心理実験実習費	3,000円	
情報処理設備維持費	30,000円	

研究生規程

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

大学院研究生規程

（趣　旨）

第 1 条　大学院学則第 43 条第 3 項に基づき、研究生に関する規程を次のとおりとする。

（入学定員）

第 2 条　研究生の定員は若干名とする。

（入学時期）

第 3 条　研究生の入学の時期は学年又は学期の始めとする。

（入学資格）

第 4 条　研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1)　博士の学位を有する者。

(2)　修士の学位又は専門職学位を有する者。

(3)　外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者。

(5)　我が国において、外国の入学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者。

(6)　文部科学大臣が指定した者。

①　大学を卒業し、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。

②　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。

2　入学後、在留資格「留学」を有して我が国に在留する予定の者が研究生として出願する場合は、前項に規定するもののほか、日本語能力試験 N2 レベル相当以上であることを要件とする。ただし、本学（大学院・大学）を修了もしくは卒業した者又は修了見込もしくは卒業見込がある者は除く。

（入学志願者の提出書類等）

第 5 条　研究生として入学を志願するものは、あらかじめ指導教員の承諾を得て、次に掲げる書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。

(1)　願　　書

(2)　履　歴　書

(3)　健康診断書

(4)　修了証明書

(5)　成績証明書

(6)　写真（5 cm×5 cm）2 枚

(7)　勤務先を有する者はその所属長の承諾書

(8)　その他本学が必要とする書類

2　外国人は、前項に掲げる書類のほか、在留資格を証明できる書類を提出するものとする。

ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

（入学者の選考）

第 6 条　研究生の選考は、研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。

（入学手続及び入学許可）

第 7 条　前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の「誓約書・保証書・同意書」その他所定の書類を提出するとともに、入学諸納付金を納付しなければならない。

2　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3　入学手続等を所定の期日までにしない場合は、入学を取り消す。

（保証人）

第 8 条　保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する学費につき、保証書記載額を限度に責任を負うことのできる者で、保証人は 1 名とし、独立生計者とする。

2　保証人が死亡、その他の理由により、その責を負うことができないときは新たに保証人を定めなおして身上変更届及び証明書類とともに保証書等を提出しなければならない。

3　この規程に定めるものの他、保証人に関する必要な事項は、保証人に関する取扱規程を準用する。

（改姓等）

第 9 条　学生又は保証人が改姓・改名・転籍・転居をしたときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届け出なければならない

（研究期間）

第10条　研究生の研究期間は原則として 1 年以内とする。ただし、継続して研究生を志願する者は、改めて出願しなければならない。

2　研究の期間は、通算して 5 年を限度とする。

（指導教員）

第11条　研究生は専任教員の指導の下で研究を行わねばならない。

必要がある場合には指導教員を経て、関連科目の担当の教員の承諾を得た上授業を聴くことができる。

（研究報告書の提出）

第12条　研究生は、研究期間が終了したときは、その研究結果を研究報告書（別紙様式 1）にまとめ、指導教員に提出しなければならない。

2　指導教員は前項の規定により研究報告書が提出されたときは、研究科委員会へ報告をする。

3　前項の研究報告に対し成績評価及び単位の認定は行わない。

（諸納付金）

第13条　研究生の学費は次のとおりとする。

区　　分	検　定　料	研究料（月額）	入　学　金
本大学院修了生	3,000 円	10,000 円	5,000 円
一　　般	3,000 円	15,000 円	5,000 円

(1)　諸納金は前納とする。一旦納入した諸納金は返還しない。

（研究期間等証明書）

第14条　研究生から申請があったときは、その研究課題及び研究期間について記載した研究証明書（別紙様式 2）を発行することができる。

（退学及び除籍）

第15条　研究生が退学しようとするときは、退学願を提出しなければならない。

2　研究生に適しないと認められた者は、これを除籍することができる。

（学則の準用）

第16条　研究生には、本規程のほか一般大学院生に関する大学院学則を準用する。

附　　則

1　この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

3　この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

4　この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正施行する。

（別紙様式１）

年　　月　　日

研　究　報　告　書

東北福祉大学長　殿

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日生

次のとおり東北福祉大学大学院研究生として研究が終了しましたので、報告します。

研究課題	
研究概要	
研究期間	年　　月　　日　　から　　年　　月　　日まで
指導教員	職　名＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

※上記のほか、必要があれば、研究結果の詳細、印刷公表した別刷等を添付してもよい。

（別紙様式 2）

東福大教証第　　号

研　究　証　明　書

学籍番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日生

上記の者は、東北福祉大学大学院研究生として、下記のとおり研究に従事したことを証明する。

記

研究科名称：

研 究 課 題：

研 究 期 間；　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

年　　月　　日

東 北 福 祉 大 学

学長　　印

聴講生規程

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

大学院聴講生規程

（趣　旨）

第 1 条　大学院学則第 42 条第 2 項の規定に基づき聴講生に関する規程を次のとおりとする。

（入学定員）

第 2 条　聴講生の定員は若干名とする。

（入学の時期）

第 3 条　入学の時期は、学年または学期の始めとする。

（入学資格）

第 4 条　聴講生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 博士の学位を有する者。

(2) 修士の学位又は専門職学位を有する者。

(3) 大学を卒業した者。

(4) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者。

(5) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

(6) 文部科学大臣の指定した者。

(7) 大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者。

(8) その他、大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

（入学志願者の提出書類等）

第 5 条　聴講生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料 3,000 円を添えて願い出なければならない。

(1) 入学願書（本学所定）

(2) 履 歴 書（本学所定）

(3) 健康診断書

(4) 卒業証明書または修了証明書

(5) 勤務先を有する者は、その所属長の承諾書

(6) 写真（４㎝×３㎝）２枚

(7) その他本学が必要とする書類

（入学者の選考）

第 6 条　聴講生の選考は、研究科委員会の議を経て学長がこれを行う。

（入学手続及び入学の許可）

第 7 条　前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人連署の「誓約書・保証書・同意書」その他所定の書類を提出するとともに、入学諸納付金を納付しなければならない。

２　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

３　入学手続等を所定の期日までにしない場合は、入学を取り消す。

（保証人）

第 8 条　保証人は、その保証する学生の在学中本人が負担する学費につき、保証書記載額を限度に責任を負うことのできる者で、保証人は１名とし、独立生計者とする。

人を定めなおして身上変更届及び証明書類とともに保証書等を提出しなければならない。

3　この規程に定めるものの他、保証人に関する必要な事項は、保証人に関する取扱規程を準用する。

（改姓等）

第９条　学生又は保証人が改姓・改名・転籍・転居をしたときは、ただちに証明書類を添えてその旨を届け出なければならない。

（聴講期間）

第１０条　聴講期間は１年以内とする。ただし、聴講を継続したいときは許可を得て、１年以内の期間を延長することができる。

（授業料）

第１１条　授業料は１単位 5,000 円とし、当該学期の始めの月の末日までに、当該分の授業料を納付しなければならない。

（授業料等の返付）

第１２条　納付した学費等の返戻に関しては、消費者契約法及びその他関係法規に基づき処理する。

（聴講証明書の授与）

第１３条　授業科目を聴講した者については、聴講証明書を与えることができる。

（学則の準用）

第１４条　この規程に定めるもののほか、学期、休業日、休学、復学、退学、除籍、教育課程、履修方法等については、大学院学則を準用する。

附　　則

1　この規程は、平成２年４月１日から施行する。

2　この規程は、平成10年４月１日から一部改正施行する。

3　この規程は、平成15年４月１日から一部改正施行する。

4　この規程は、令和４年４月１日から一部改正施行する。

大学院における通学課程の学内単位互換に関する規程

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

○大学院における通学課程の学内単位互換に関する規程

（目　的）

第１条 この規程は、大学院学則第 15 条の２に基づき、通学の課程の学生が通信制大学院において、通信制大学院の授業科目を履修し単位を修得する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（出　願）

第 2 条 通信制大学院の授業科目を履修し単位の修得を希望する通学の課程の学生は、通信制大学院事務室に「学内単位互換による授業科目履修願」を所定の期日まで提出するものとする。また、教務部に「学内単位互換願」を所定の期日まで提出するものとする。

2　前項の所定の期日は、通信制大学院における出願の受付期間とする。

（履修登録）

第３条 履修登録は、通信制大学院の科目等履修生に準じるものとする。

（履修単位数）

第４条 単年度内の履修単位数は、10 単位までとする。

2 学内単位互換の履修単位数は、学則に定める登録単位数の上限に含めることとする。

3 学内単位互換で修得できる単位数は 15 単位までとする。ただし、他大学の単位互換を利用する場合は、他大学で修得した単位を含めて 20 単位とする。

（履修可能科目）

第５条 履修が可能な科目は、別に定める科目等履修生の履修可能科目とする。

（履修の制限）

第６条 授業科目により、履修の制限をすることがある。

2　通学の課程と通信制大学院で同じ授業科目（転換可能な科目を含む）が開講されており、通学の課程で履修が可能な場合は、通信制大学院の科目を履修することはできない。

3　すでに通学の課程で単位を修得した授業科目を通信制大学院で履修することはできない。

（履修期間）

第７条 履修期間は、通信制大学院の科目等履修生の履修期間に準じるものとする。

（科目履修及び単位修得の方法）

第８条 科目履修の方法は、通信制大学院の定めにより行われる授業を受講するものとする。

（成績の評価及び通知）

第９条 通信制大学院の定める単位修得試験やその他の方法で互換が可能な科目の認定をした者について、「学内単位互換学生成績通知書」により科目名、単位数及び成績評価等を所定の期日までに所属研究科長に通知するものとする。

2　前項の所定の期日は、履修科目の認定後、2 週間以内とする。

3　第 1 項の「学内単位互換学生成績通知書」には、成績素点と評価を併記するものとする。

（通信制大学院で修得した単位の認定）

第 10 条 学生が通信制大学院において互換が可能な科目のうち修得した単位の認定については、通信制大学院事務室からの通知に基づき、教務部が行うものとする。

2　互換が可能な科目のうち名称及び単位数が、通学の課程の授業科目に該当及び充当する場合は、通学の課程の同じ科目として認定する。

（授業料等）
第 11 条 通信制大学院の授業科目の履修を認められた者は、通信制大学院の科目等履修生の規程に準じた単位数あたりの授業料を納入するものとする。また、実技等に係る費用については、必要に応じて諸費用を納入するものとする。なお、通信制大学院の科目等履修生の規程にある入学検定料、入学金、厚生費は納入を免除する。
2　通信制大学院の授業科目の履修を認められた者は、当該期間中においても、通学の課程における所定の学費等を納入しなければならない。

（学則の準用）
第 12 条 この規程に定めるもののほか、学年、学期、休業日、休学、復学、退学、除籍、単位の履修方法及び算定基準、学修の評価、賞罰等については、大学院学則並びに通信制大学院学則を準用する。

（休学者に対する取扱い）
第 13 条 通学の課程を休学中の者は、休学中の履修は認められない。

附　則

1. この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

奨学金制度

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

奨 学 金 制 度

奨学金制度は、日本学生支援機構、県市町村教育委員会または民間育英団体等が学修、活動その他生活の全般を通じて態度、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあり、経済的理由のために修学困難な者に対して、奨学金を貸与（または給付）して教育の機会均等をはかり、社会の健全な発展に寄与することを目的として設けられた制度である。

１．東北福祉大学奨学金（大学院生月額80,000円）

本学の建学の精神を高揚し、有為の人材の育成に寄与するため心身健全にして、成績優秀であるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な学生に対し大学教育が受けられることを目的とした奨学制度がある。その選考は、人物、学業成績、経済事情等を考慮して行われる。

（日本学生支援機構、地方公共団体、その他の奨学金の重複貸与は原則としてできない）

また、東北福祉大学私費外国人留学生奨学金制度も設けております。

２．日本学生支援機構

〔無利子貸与の場合〕

修士（月額50,000円・88,000円より選択）

博士（月額80,000円・122,000円より選択）

〔有利子貸与の場合〕

修士・博士

（月額5万･8万･10万･13万･15万円より選択）

◎出願資格

次の各項のいずれかに該当する者であること。

１　大学院研究科の修士・博士前期課程又は博士後期課程に在学する者。

２　現に大学の最高年次に在学する者又は卒業した者で、毎年定める時期までに翌年度の初めに大学院研究科の修士・博士前期課程に入学が内定されている者。

３　現に大学院研究科の修士・博士前期課程の最高年次に在学する者又は修了した者で、毎年定める時期までに翌年度の初めに大学院研究科の博士後期課程に入学が内定されている者。

◎推薦基準

１　人物について

大学及び大学院の学生生活における行動の全般を通じて、意志が固く、責任感が強く、中正妥当な性格で、特に研究心が旺盛な者であること。

２　学力及び素質について

大学・大学院の学修成績、大学院入学試験の成績等により判断し、次項に該当する者であること。

（修士・博士）

大学並びに大学院における成績が特に優れ、将来、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められた者。

３　家計基準について

本人及び配偶者の年間収入金額が日本学生支援機構の定める家計基準（収入基準額）以下であること。

授業科目担当教員

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

【総合福祉学研究科】

1　専任教員名及び担当分野等

（1）　教　授

教　員　名	担　　当　　分　　野　　等
秋　田　恭　子	臨床心理学特論 I、臨床心理学実践実習（心理実践実習）、臨床心理実習、研究指導 I・II
阿　部　裕　二	生活困窮者支援と貧困研究、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）、博士論文指導 I【D】、研究演習 IA【D】、研究演習 IB【D】
大　島　　巌	ソーシャルワークリサーチ・研究方法論（実践研究・実証研究の方法）、福祉プログラム開発と評価、精神保健福祉研究、社会福祉学研究演習 I･II、研究指導（論文指導）、博士論文指導 I【D】、研究演習 IA【D】、研究演習 IB【D】
加　藤　伸　司	高齢者福祉研究 II（認知症ケア研究）、老年心理学特論（福祉分野に理論と支援の展開）、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）
齋木　しゅう子	身体機能障害特論
佐　藤　善　久	情報解析方法論
塩　野　悦　子	質的研究方法論
菅　原　好　秀	社会福祉法制・権利擁護研究、福祉経営・マネジメント研究 II（リスクマネジメント研究）、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）、博士論文指導 I【D】、研究演習 IA【D】、研究演習 IB【D】
関　川　伸　哉	障害者福祉研究 II（基礎的理解と臨床）
高　橋　誠　一	福祉経営・マネジメント研究 I、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）
高　野　毅　久	臨床精神病理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開 II）
竹之内　章　代	子ども・家庭と女性福祉研究、実践事例検討とスーパービジョン、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）
田　中　治　和	社会福祉原論、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）
田　中　　尚	ソーシャルワーク論、実践事例検討とスーパービジョン、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）、博士論文指導 I【D】、研究演習 IA【D】、研究演習 IB【D】
都　築　光　一	災害福祉研究、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）
中　村　恵　子	発達・教育心理学演習、福祉心理学特別研究 I・II
中　村　令　子	医療福祉研究 II（地域連携・多職種連携）
西　尾　雅　明	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開 I）
萩　野　寛　雄	国際福祉研究、社会福祉学研究演習 I･II、研究指導（論文指導）、博士論文指導 I【D】、研究演習 IA【D】、研究演習 IB【D】
三　浦　　剛	障害者福祉研究 I、特別研究講義 I・II、修士論文研究計画法概論、社会福祉学研究演習 I･II、研究指導（論文指導）、博士論文指導 I【D】、研究演習 IA【D】、研究演習 IB【D】
三　谷　聖　也	臨床心理査定演習 II、家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）、臨床心理基礎実習、臨床心理学実践実習（心理実践実習）、研究指導 I・II
吉　田　綾　乃	人間関係学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）、福祉心理学特別研究 I・II
渡　部　純　夫	臨床心理学特論 II、臨床心理学実践実習（心理実践実習）、臨床心理基礎実習、研究指導 I・II、臨床心理学演習

（2） 准教授

教員名	担当分野等
石附　敬	高齢者福祉研究 I、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）、博士論文指導 I【D】、研究演習 IA【D】、研究演習 IB【D】
大石剛史	地域福祉論、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）
狩野俊介	医療福祉研究 I、ソーシャルワークリサーチ･研究方法論（実践研究･実証研究の方法）、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）
佐藤俊人	福祉心理学特論、福祉心理学特別研究 I・II
重宗弥生	神経・生理心理学演習、福祉心理学特別研究 I・II
清水めぐみ	臨床心理面接特論 II、臨床心理学実践実習（心理実践実習）、臨床心理実習、研究指導 I・II
武村尊生	臨床心理面接特論 I（心理的支援に関する理論と実践）、臨床心理学研究法特論、臨床心理基礎実習、臨床心理学実践実習（心理実践実習）、研究指導 I・II
中村　修	健康・医療心理学演習、心の健康教育に関する理論と実践、福祉心理学特別研究 I・II
半澤利一	司法・犯罪心理学演習、福祉心理学特別研究 I・II
元村智明	社会福祉歴史研究・学説史研究の方法、社会福祉学研究演習 I・II、研究指導（論文指導）

（3） 専任講師

教員名	担当分野等
柴田理瑛	心理学研究法特論
山本　良	臨床心理査定演習 I（心理的アセスメントに関する理論と実践）、臨床心理学実践実習（心理実践実習）、臨床心理実習

（4） 兼担教員

教員名	担当分野等
大関信隆	認知心理学特論、障害児・者の心理特論
黄　淵熙	発達障害者教育学特論
山口奈緒美	社会心理学演習、福祉心理学特別研究 I・II

2　客員教授・非常勤講師名及び担当分野等

（1）　客員教授

教　員　名	担　　当　　分　　野　　等
黒　木　保　博	特別研究講義 II（ソーシャルワーク理論研究 A・B）

（2）　非常勤講師

教　員　名	担　　当　　分　　野　　等
岸　　竜　馬	心理療法特論 II
久　保　順　也	教育臨床学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）
佐　藤　宏　平	心理療法特論 I
生　島　　浩	犯罪・非行心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）
日　笠　真理子	人格心理学特論
本　郷　一　夫	臨床発達心理学特論
松　本　聡　子	投映法特論

【教育学研究科】

1　専任教員名及び担当分野等

（1）　教　授

教　員　名	担　　当　　分　　野　　等
浅　川　俊　夫	地理学特論、地域調査特別研究（実習を含む）、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
朝　倉　充　彦	教育思想史特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
石　原　　直	算数科教育特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
岩　寺　良　太	児童精神医学特論
大　西　孝　志	特別支援教育学特論、聴覚障害者教育特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
加　藤　幸　男	授業分析研究Ｂ（自然科学系領域）、理科教育特論
上　條　晴　夫	教師教育学特論、授業分析研究Ａ（人文社会学系領域）、国語科教育特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
鍛　代　敏　雄	歴史学特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
下　山　　忍	地域調査特別研究（実習を含む）、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
白　井　秀　明	教授学習心理学特論、教育学特別研究Ⅰ（教育・発達分野）、授業分析研究Ｂ（自然科学系領域）、教育心理学特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
庭　野　賀津子	教育学特別研究Ⅲ（特別支援教育分野）、言語障害者教育特論、研究指導Ⅰ･Ⅱ（研究･論文指導）
黄　　淵　熙	発達障害者教育特論、障害児学習支援特論、発達障害児教育実践研究、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
三　浦　和　美	授業分析研究Ａ（人文社会学系領域）、社会科教育特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
村　上　由　則	病弱者教育特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）

（2）　准教授

教　員　名	担　　当　　分　　野　　等
上　村　裕　樹	保育学特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
大　関　信　隆	障害児・者の心理特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
金　井　　徹	教育思想史特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
杉　浦　　徹	知的障害者教育特論、自閉症者・情緒障害者教育特論、発達障害児教育実践研究、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
鈴　田　泰　子	発達障害児教育実践研究
和　　史　朗	肢体不自由者教育特論、研究指導Ⅰ・Ⅱ（研究・論文指導）
山　下　祐一郎	教育情報学特論、教育学特別研究Ⅱ（教育情報分野）

（3） 兼担教員

教員名	担当分野等
佐藤英仁	経済学特論
萩野寛雄	福祉社会学特論、政治学特論
三浦剛	障害者福祉特論

2 嘱託教授・非常勤講師名及び担当分野等

（1） 非常勤講師

教員名	担当分野等
白石雅一	障害児教育支援特論
戸村理	教育社会学特論
本郷一夫	臨床発達心理学特論

東北福祉大学
校地・校舎等配置図

（2024 年 2 月現在）

TOHOKU FUKUSHI UNIVERSITY

東北福祉大学校地・校舎等配置図

1　国見キャンパス（本校地）



①正門守衛室・駐輪場

②来訪者駐車場

③管理棟事務局
1階　法人本部　総務局
総務部 (総務課・人事課・PR 課・企画課)、
出退勤システム、施設管財部、IR センター
2階　財務部、資料室、会議室、研究室、
150 周年記念事業準備室、同窓会事務局
3階　理事長室、学長室、副学長室、
総合福祉学部長室、教育学部長室、秘書室、
応接室
第１・第２会議室、法人室、電話交換室
4階　大会議室、中会議室、総合福祉マネジメント
学部長室、小会議室、ラウンジ、資料室

④１号館
地下　キャリアセンター、就職セミナー室
地域創生推進センター、学生支援センター
1階　教務部（教務課・福祉実習支援室・実学臨床
教育推進室・非常勤講師出勤等)、
教育・教職センター（教職課程支援室)、
証明書自動発行機、証紙販売機
2階　１２０教室、１２１教室、１２２教室、
グループ学修室ＬＣＳＲ、教員研究室
3階　１３０教室、１３１教室、教員研究室
4階　１４０教室、第１～第４演習室、
教員研究室
5階　教員研究室
6階　大教室

⑤２号館
1階　美術工芸館研究室、収蔵庫、
非常勤講師控室、印刷室、健康管理課
2階　２２０教室、２２１教室、教員研究室、
第１１～第１５演習室、観察室、面接実習室、
面接治療室１・2、ビデオ学習室、教員研究室
3階　２３０教室、２３１教室、２３２教室、
第１６～第２２演習室
4階　集団実験室１・2、行動実験室、行動観察室、
実験準備室、工作室、情報処理室、実験室１～5、
臨床面接室、ポリグラフ室１、
防音室１・2、印刷室、暗室１、
資料室１～4、機材室、空調室、教員研究室
5階　美術工芸館受付、展示室①・②、ロビー、
収蔵庫、館長室、事務室、オープンスペース
6階　展示室③・④・⑤、美術工芸館研究室、
収蔵庫、展示コーナー

⑥福聚殿
1階　ホール（学生食堂 1-8-1 ホール・
軽食コーナー)、パウダールーム
学習ホール、ピアノ室１・2、ピアノ練習室
2階　アリーナ、トレーニングルーム、
ミーティングルーム、教員研究室
3階　トレーニングルーム、体育教官室兼応接室

⑦ Ｈ－ＯＮＥ館
1階　ステージ、ホール、部室、部庫
2階　守衛室、部活動室、部庫、教員研究室
3階　教員研究室、部活動室、部庫、文化会幹事会、
体育会幹事会
4階　教員研究室、部庫

⑧２００１館
2階　２１２１教室、２１２２教室
3階　２１３１教室、２１３２教室
4階　教員研究室

⑨図書館
1階　ホール、ブラウジングルーム、書庫、
積層書庫（１階～４階)、書籍売店（国見堂）
2階　事務室、閲覧室
3階　閲覧室、貴重書庫

⑩坐禅堂・法堂（１階 / 臨床美術実習室）・道庵

⑪３号館
1階　３１０教室（入浴実習室・介護実習室)、
３１１教室、３１２教室、ＣＡＬＬ準備室、
３１３教室（リトミック室)、
男子・女子更衣室、ロッカー室、学習ホール
2階　３２０教室（コンピュータ実習室Ⅰ)、
３２１教室、３２２教室（小児保健実習室)、
３２３教室
3階　３３０教室（コンピュータ実習室Ⅱ)、
３３１教室、３３２教室、３３３教室
4階　３４０教室（図画・工作室)、３４１教室、
３４２教室（美術室）

⑫Ｈ－２館
1階　家政実習教室（調理・被服教室)、
看護多目的実習室２、看護多目的実習室３
2階　ピアノ室 3、ピアノレッスン室、
教員研究室、看護技術実習室２、
看護実習準備室
3階　教員研究室、看護シミュレーション実習室、
看護多目的実習室１、看護技術実習室１

⑬７号館 臨床心理相談室、研究室

⑭６号館
1階～3階　教員駐車場
4階　６４１教室、６４２教室、教員研究室
5階　６５１教室、６５２教室、教員研究室

⑮５号館
1階　理科実験室、実験準備室、第６・第７演習室
2階　教員研究室、第８演習室
3階　教員研究室、第９演習室

⑯Ｈ－３ＧＹＭ
地下　男子更衣室
1階　教員研究室、女子更衣室、トレーニングルーム

⑰音楽堂（けやきホール）
地下２階　教職員駐車場、清掃員控室
地下１階　国際交流支援室、ICT 支援室、
各部・各課掲示場、教員研究室、
けやきホール（客席・事務室・音楽室・
楽屋・控室)、Ｆショップ、地下広場
1　階　けやきホール（客席)、マルチメディア
教室１・2、SAN Ｂ型支援所
2　階　調光・映像室、音響調整室、倉庫

⑱学食「風土」学習室

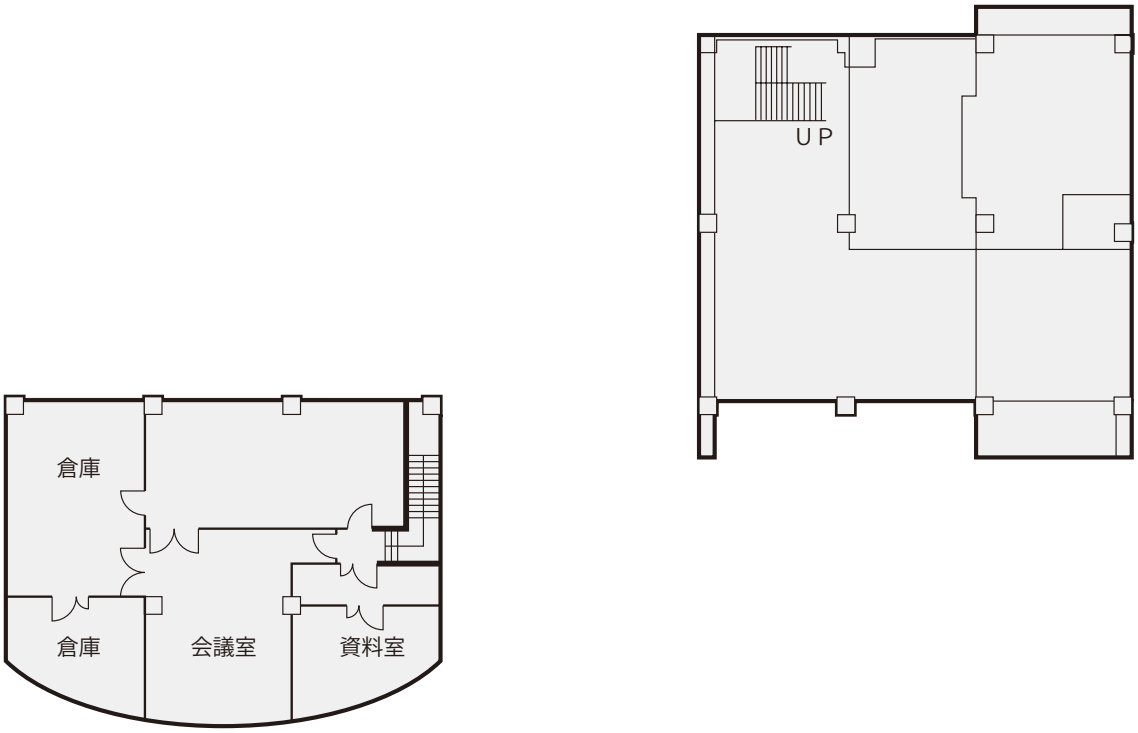
⑲入学センター

⑳カットスペース、せんだいアビリティネットワーク

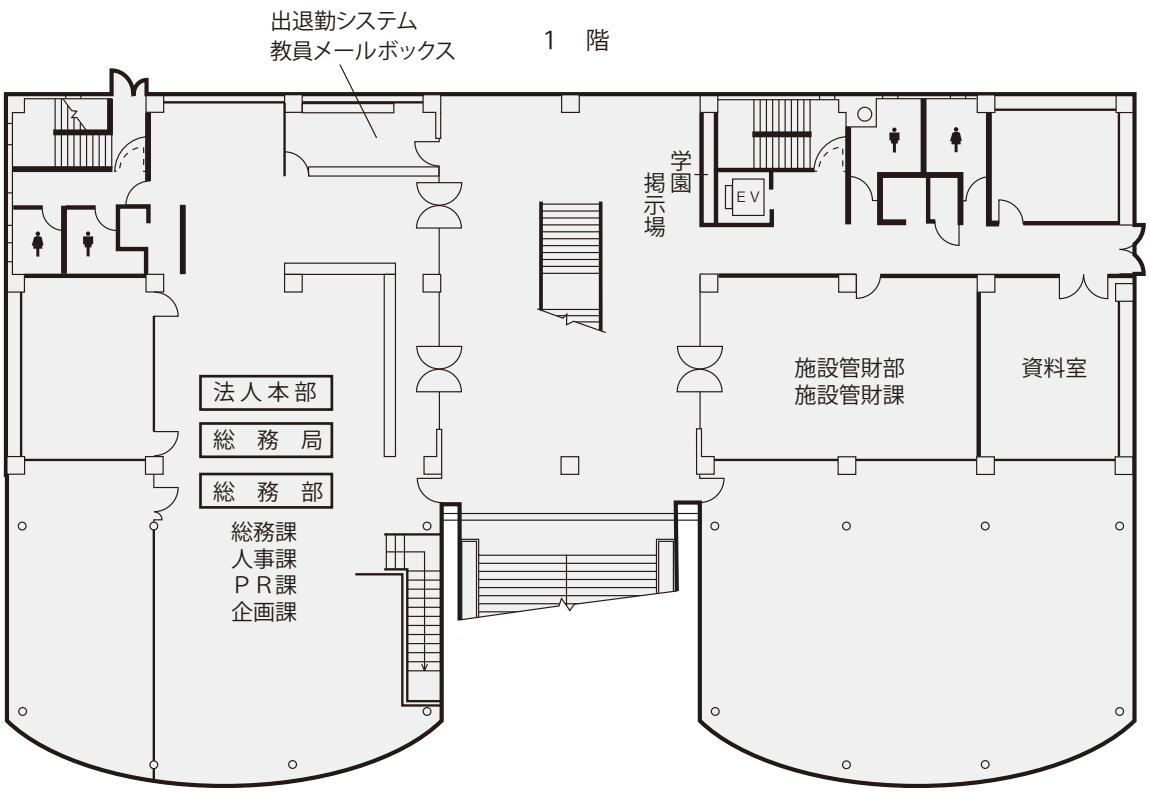
㉑学生サポートセンター
「タフス」「ファミリーマート」

管理棟事務局

地　階

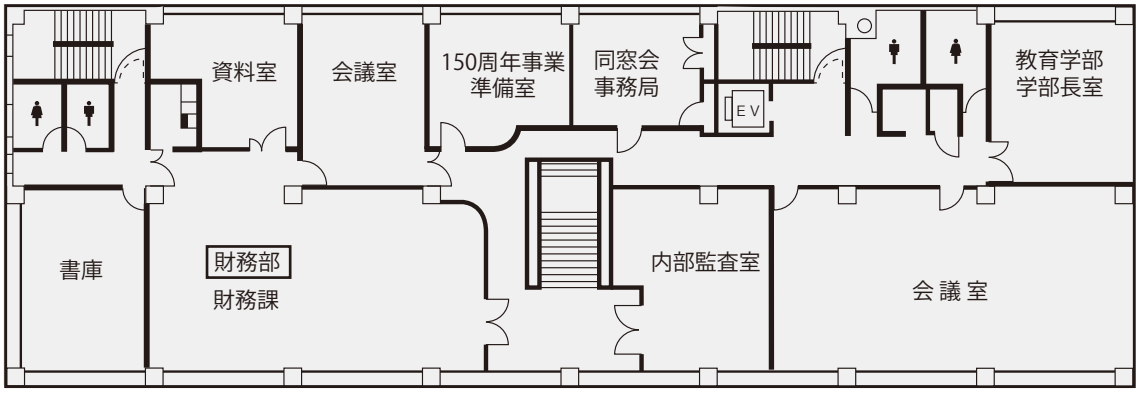

UP
倉庫
倉庫
会議室
資料室

1　階

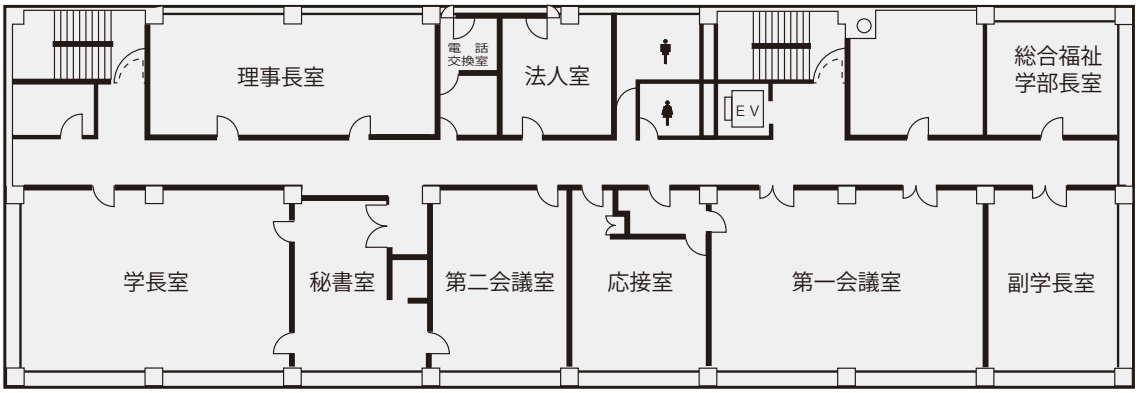

出退勤システム
教員メールボックス
学園掲示場
EV
法人本部
総　務　局
総　務　部
総務課
人事課
ＰＲ課
企画課
施設管財部
施設管財課
資料室

管理棟事務局

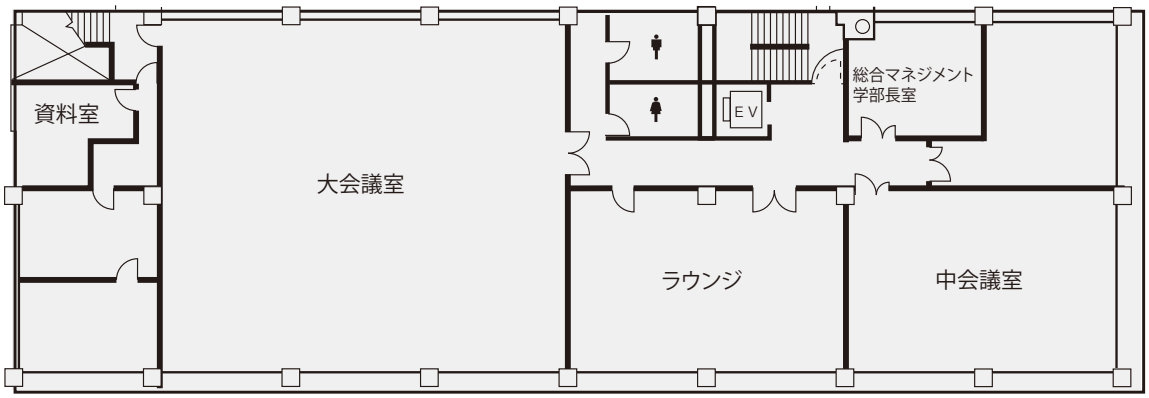
2 階



3 階

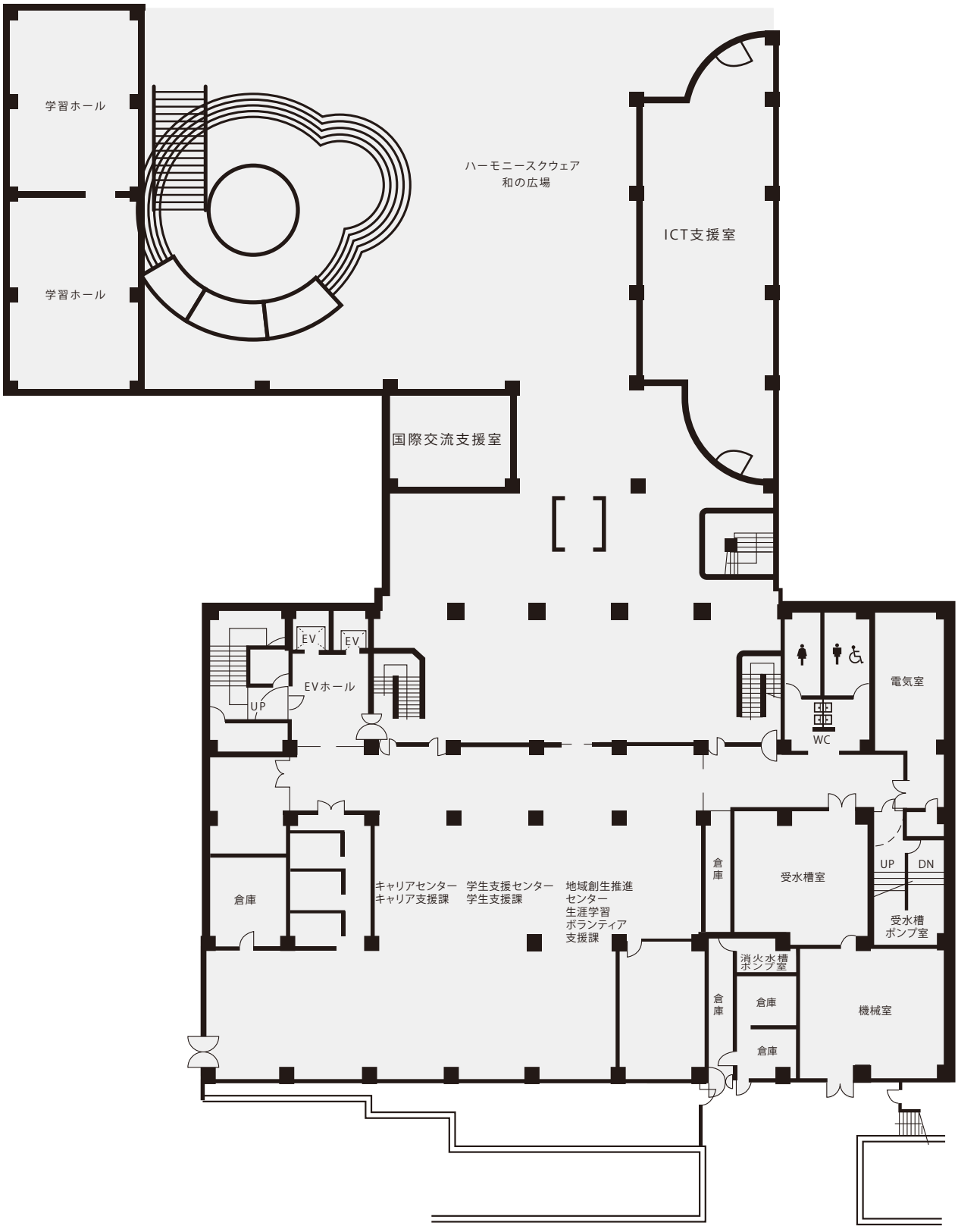


4 階



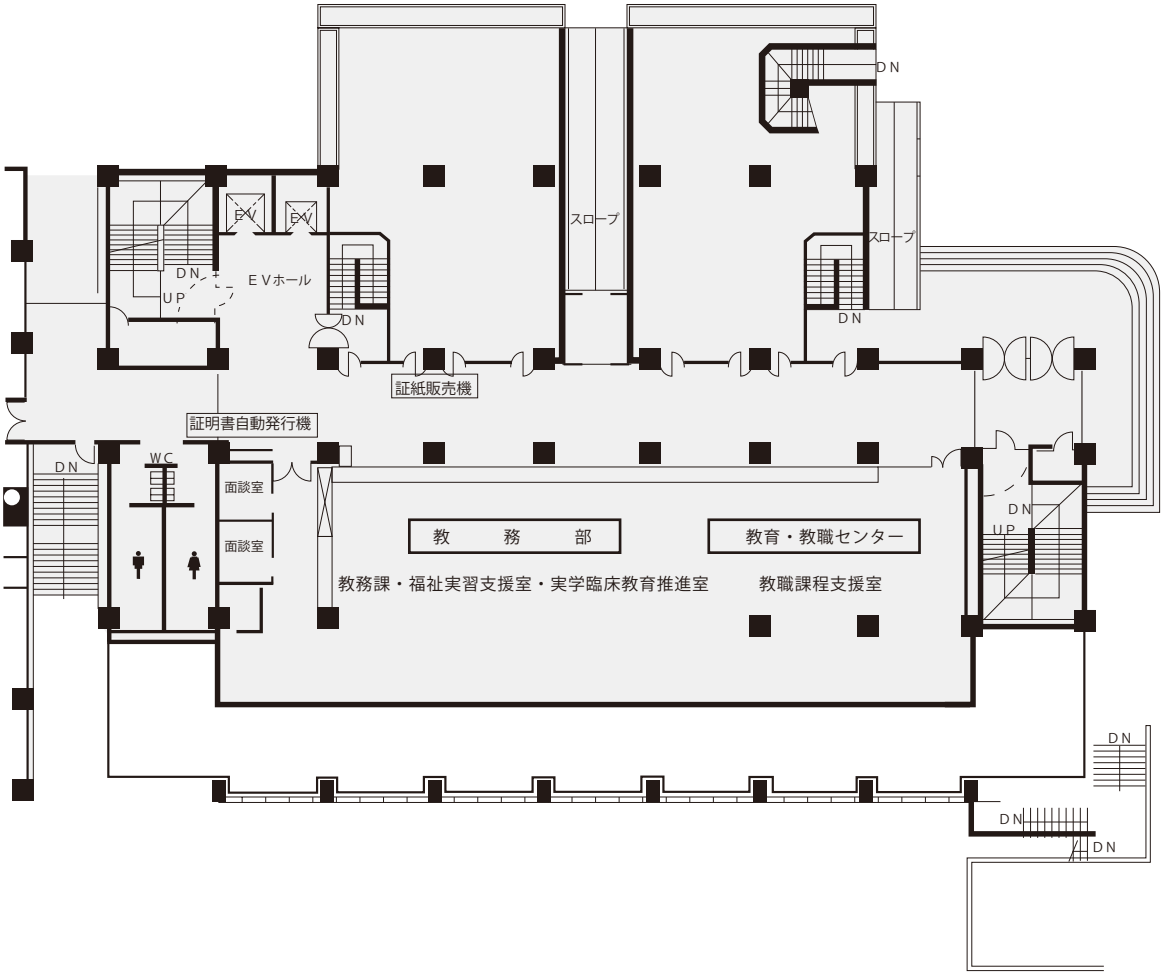
1　号　館

地　下


学習ホール
学習ホール
ハーモニースクウェア
和の広場
ICT支援室
国際交流支援室
EV
EV
EVホール
UP
電気室
WC
倉庫
キャリアセンター
キャリア支援課
学生支援センター
学生支援課
地域創生推進
センター
生涯学習
ボランティア
支援課
倉庫
受水槽室
UP
DN
受水槽
ポンプ室
消火水槽
ポンプ室
倉庫
倉庫
倉庫
機械室

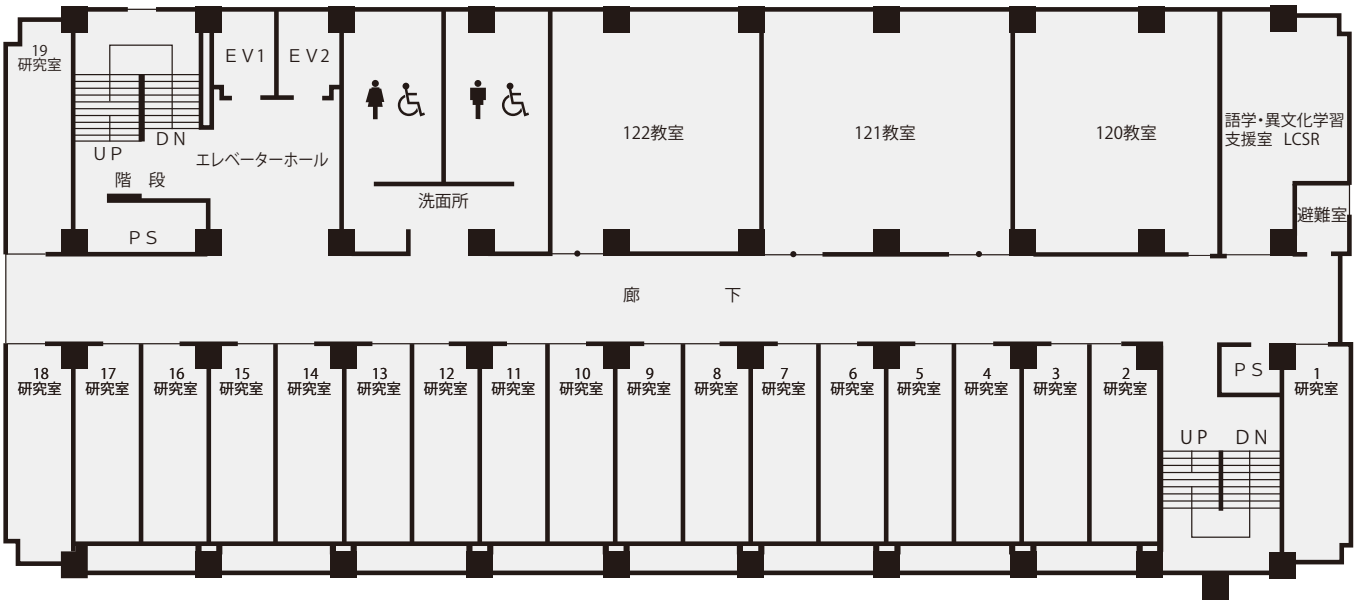
1　号　館

1 階

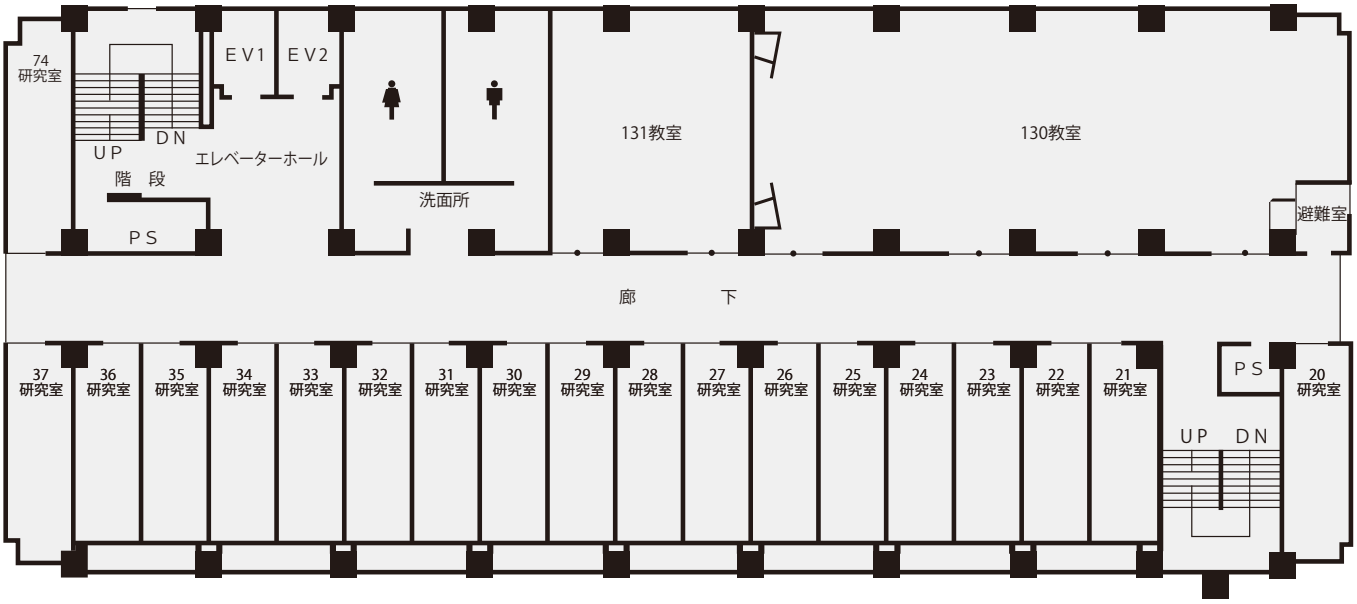

DN
スロープ
スロープ
EV
EV
DN
UP
EVホール
DN
DN
証紙販売機
証明書自動発行機
DN
WC
面談室
面談室
教　務　部
教育・教職センター
教務課・福祉実習支援室・実学臨床教育推進室
教職課程支援室
DN
UP
DN
DN
DN

1　号　館

2 階

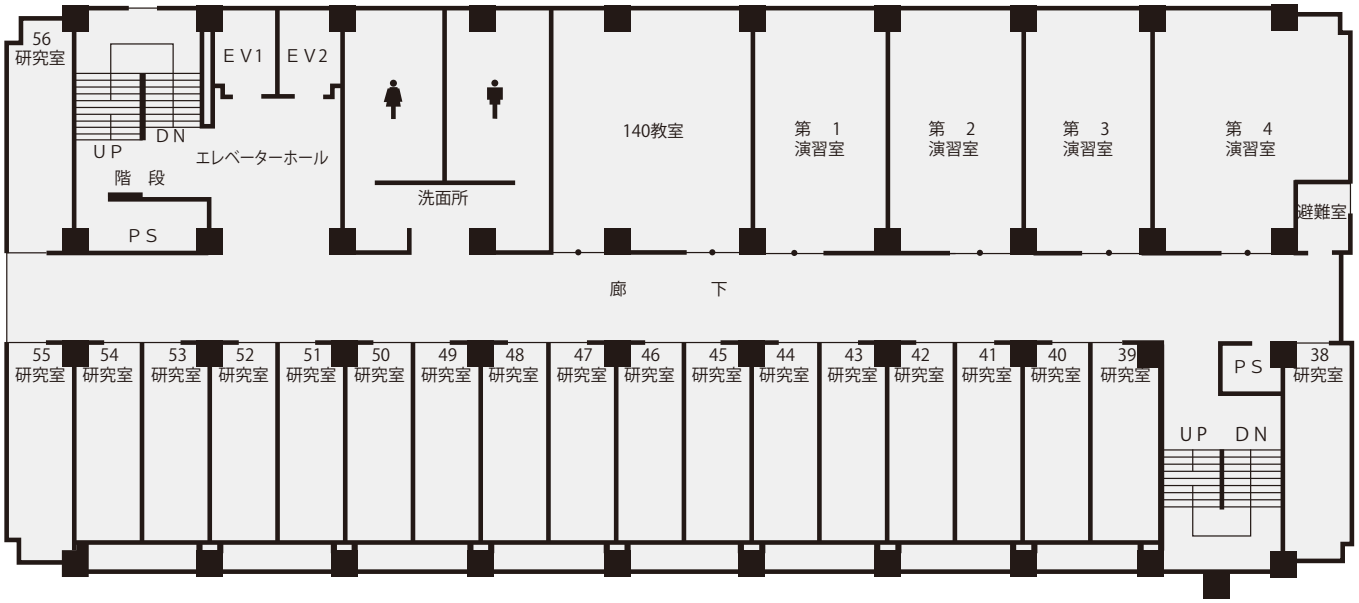

19
研究室
EV1
EV2
UP
DN
階　段
エレベーターホール
PS
洗面所
122教室
121教室
120教室
語学・異文化学習
支援室　LCSR
避難室
廊　　下
18
研究室
17
研究室
16
研究室
15
研究室
14
研究室
13
研究室
12
研究室
11
研究室
10
研究室
9
研究室
8
研究室
7
研究室
6
研究室
5
研究室
4
研究室
3
研究室
2
研究室
PS
1
研究室
UP
DN

3 階

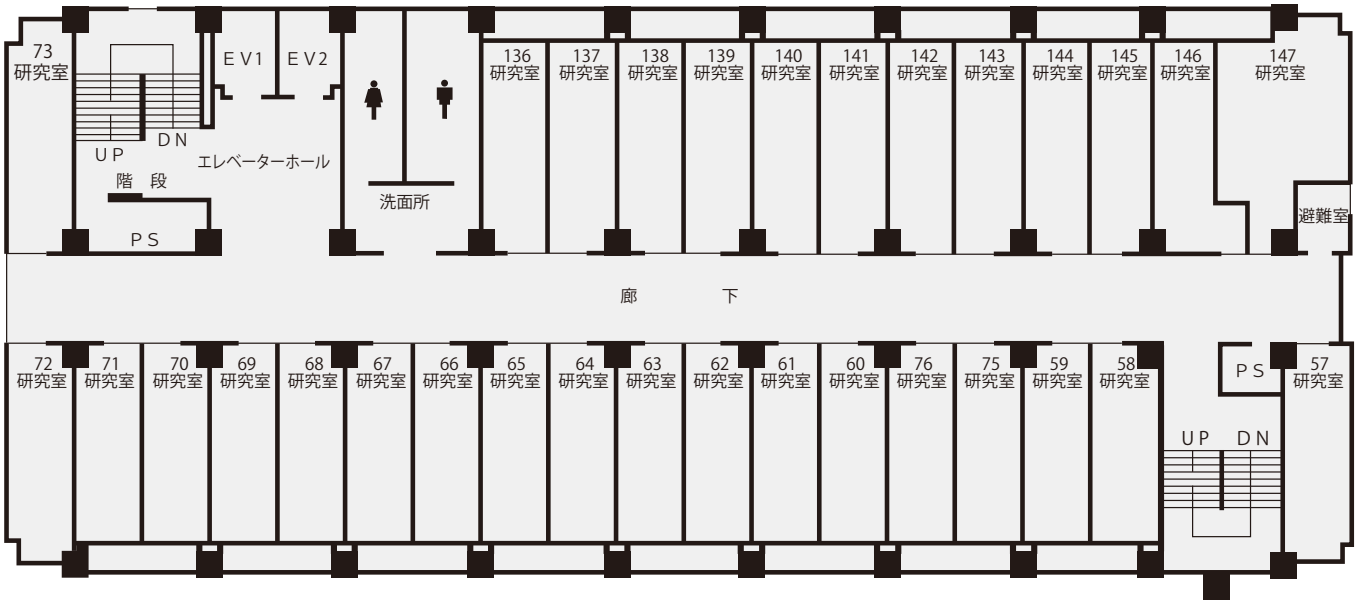

74
研究室
EV1
EV2
UP
DN
階　段
エレベーターホール
PS
洗面所
131教室
130教室
避難室
廊　　下
37
研究室
36
研究室
35
研究室
34
研究室
33
研究室
32
研究室
31
研究室
30
研究室
29
研究室
28
研究室
27
研究室
26
研究室
25
研究室
24
研究室
23
研究室
22
研究室
21
研究室
PS
20
研究室
UP
DN

1　号　館

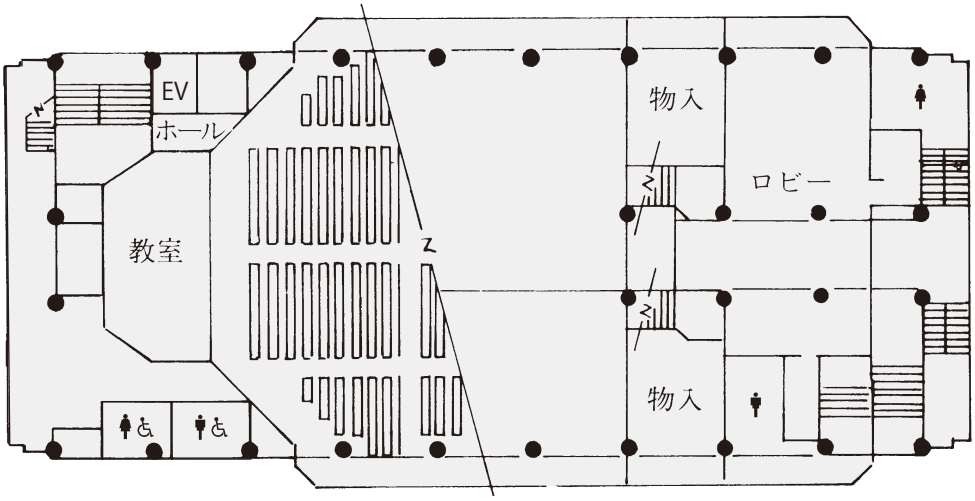
4 階


56 研究室
ＥＶ1
ＥＶ2
ＵＰ
ＤＮ
エレベーターホール
階　段
ＰＳ
洗面所
140教室
第　1 演習室
第　2 演習室
第　3 演習室
第　4 演習室
避難室
廊　　下
55 研究室
54 研究室
53 研究室
52 研究室
51 研究室
50 研究室
49 研究室
48 研究室
47 研究室
46 研究室
45 研究室
44 研究室
43 研究室
42 研究室
41 研究室
40 研究室
39 研究室
ＰＳ
38 研究室
ＵＰ
ＤＮ

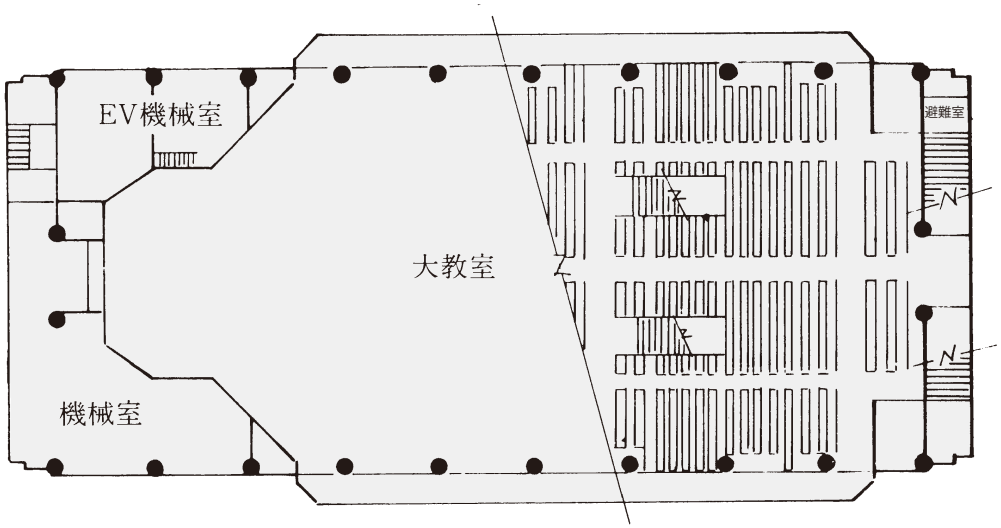
5 階


73 研究室
ＥＶ1
ＥＶ2
ＵＰ
ＤＮ
エレベーターホール
階　段
ＰＳ
洗面所
136 研究室
137 研究室
138 研究室
139 研究室
140 研究室
141 研究室
142 研究室
143 研究室
144 研究室
145 研究室
146 研究室
147 研究室
避難室
廊　　下
72 研究室
71 研究室
70 研究室
69 研究室
68 研究室
67 研究室
66 研究室
65 研究室
64 研究室
63 研究室
62 研究室
61 研究室
60 研究室
76 研究室
75 研究室
59 研究室
58 研究室
ＰＳ
57 研究室
ＵＰ
ＤＮ

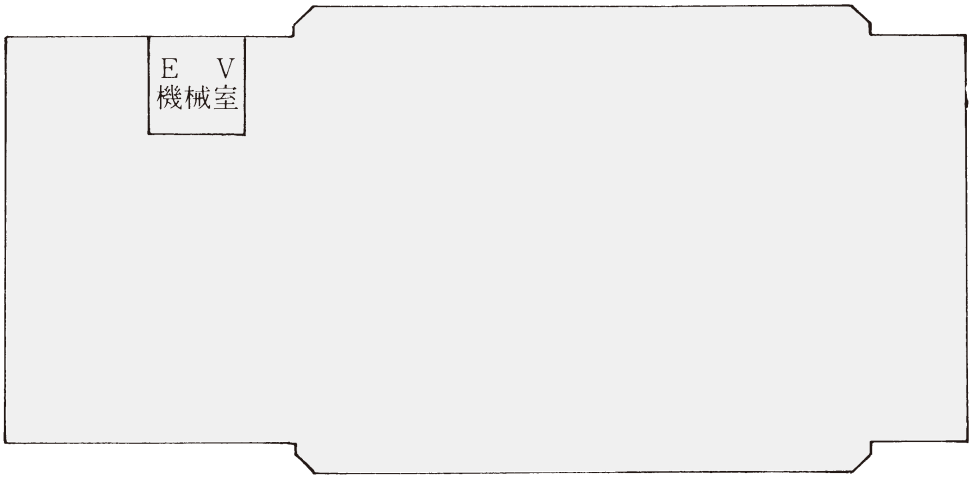
第 一 号 館　6 階



第 一 号 館　7 階

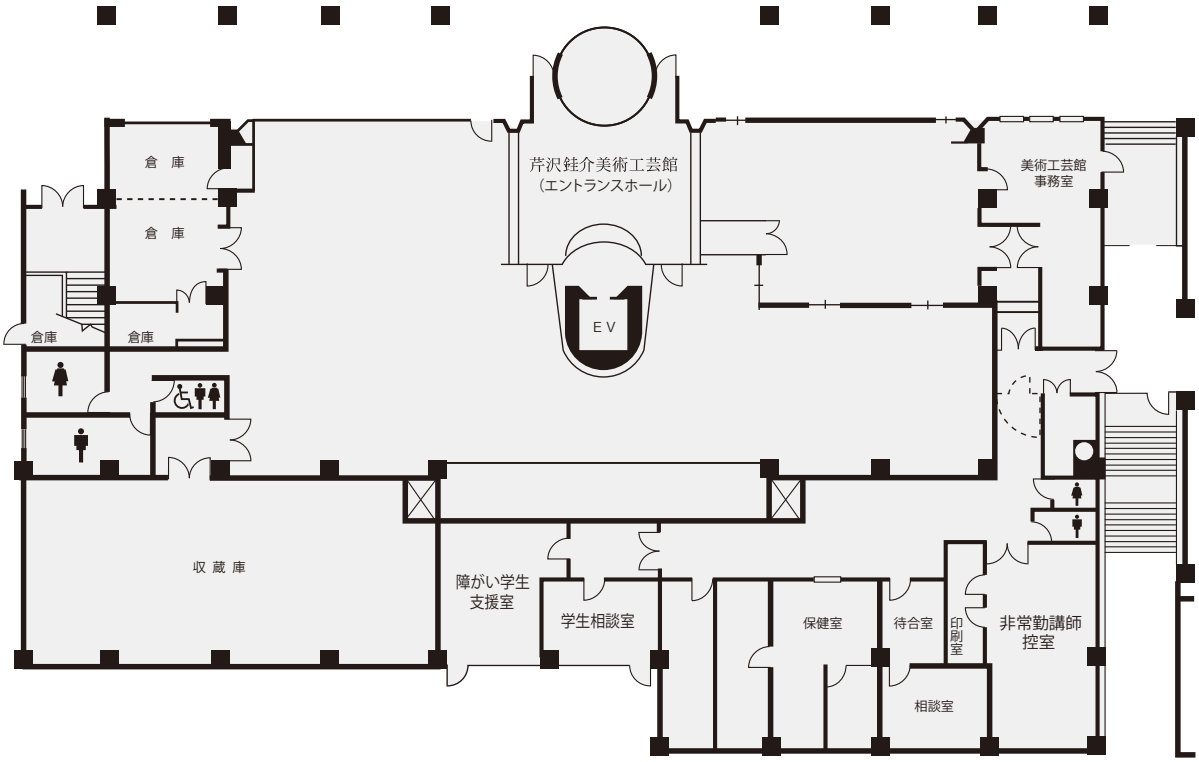


第 一 号 館　R 階

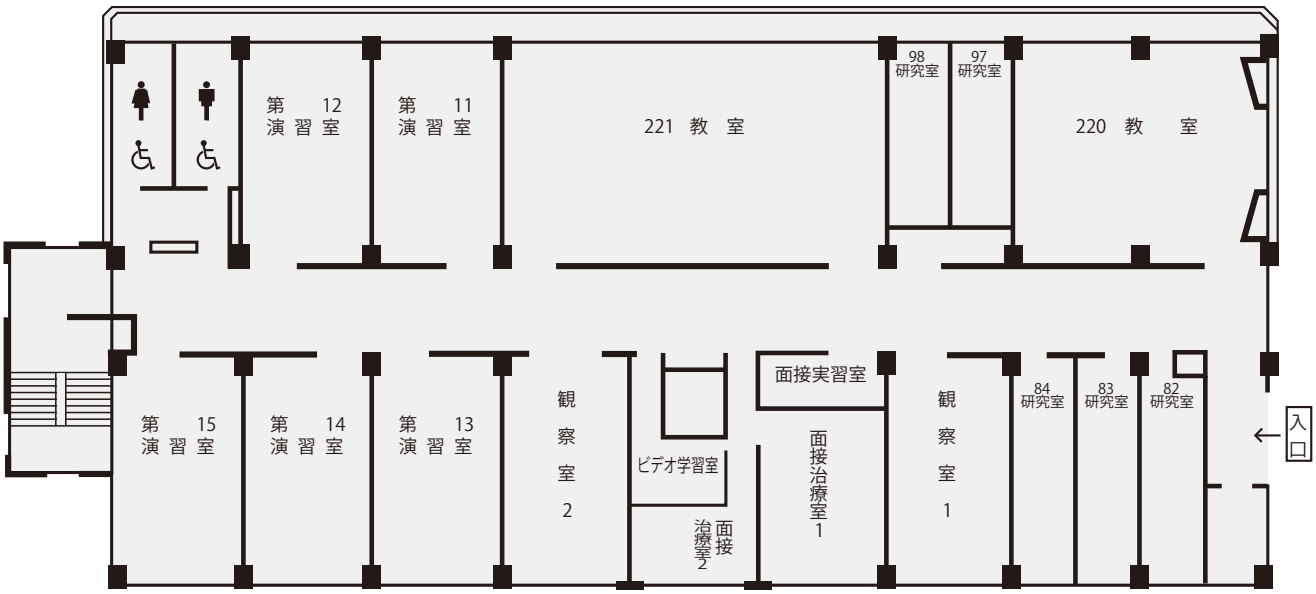


2　号　館

1 階

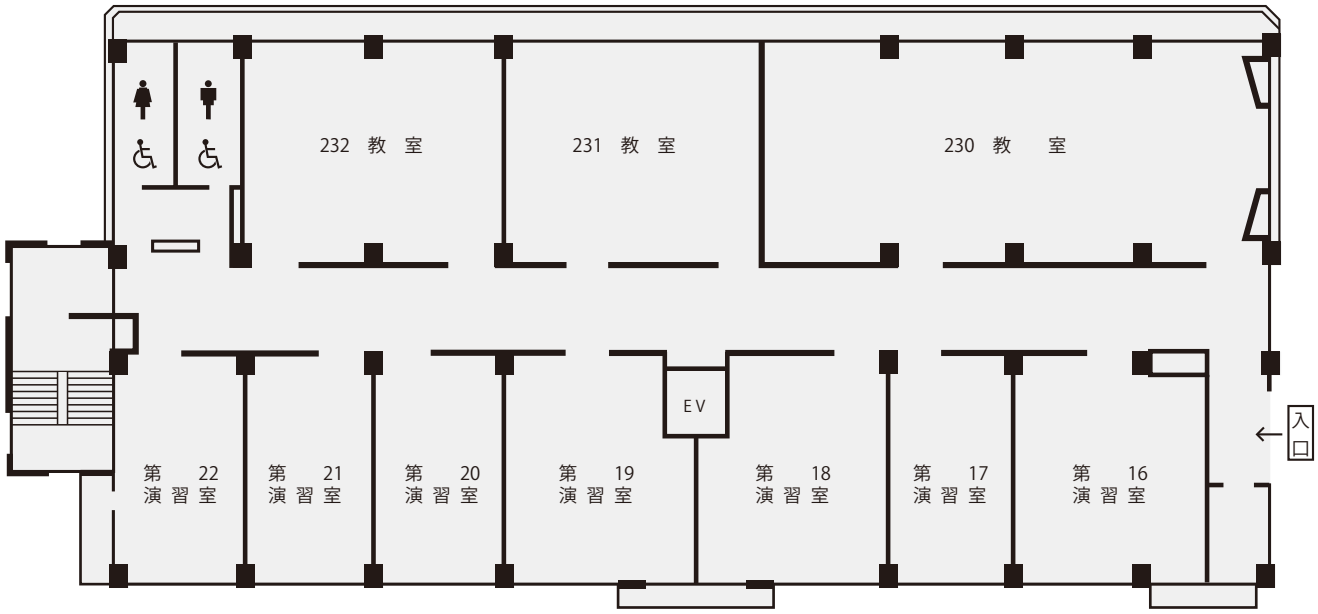

倉 庫
倉 庫
倉庫
倉庫
芹沢銈介美術工芸館
（エントランスホール）
EV
美術工芸館
事務室
収 蔵 庫
障がい学生
支援室
学生相談室
保健室
待合室
印刷室
非常勤講師
控室
相談室

2 階

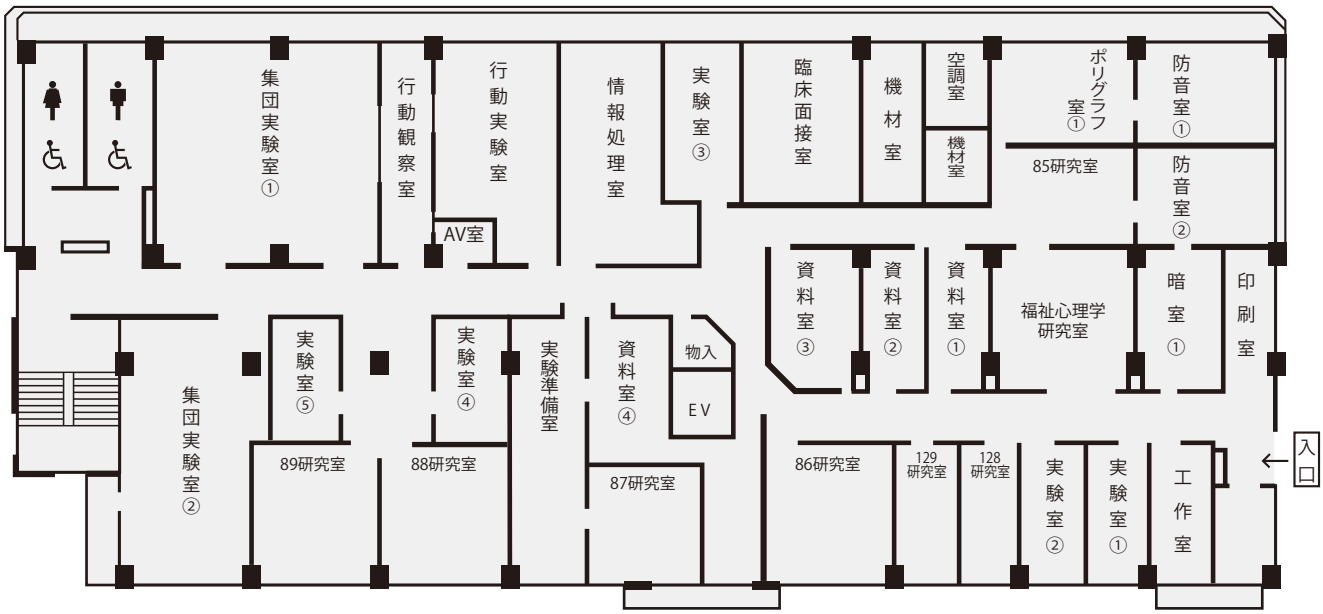

第 12
演 習 室
第 11
演 習 室
221 教 室
98
研究室
97
研究室
220 教 室
第 15
演 習 室
第 14
演 習 室
第 13
演 習 室
観
察
室
2
ビデオ学習室
面接
治療室
2
面接実習室
面接治療室
1
観
察
室
1
84
研究室
83
研究室
82
研究室
入口

2　号　館

3 階

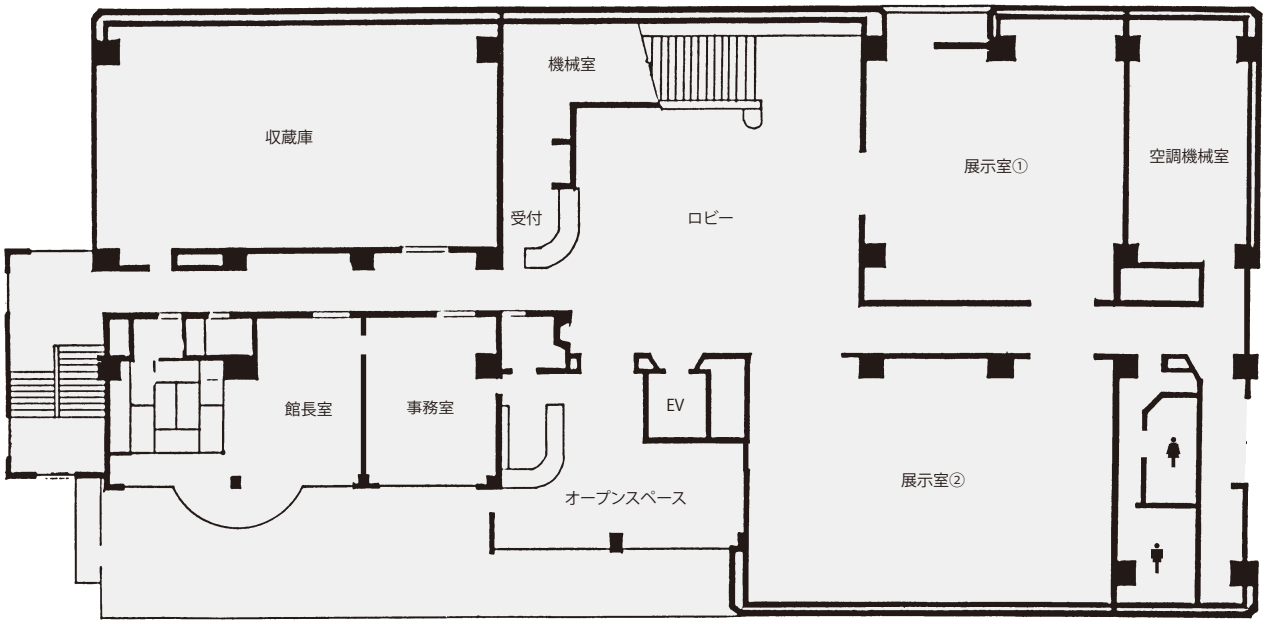

232 教 室
231 教 室
230 教 室
EV
第 22 演習室
第 21 演習室
第 20 演習室
第 19 演習室
第 18 演習室
第 17 演習室
第 16 演習室
入口

4 階

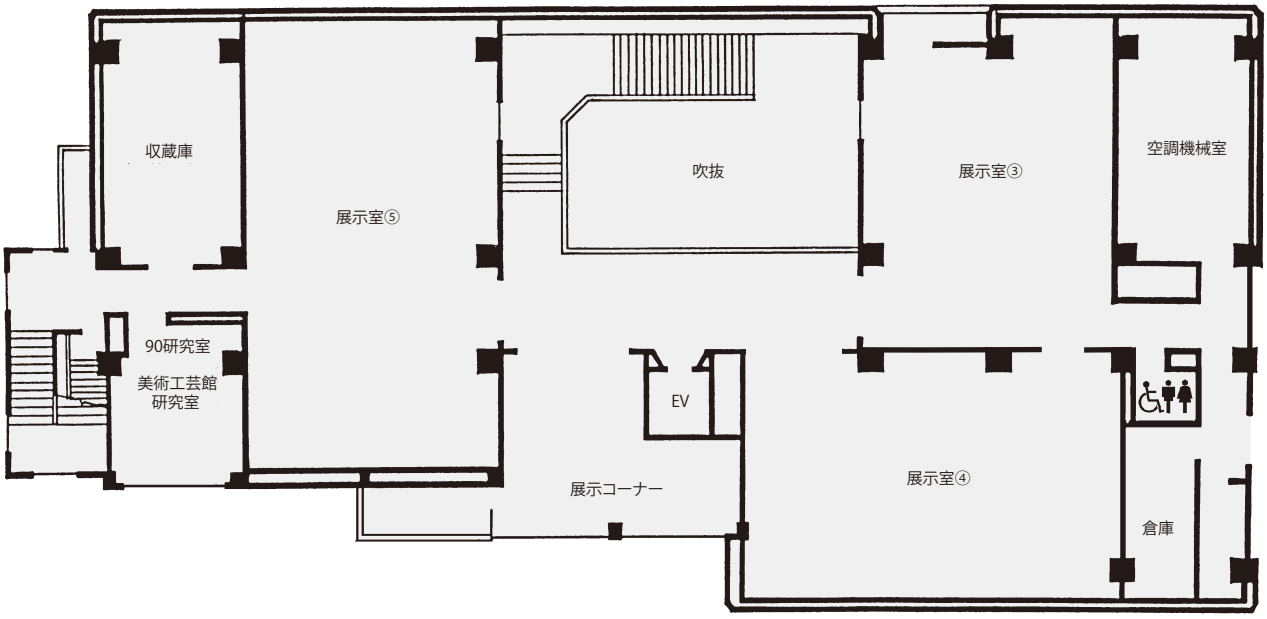

集団実験室①
行動観察室
行動実験室
AV室
情報処理室
実験室③
臨床面接室
機材室
空調室
機材室
ポリグラフ室①
85研究室
防音室①
防音室②
資料室③
資料室②
資料室①
福祉心理学研究室
暗室①
印刷室
集団実験室②
実験室⑤
89研究室
実験室④
88研究室
実験準備室
資料室④
物入
EV
87研究室
86研究室
129研究室
128研究室
実験室②
実験室①
工作室
入口

2　号　館

5 階（芹沢銈介美術工芸館）

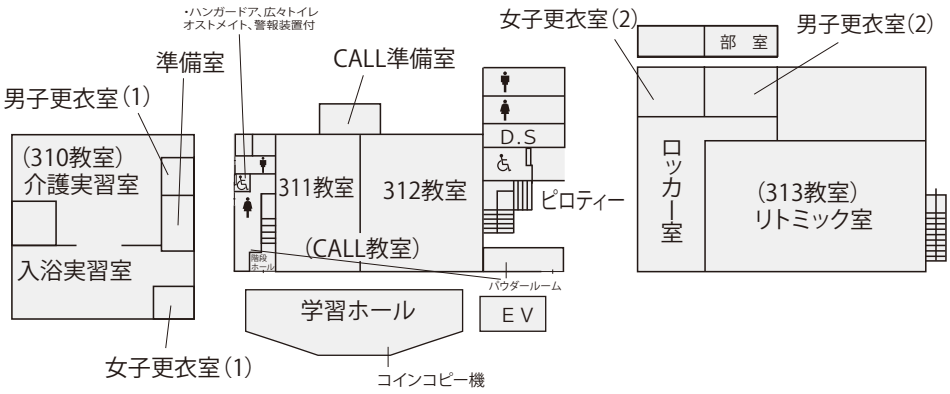


6 階 （芹沢銈介美術工芸館）

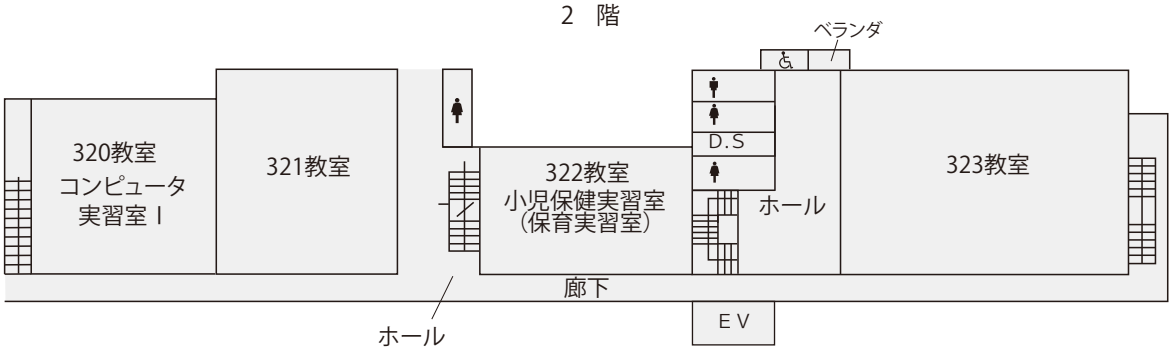


3　号　館

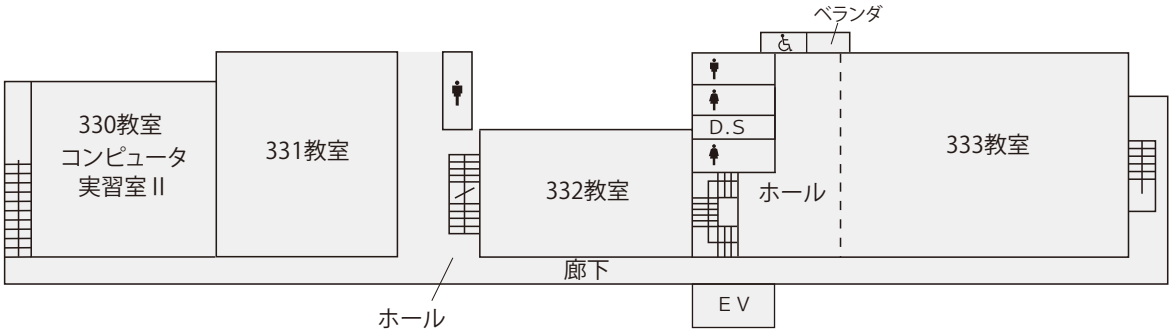
1　階



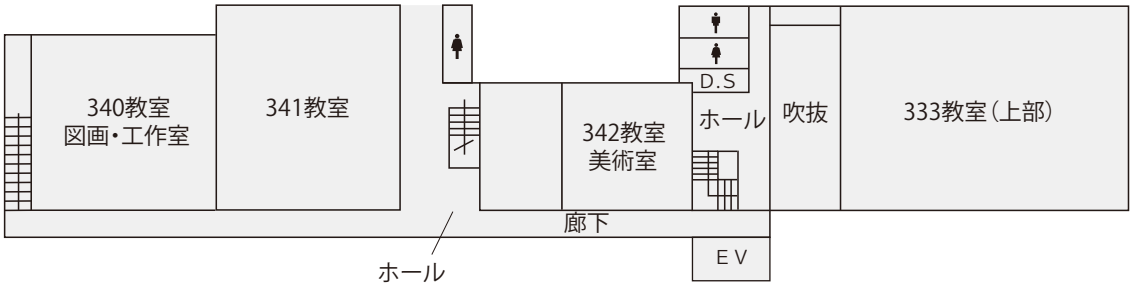
2　階



3　階



4　階



5　号　館

1　階


EV
階段室
EV機械室
実験準備室
風除室
廊下
風除室
光庭
第 6
演習室
第 7
演習室
理科実験室

H-2館から
渡り廊下

2　階

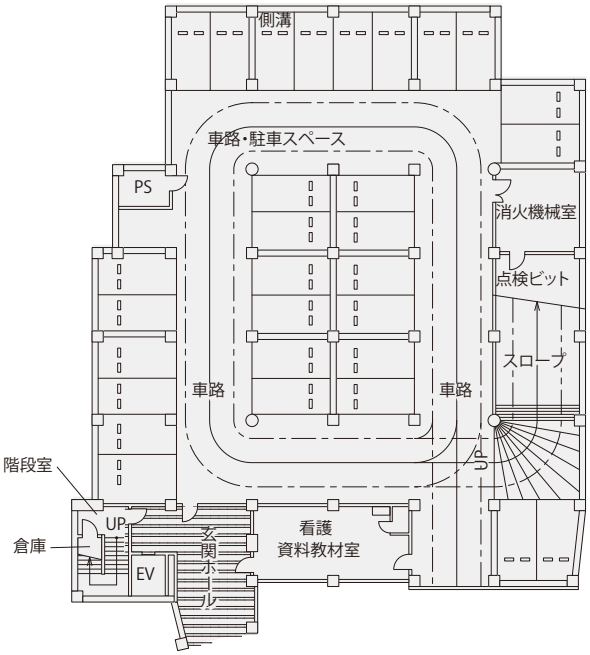

湯沸室
EV
109研究室
玄関
廊下
108
研究室
107
研究室
第 8
演習室
105
研究室
104
研究室
103
研究室
102
研究室

3　階

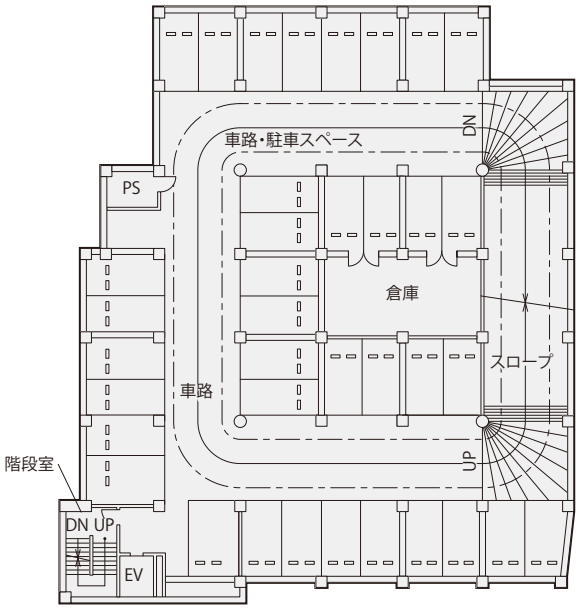

資料室
湯沸室
EV
116研究室
115
研究室
114
研究室
第 9
演習室
113
研究室
112
研究室
111
研究室
110
研究室

6　号　館

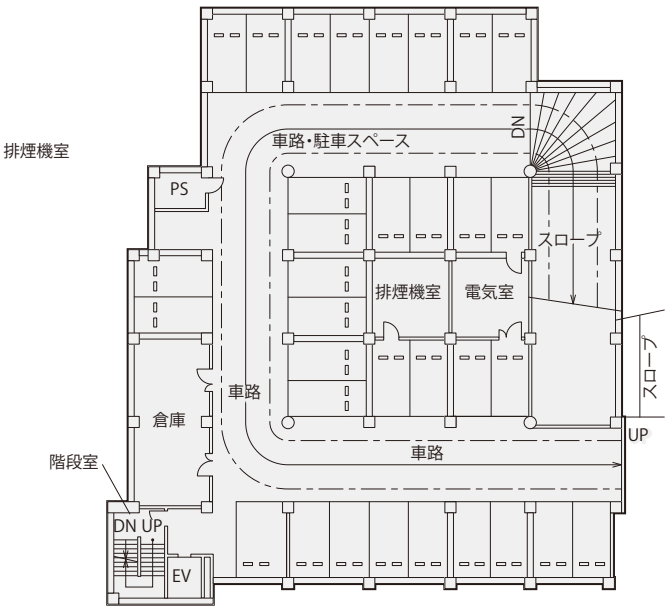
1　階


側溝
車路・駐車スペース
PS
消火機械室
点検ピット
スロープ
車路
車路
UP
階段室
UP
倉庫
EV
玄関ホール
看護
資料教材室

2　階

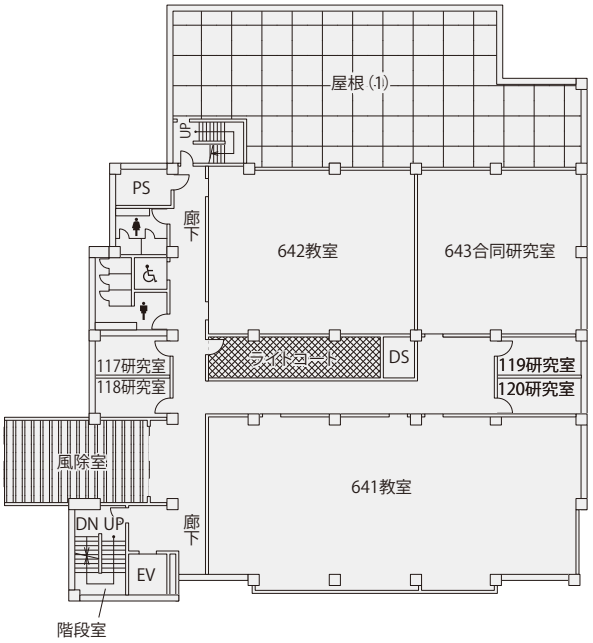

車路・駐車スペース
DN
PS
倉庫
スロープ
車路
UP
階段室
DN UP
EV

3　階

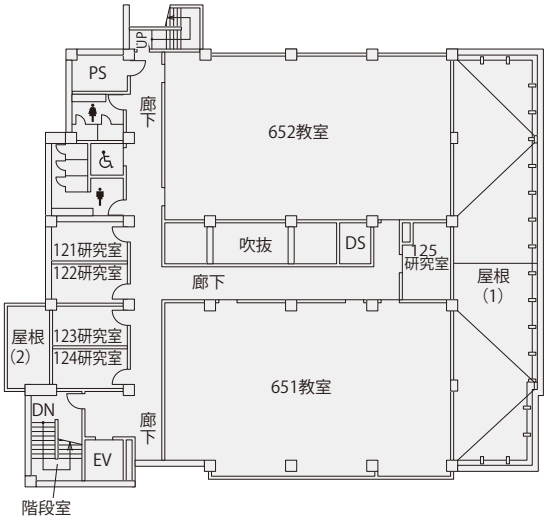

排煙機室
車路・駐車スペース
DN
PS
スロープ
排煙機室
電気室
スロープ
車路
倉庫
UP
車路
階段室
DN UP
EV

6　号　館

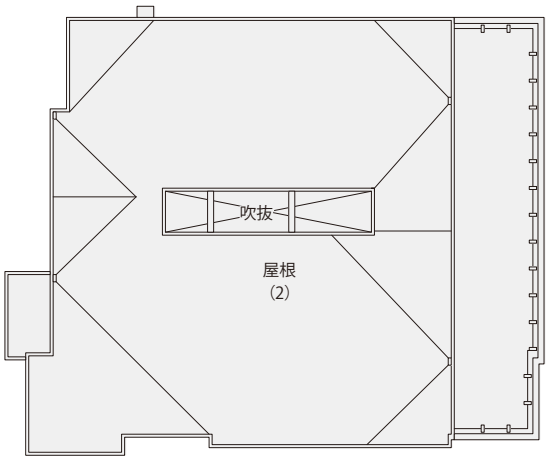
4　階


屋根（1）
PS
廊下
642教室
643合同研究室
ラジオゾンデ
DS
117研究室
118研究室
119研究室
120研究室
風除室
641教室
DN UP
廊下
EV
階段室

5　階

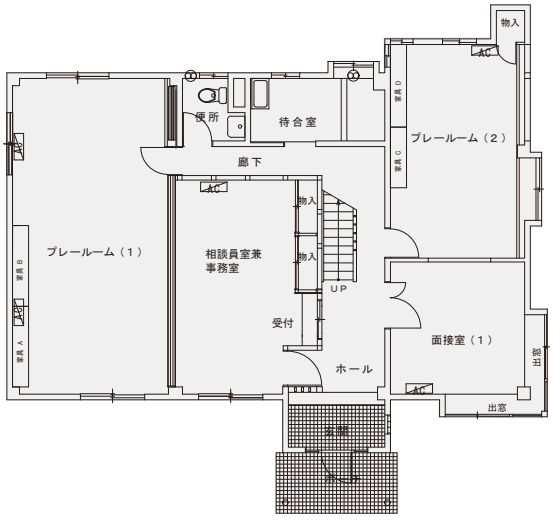

UP
PS
廊下
652教室
121研究室
122研究室
吹抜
DS
125研究室
屋根（1）
廊下
屋根（2）
123研究室
124研究室
651教室
DN
廊下
EV
階段室

屋　根

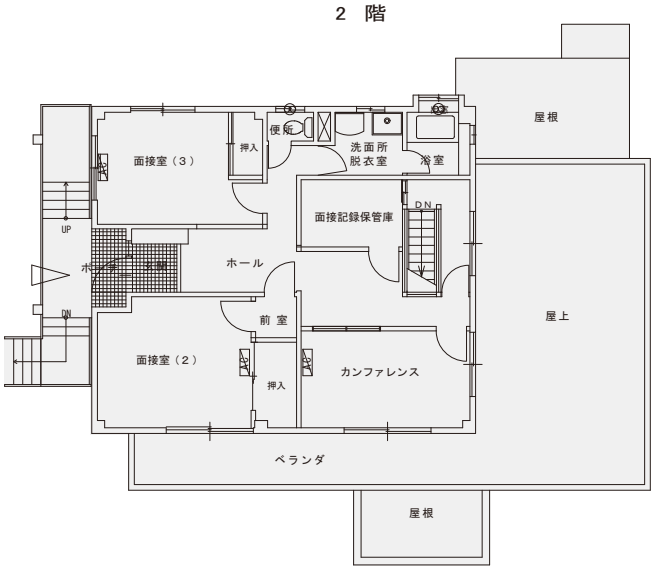

吹抜
屋根
（2）

7号館

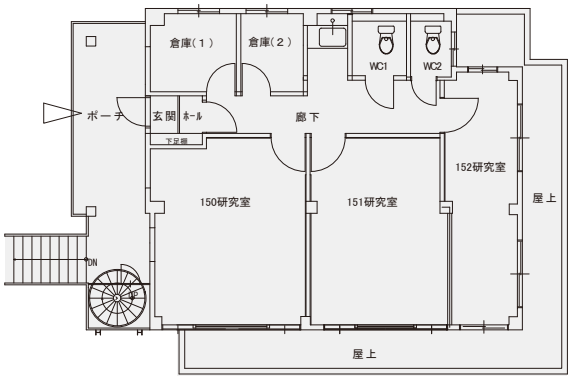
1 階


物入
AC
便所
待合室
廊下
プレールーム（２）
プレールーム（１）
相談員室兼
事務室
物入
物入
UP
受付
面接室（１）
ホール
出窓
AC

2 階

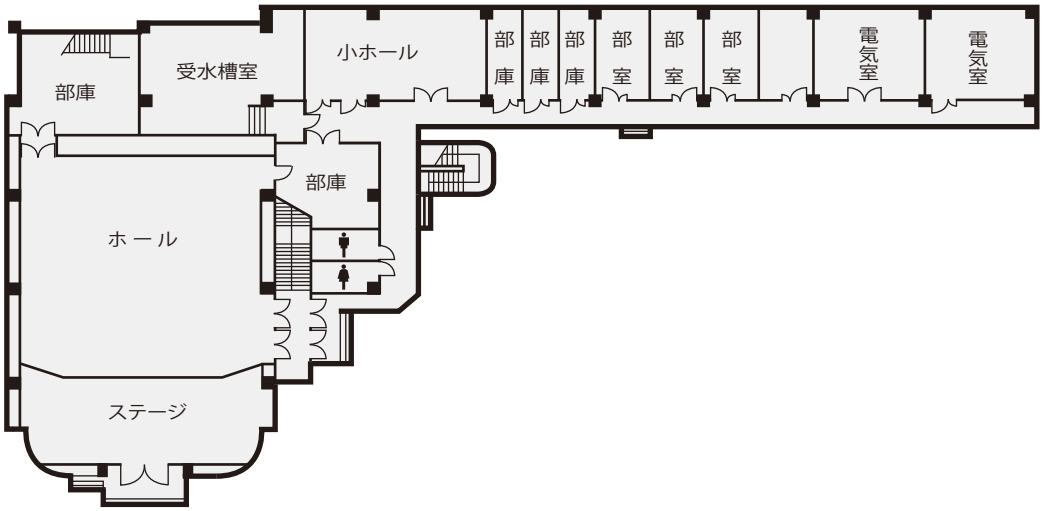

屋根
面接室（３）
押入
便所
洗面所
脱衣室
浴室
面接記録保管庫
DN
UP
ホール
前 室
屋上
面接室（２）
押入
カンファレンス
ベランダ
屋根

3 階

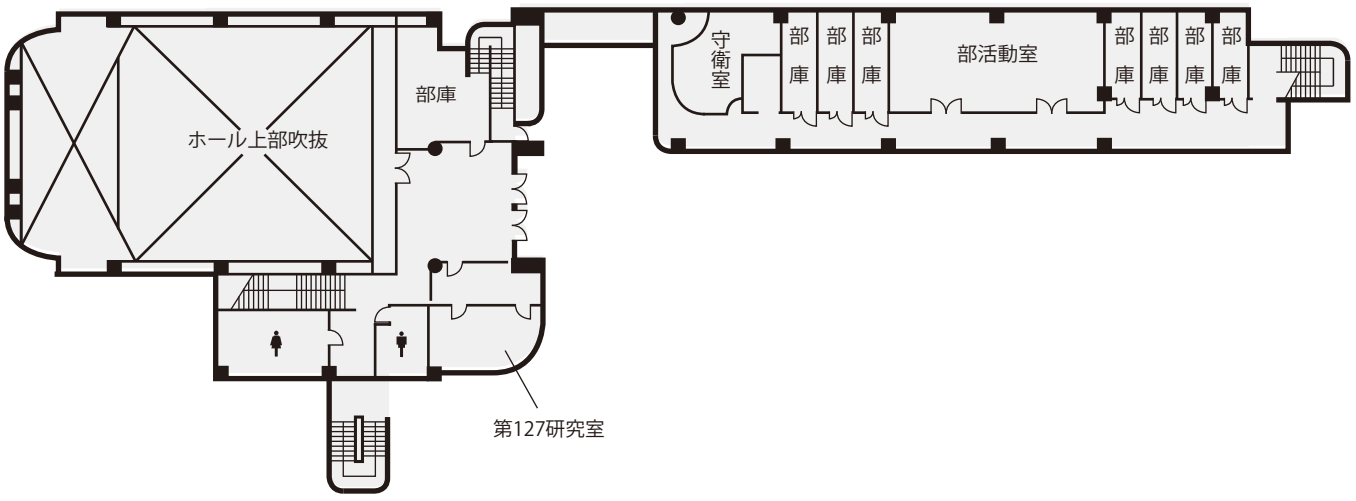

倉庫(１)
倉庫(２)
WC1
WC2
ポーチ
玄関
ホール
下足箱
廊下
152研究室
150研究室
151研究室
屋上
DN
UP
屋上

Ｈ－ＯＮＥ館（課外活動棟）

1　階

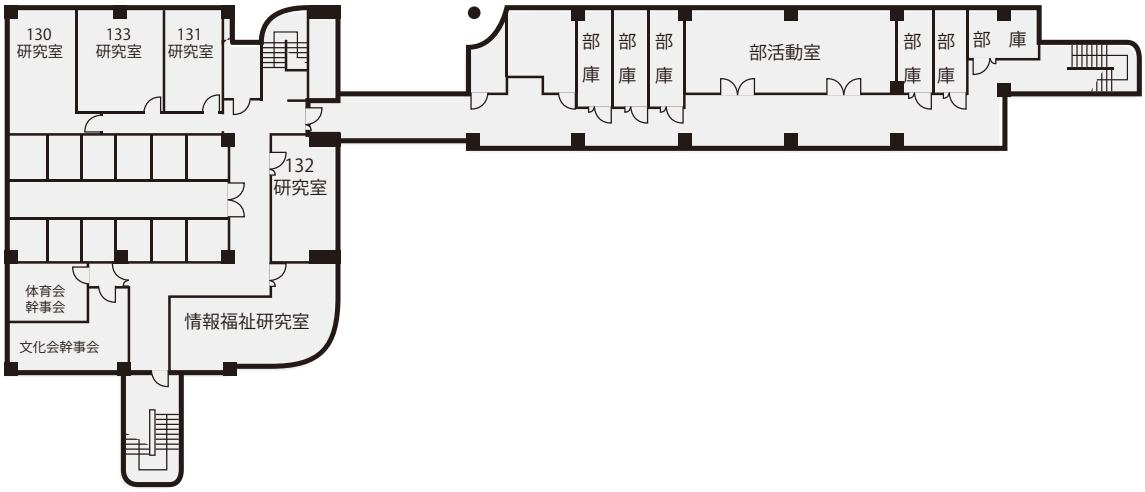


2　階

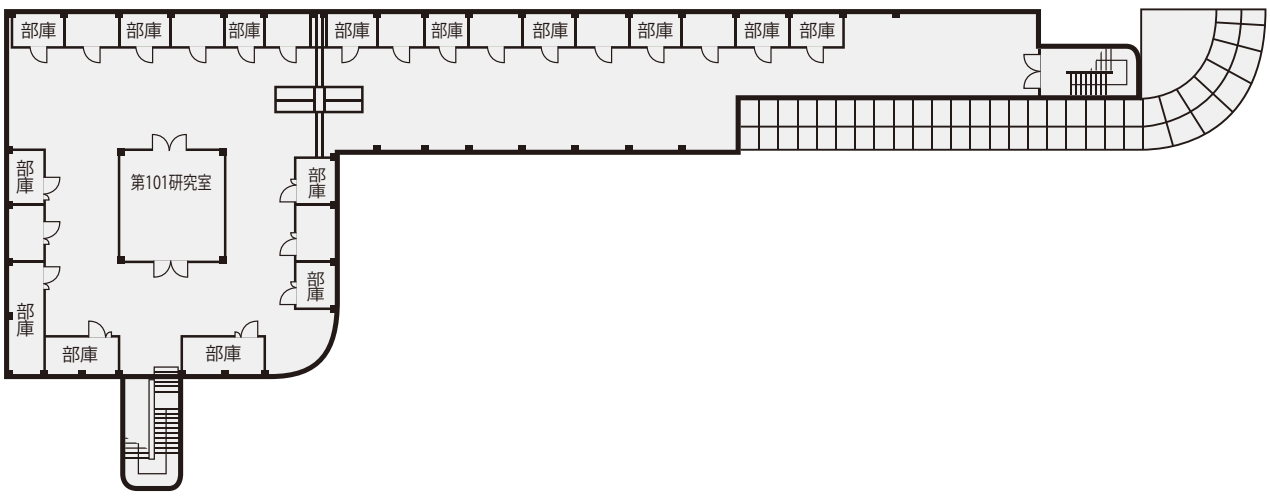


Ｈ－ＯＮＥ館（課外活動棟）

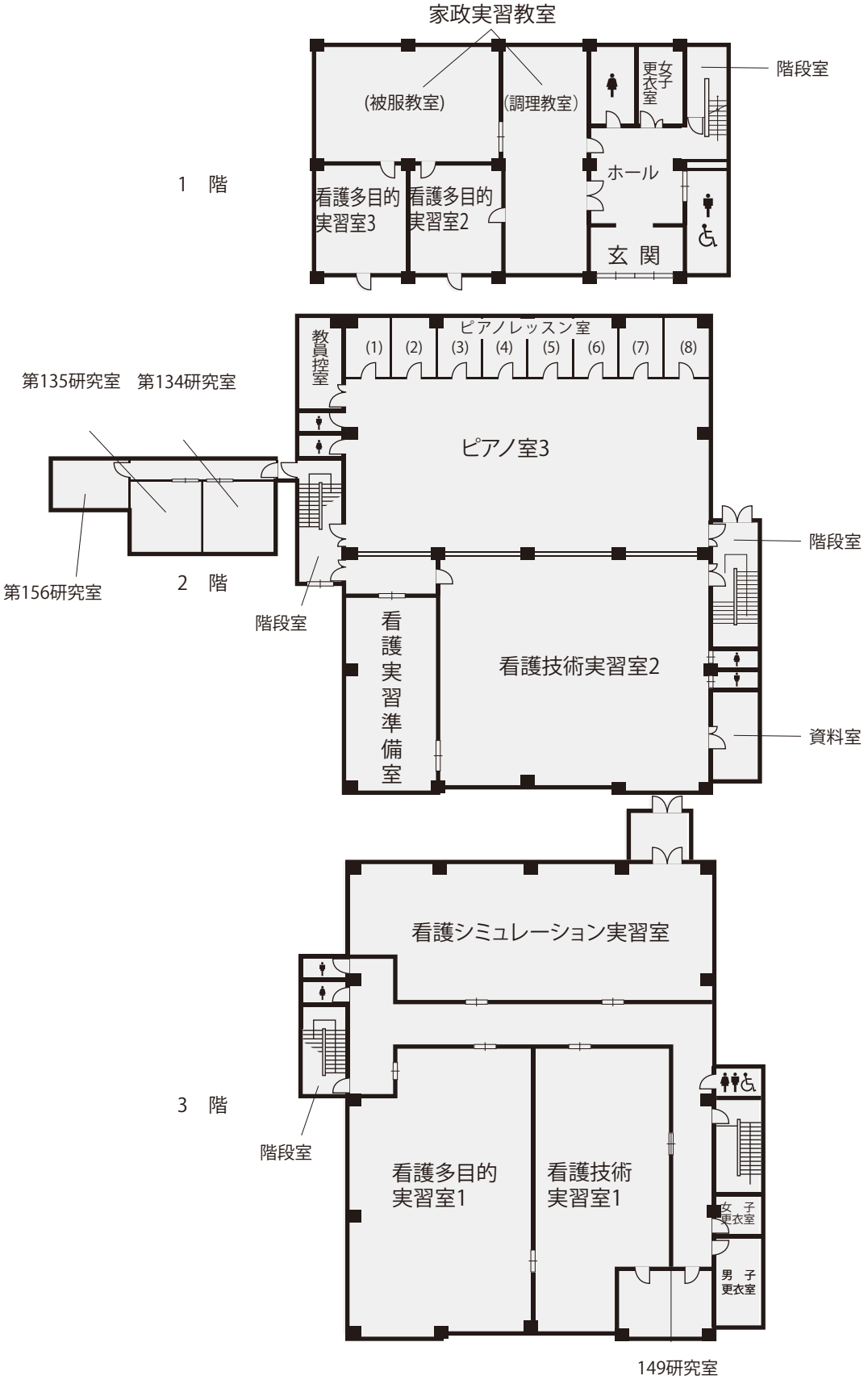
3　階



4　階

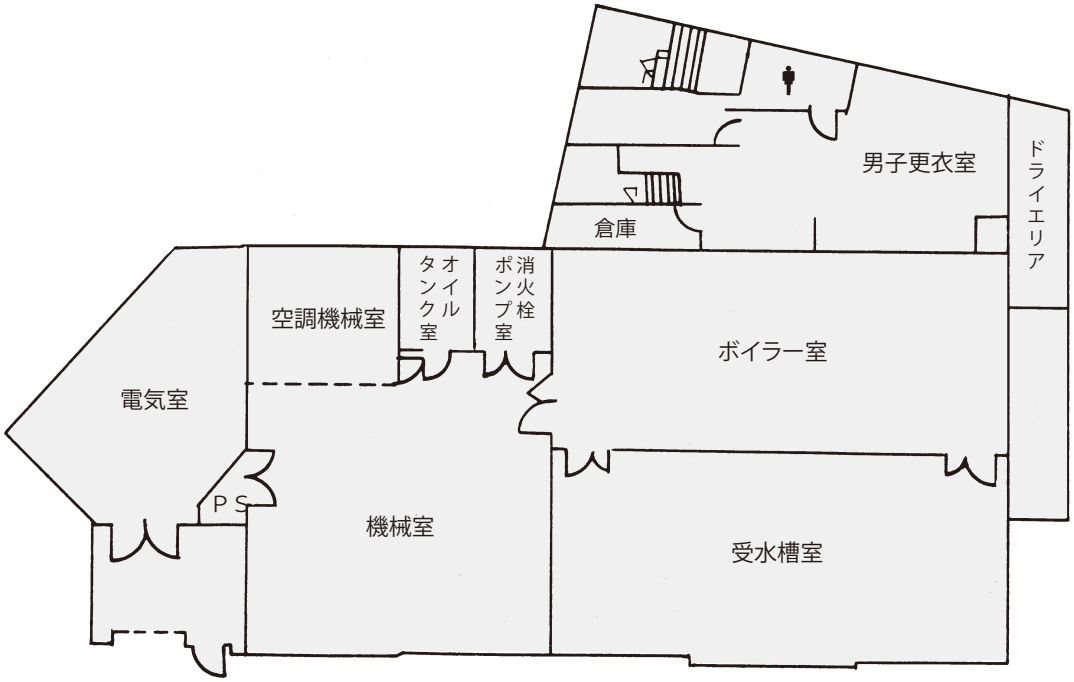


Ｈ－２ 館

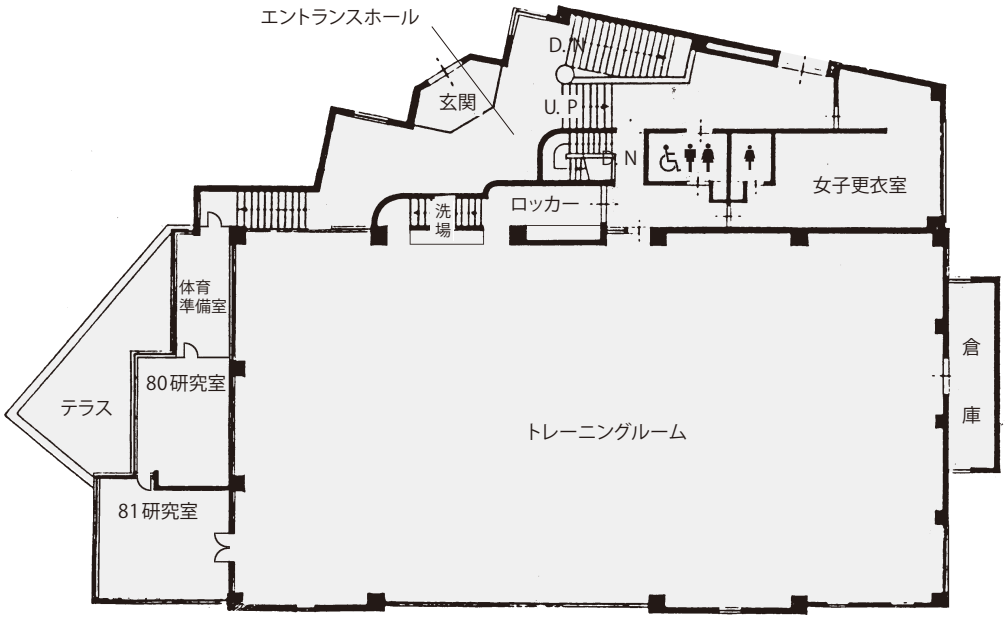

家政実習教室
(被服教室)
(調理教室)
女子更衣室
階段室
1 階
看護多目的実習室3
看護多目的実習室2
ホール
玄 関
教員控室
ピアノレッスン室
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
第135研究室
第134研究室
ピアノ室3
階段室
第156研究室
2 階
階段室
看護実習準備室
看護技術実習室2
資料室
看護シミュレーション実習室
3 階
階段室
看護多目的実習室1
看護技術実習室1
女子更衣室
男子更衣室
149研究室

H－3　GYM

地　階

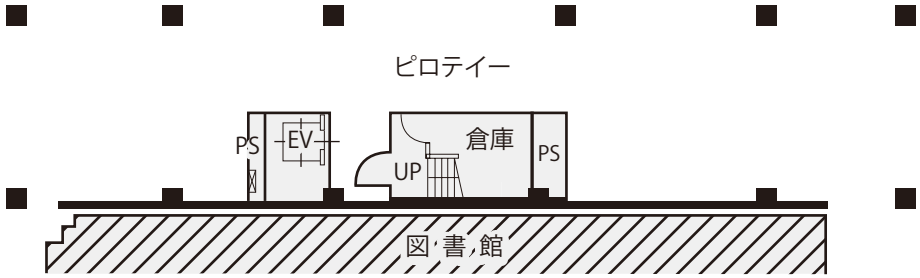

男子更衣室
ドライエリア
倉庫
オイルタンク室
消火栓ポンプ室
空調機械室
ボイラー室
電気室
PS
機械室
受水槽室

1　階

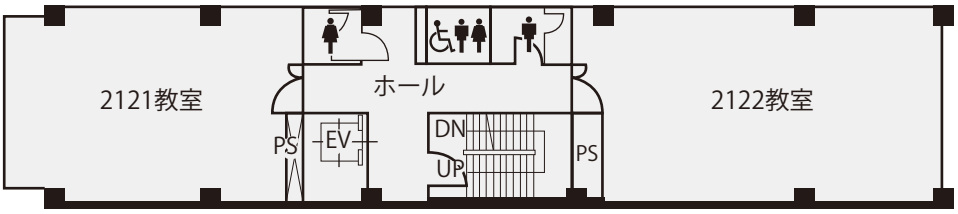

エントランスホール
玄関
D.N
U.P
N
女子更衣室
洗場
ロッカー
体育準備室
80研究室
テラス
81研究室
トレーニングルーム
倉庫

２００１館

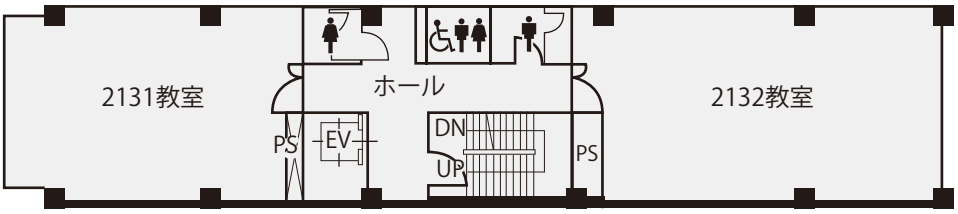
1 階



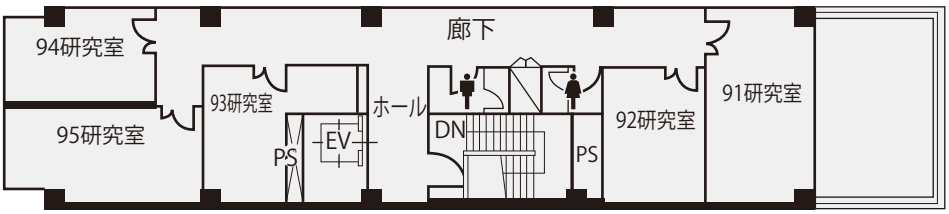
2 階



3 階

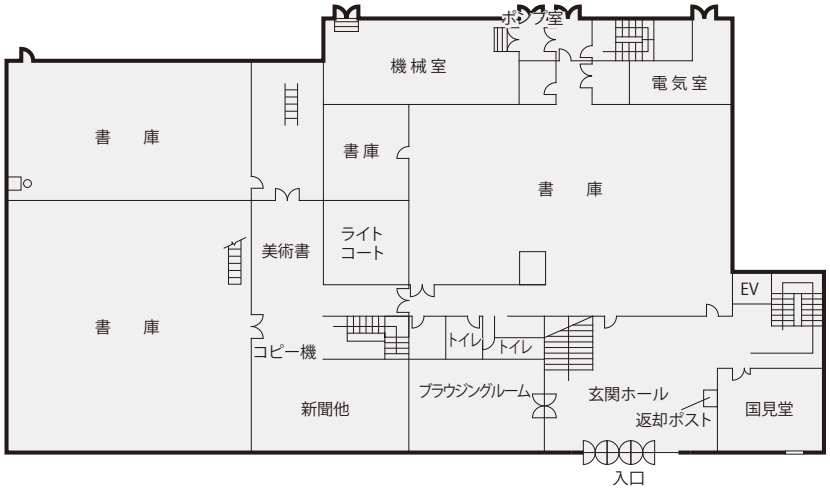


4 階

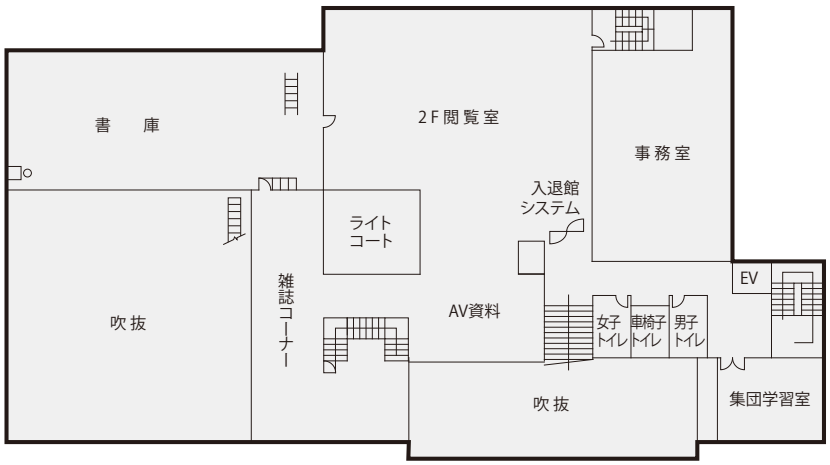


図書館棟

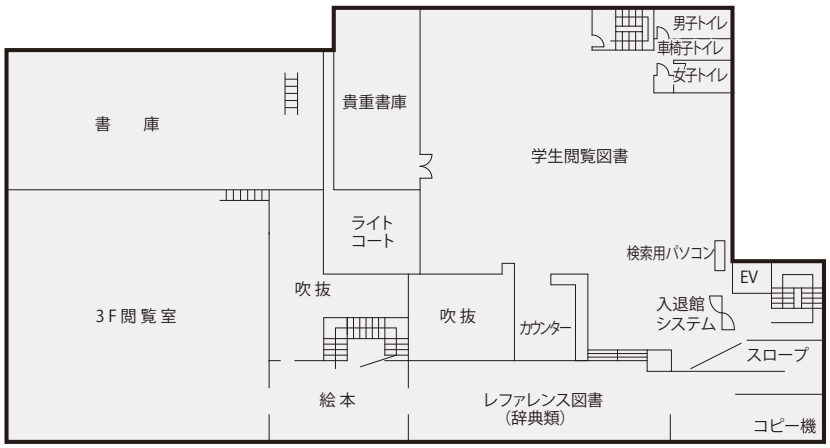
1　階



2　階



3　階



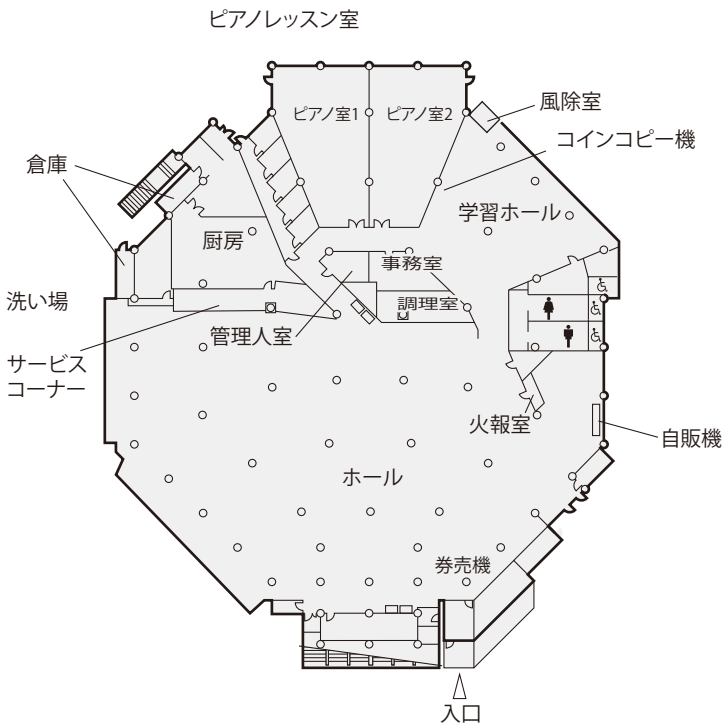
4　階



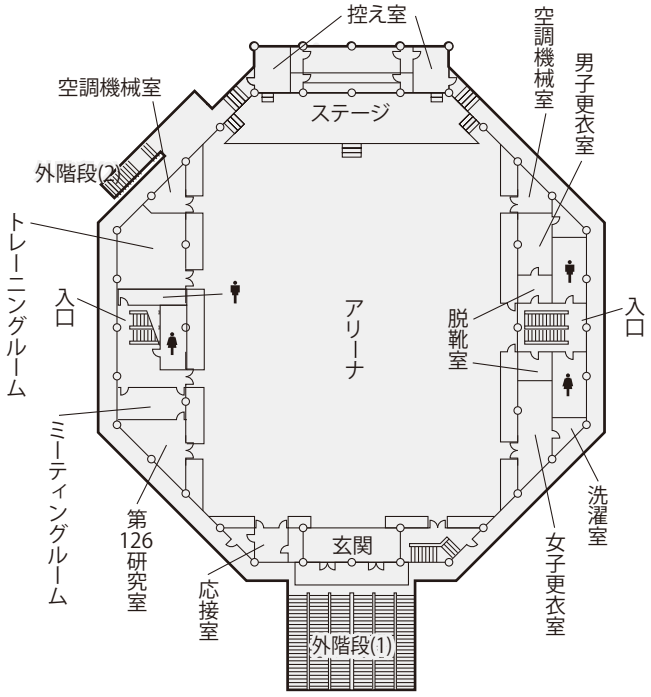
福　聚　殿

（講堂兼体育館・教員研究室・ピアノレッスン室・ピアノ室
学生自習室・学生食堂1-8-1ホール・軽食コーナー）

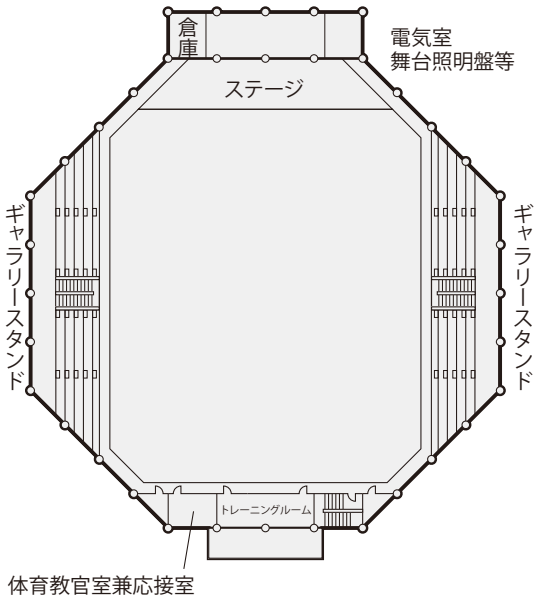
1　階



2　階

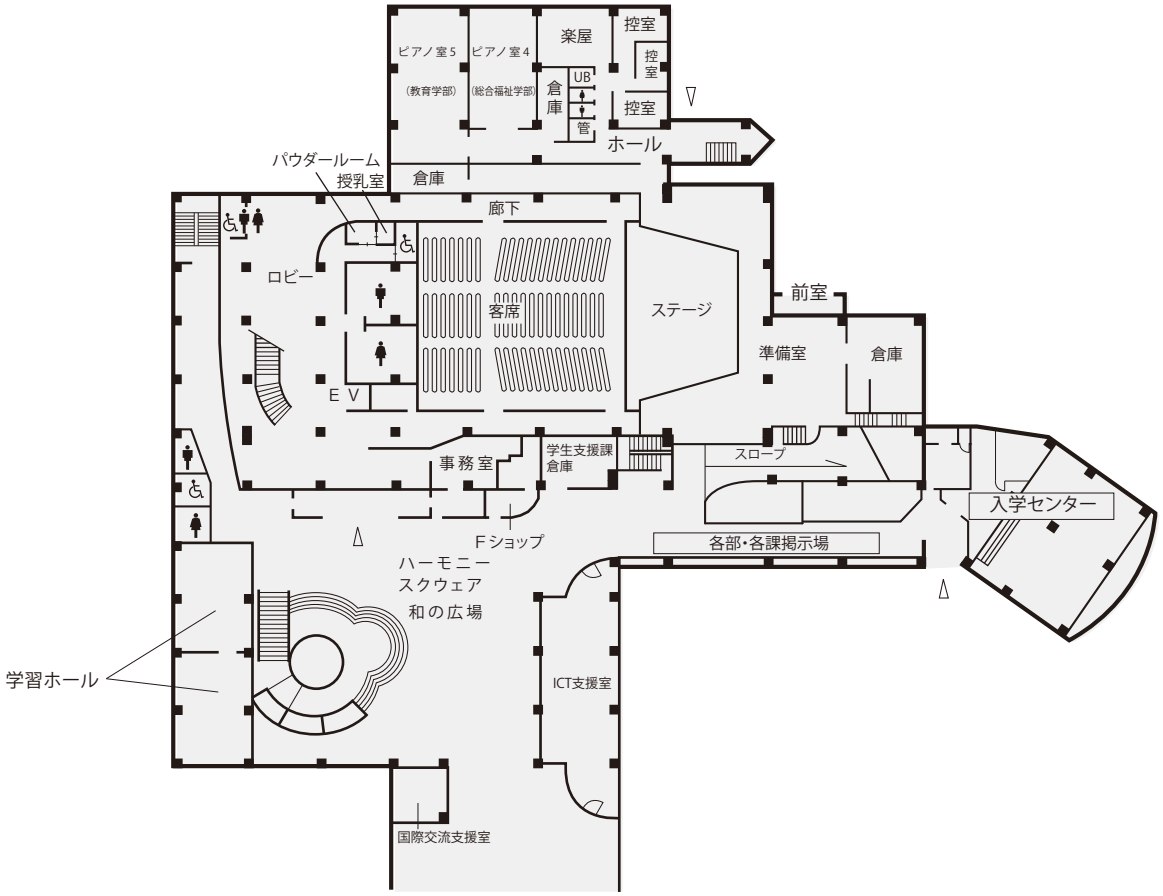


3　階



音　楽　堂(けやきホール)

地下１階

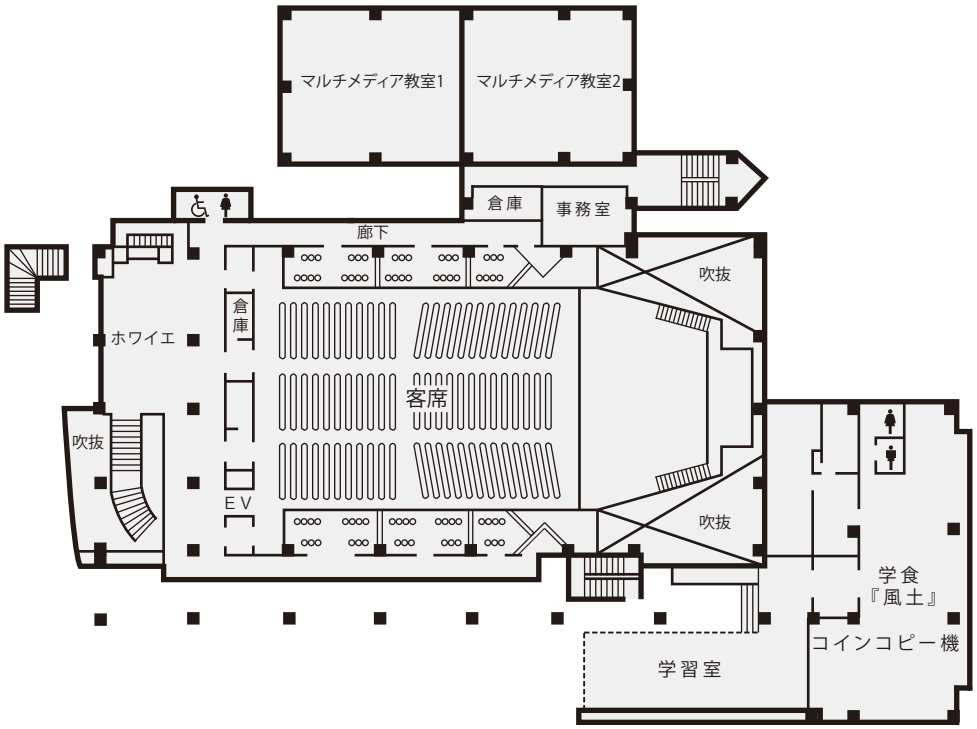


地下２階

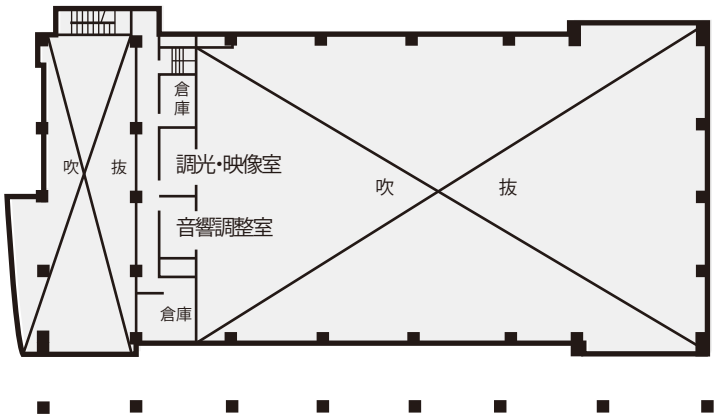


音　楽　堂(けやきホール)

1　階

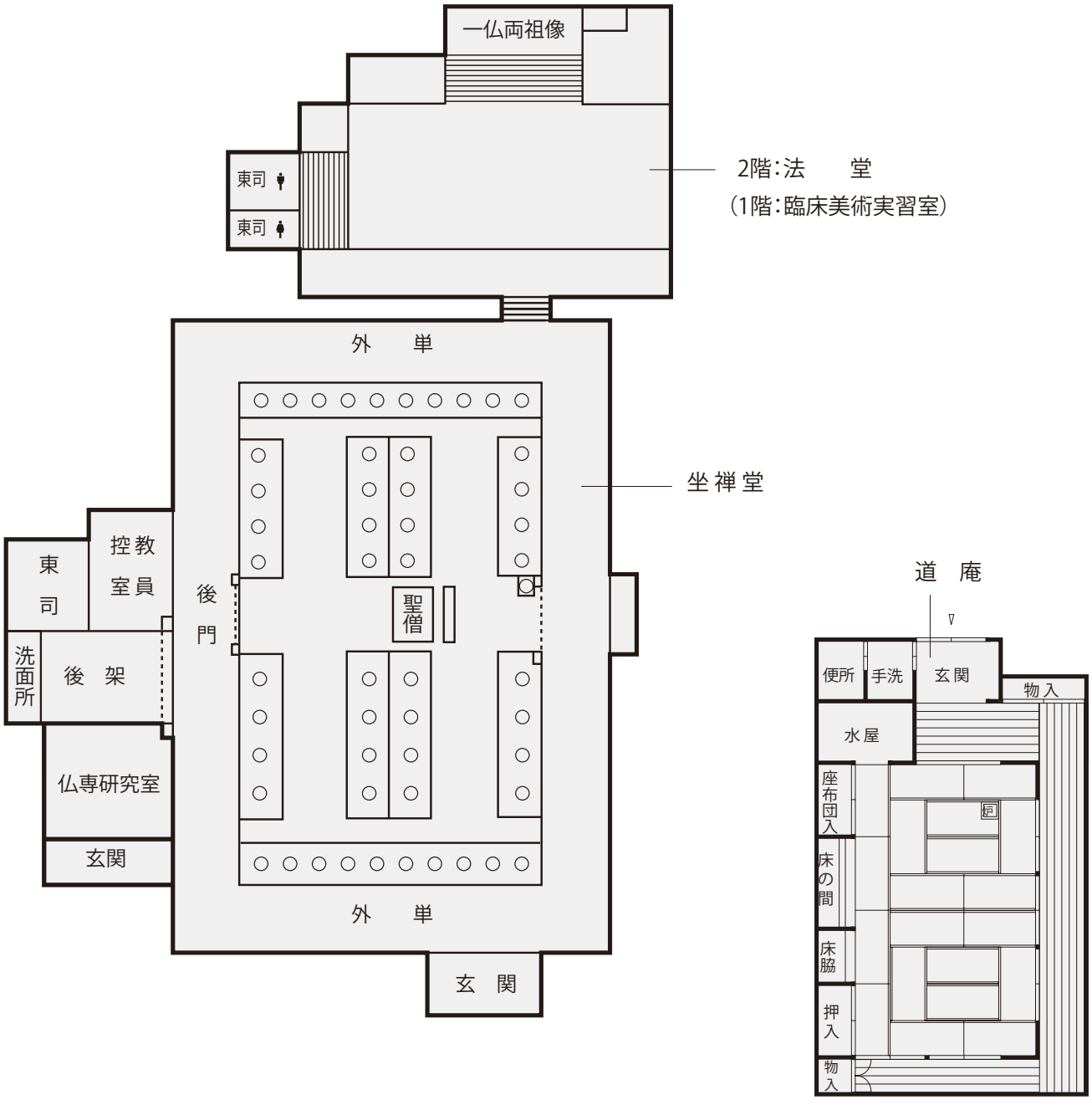


2　階

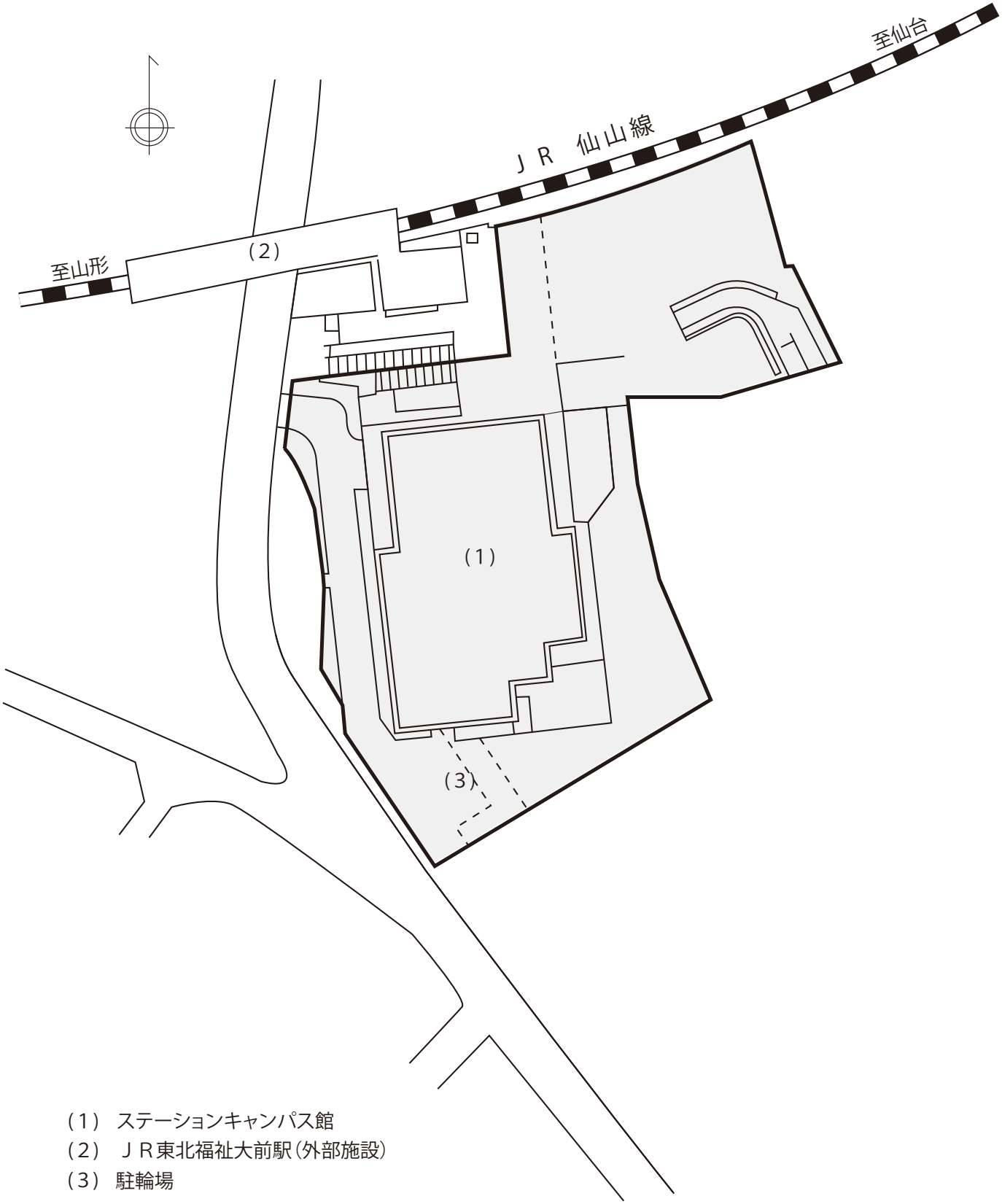


特　別　教　室

（坐禅堂・法堂・道庵）

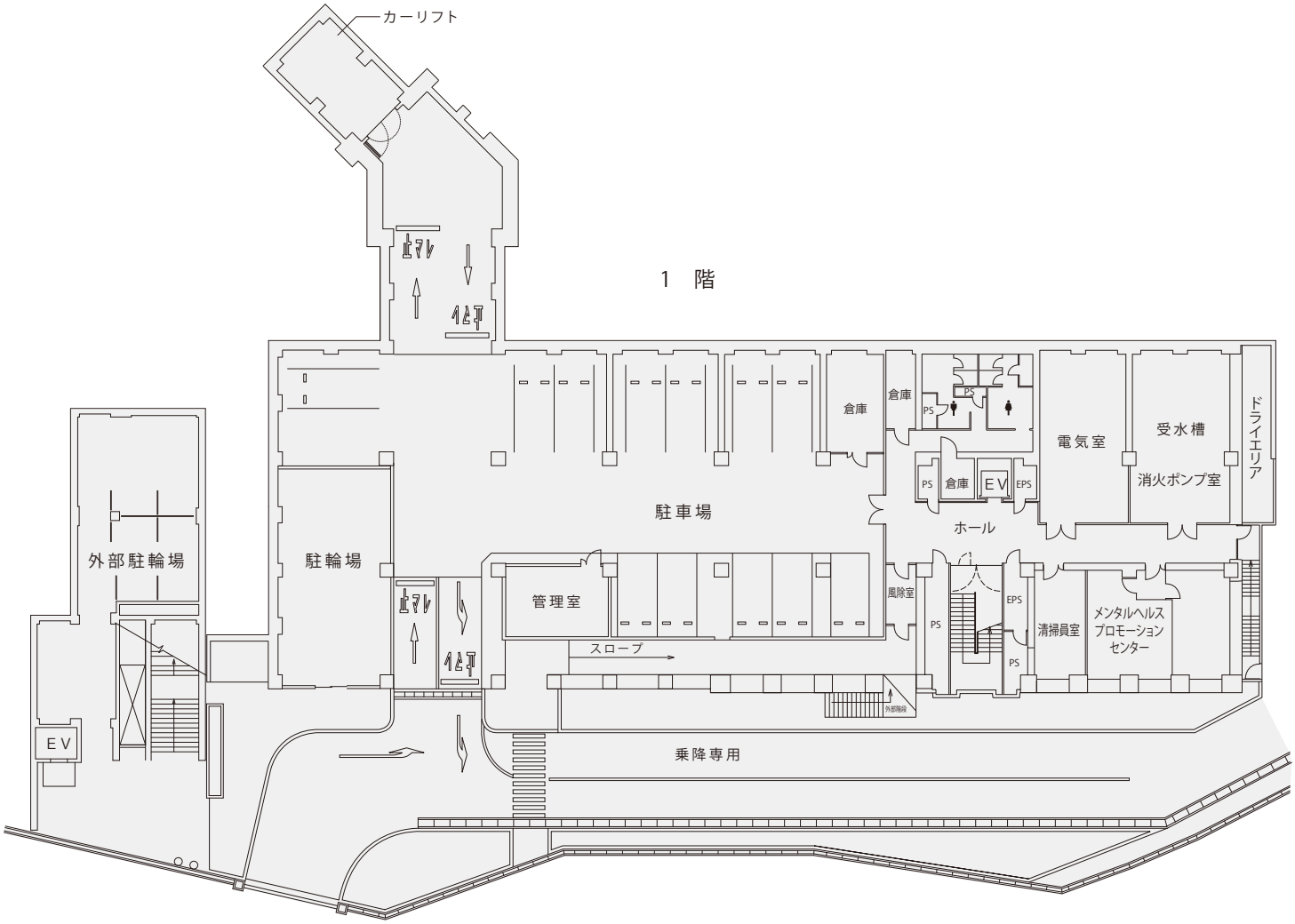


2 ステーションキャンパス （本校地より西方約５５０m）



（1） ステーションキャンパス館
（2） ＪＲ東北福祉大前駅（外部施設）
（3） 駐輪場

ステーションキャンパス館(ステーションキャンパス)

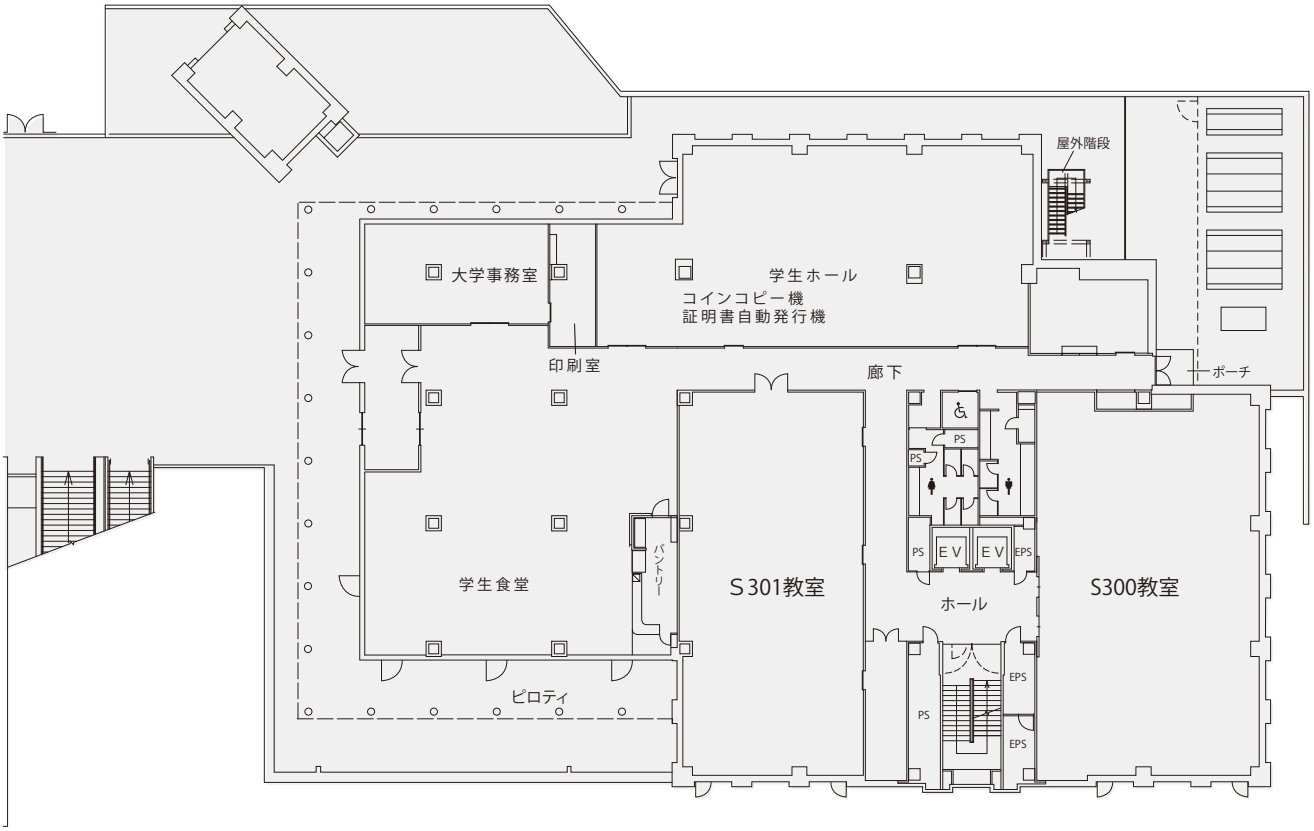


ステーションキャンパス館

2　階

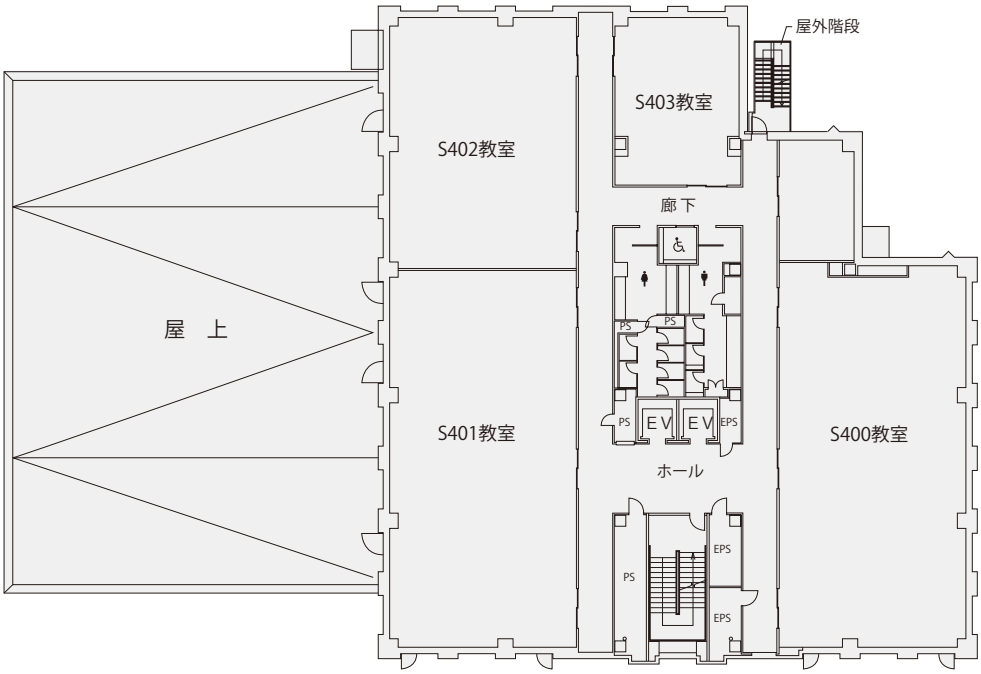


3　階

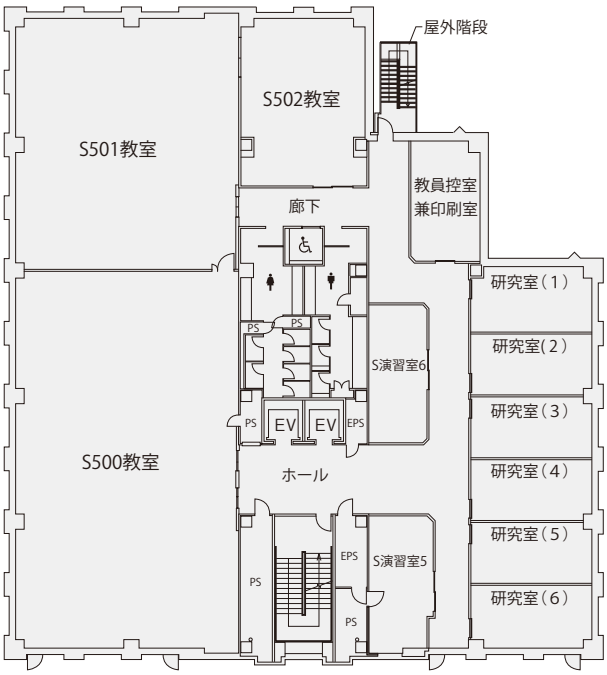


ステーションキャンパス館

4　階

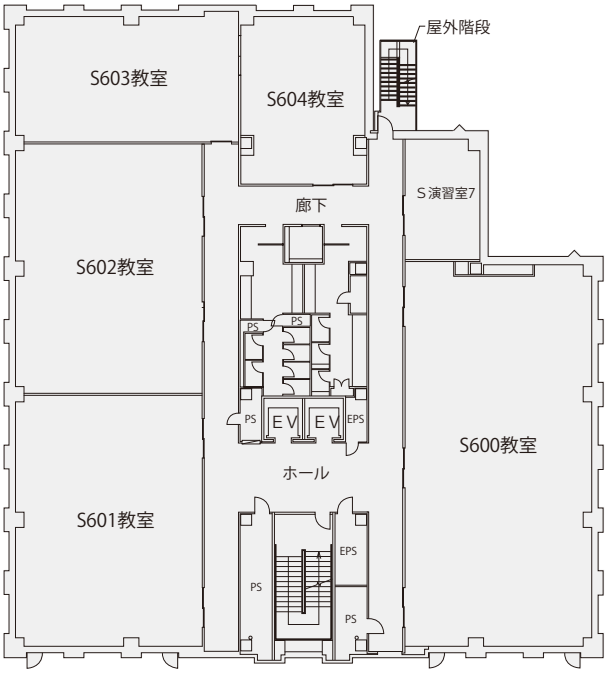


5　階

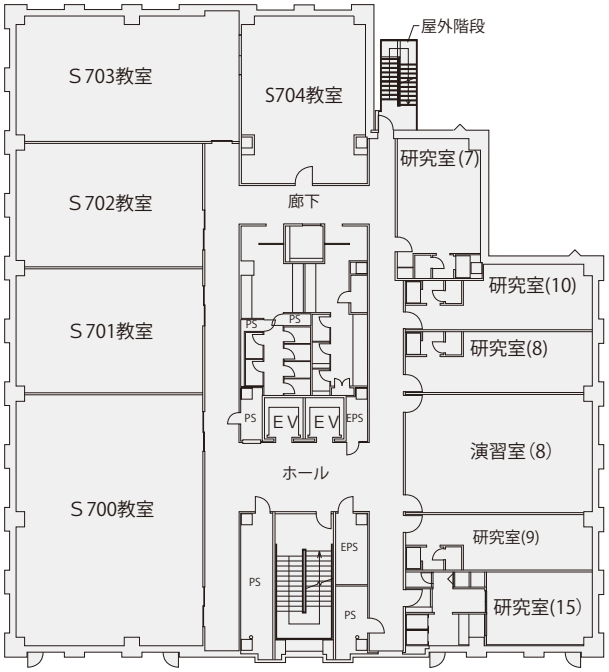


ステーションキャンパス館

6　階

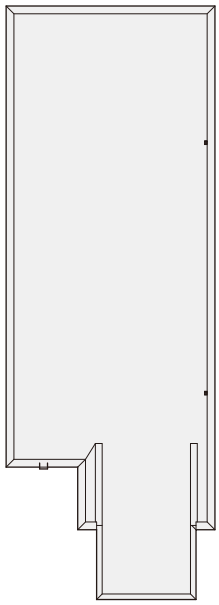


7　階

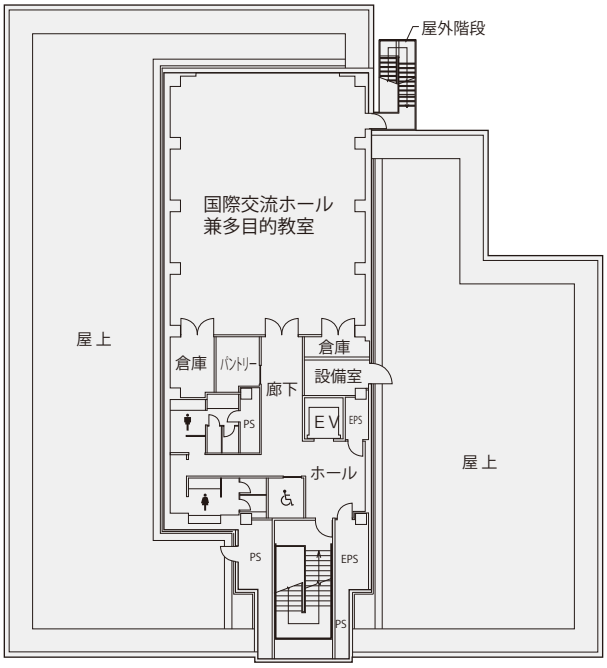


ステーションキャンパス館

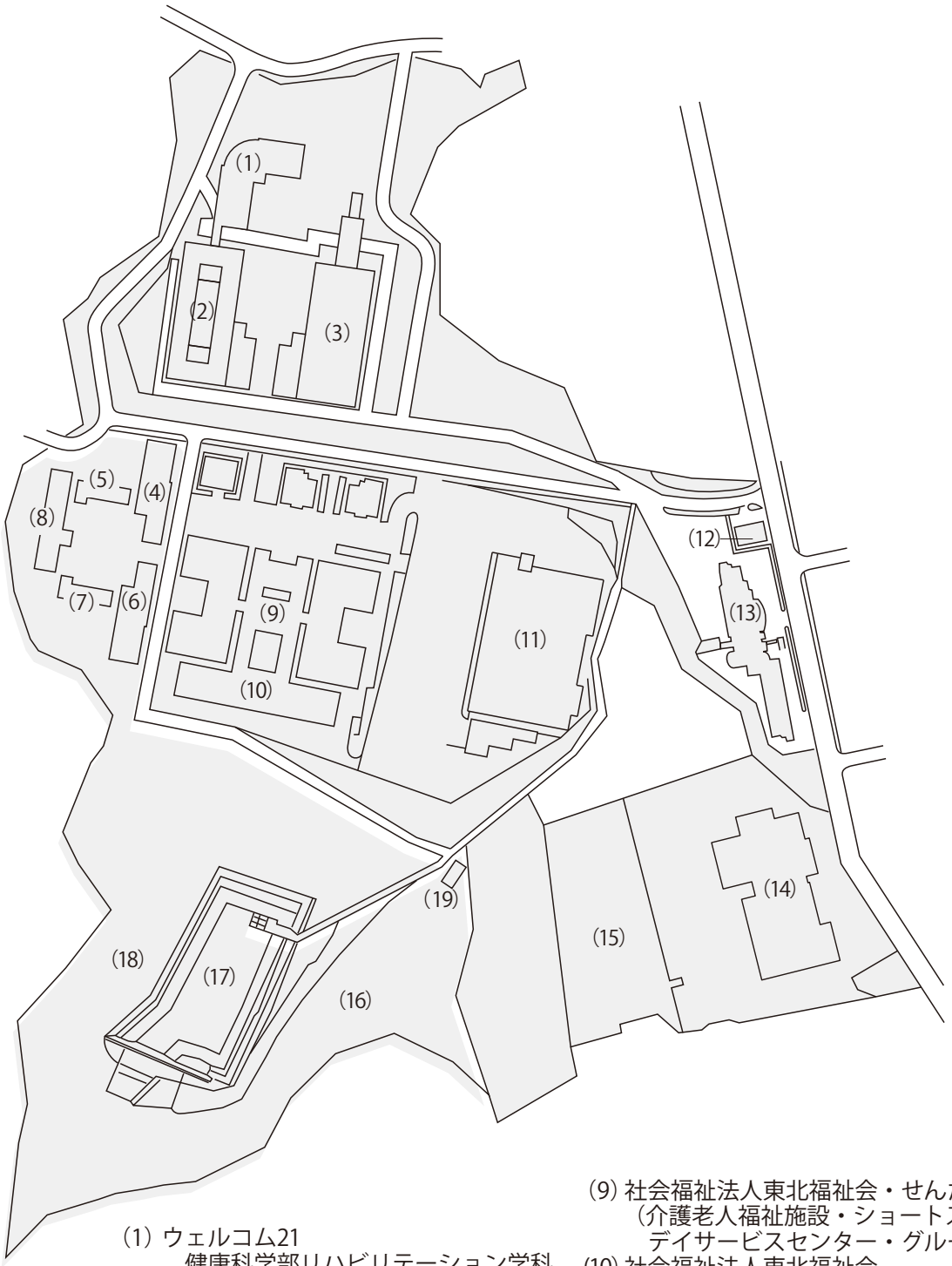
屋　根



8　階



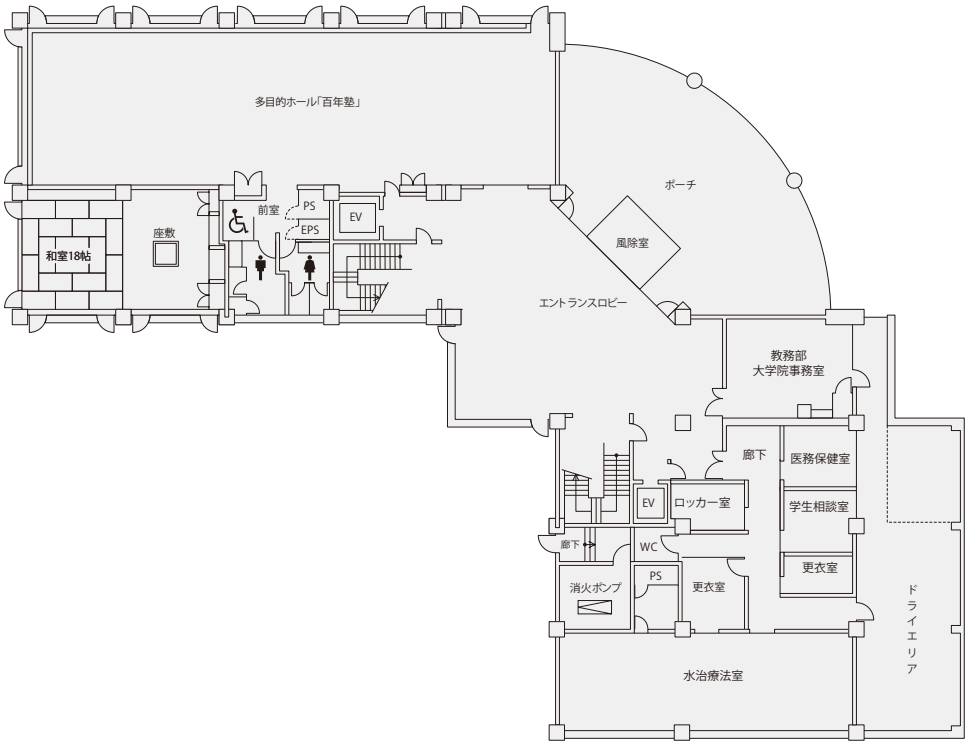
3　国見ケ丘第１キャンパス　（本校地より西方約1000m）



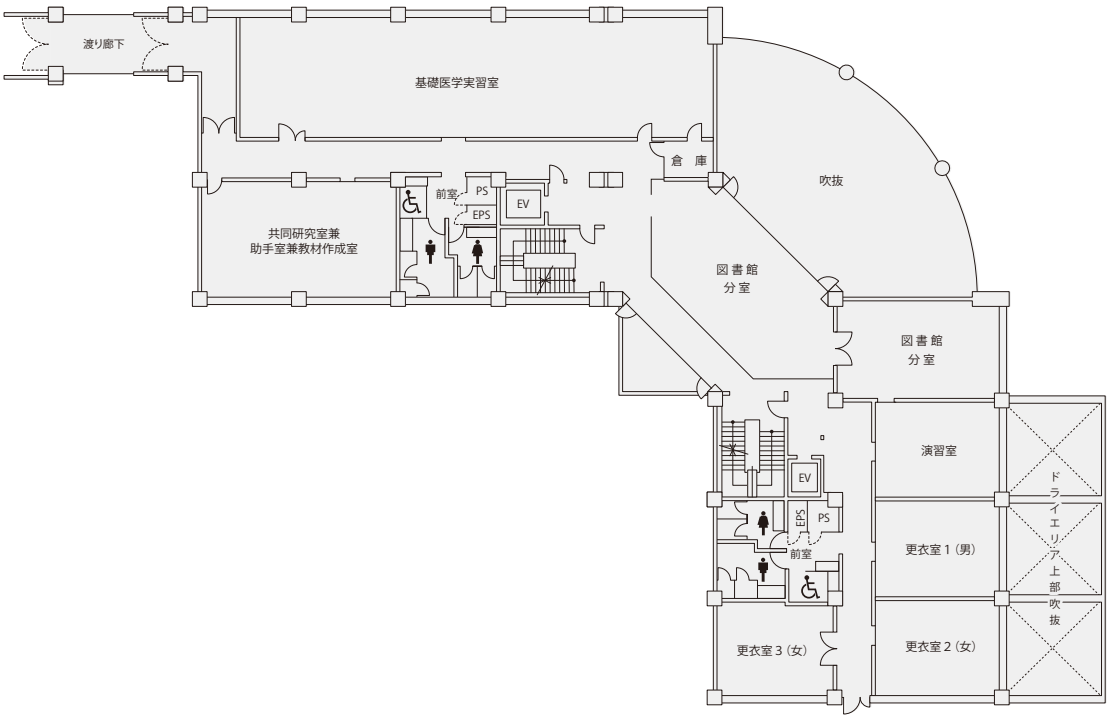
(1) ウェルコム21
　　健康科学部リハビリテーション学科
　　講義室・実習室
　　大学院講義室
(2) 感性福祉研究所
(3) 医療法人社団東北福祉会・
　　せんだんの丘（介護老人保健施設）
(4) 東北福祉大学実学教育寮（本館）
　　特別支援教育研究室
(5) 東北福祉大学実学教育寮（南館）
(6) 東北福祉大学実学教育寮（西館）
(7) 東北福祉大学実学教育寮（北館）
(8) 東北福祉大学実学教育寮（東館）
(9) 社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里
　　（介護老人福祉施設・ショートスティ・
　　デイサービスセンター・グループホーム）
(10) 社会福祉法人東北福祉会
　　認知症介護研究・研修仙台センター
(11) 全天候型体育館
　　（トレーニングセンター・武道場「武徳館」）
(12) スロヴェニア記念館
(13) 雄翔館
　　せんだんの丘ぷらす(介護予防通所介護事業所)
(14) 東北福祉大学せんだんホスピタル
(15) ゴルフ練習場
(16) 自然緑地　(17) 調整池　(18) 自然緑地
(19) 生ゴミ処理場

ウェルコム21（国見ケ丘第１キャンパス）

1　階

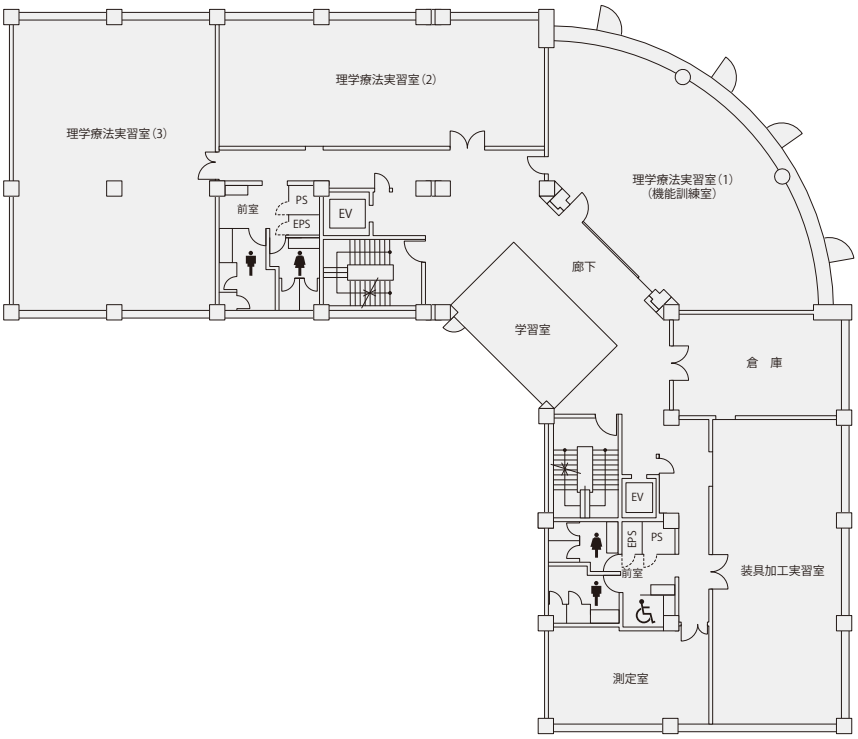


2　階

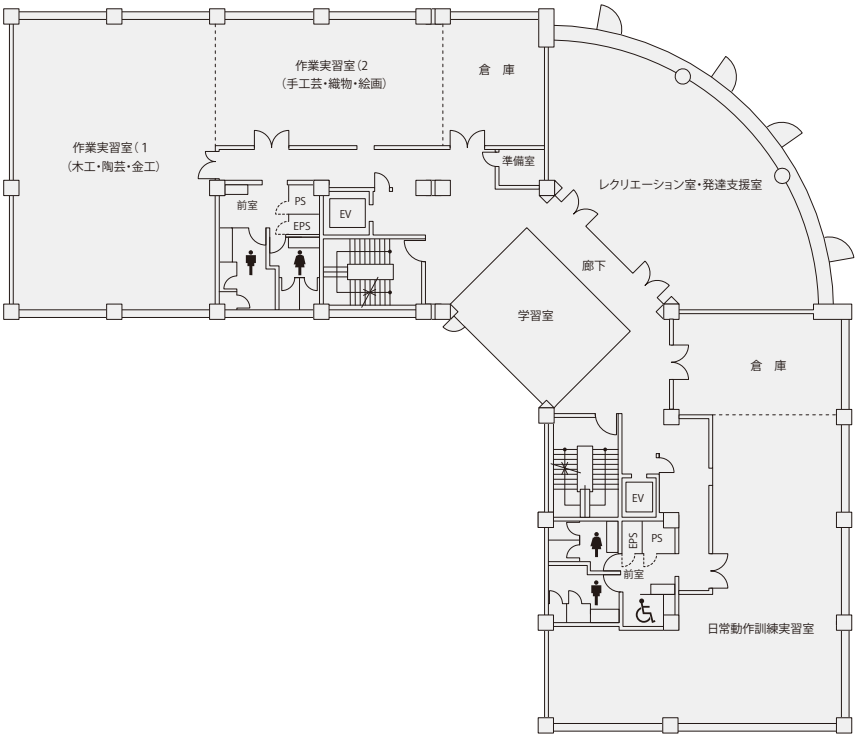


ウェルコム21

3　階

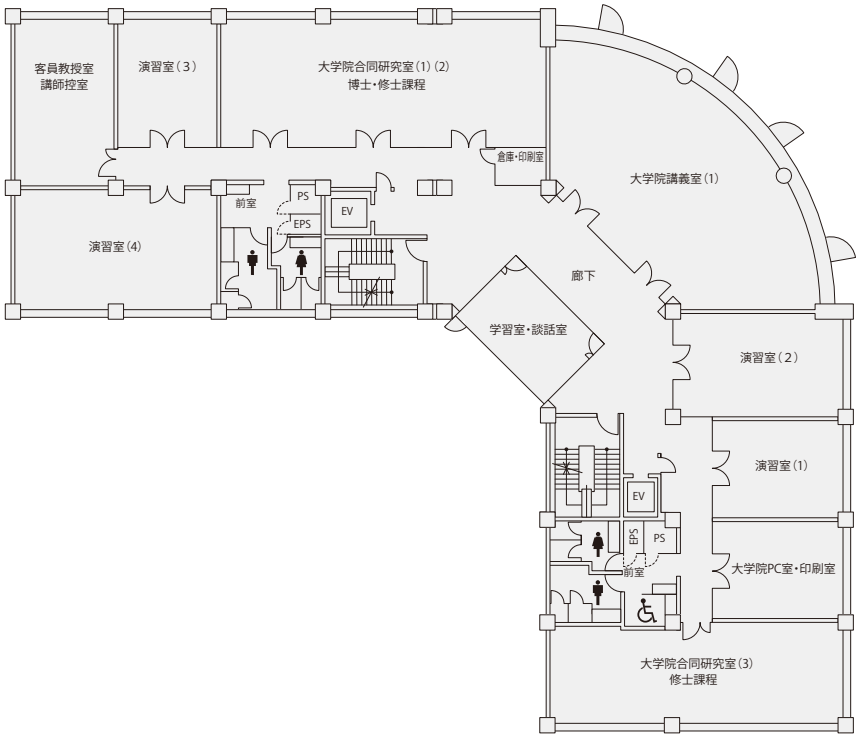


4　階

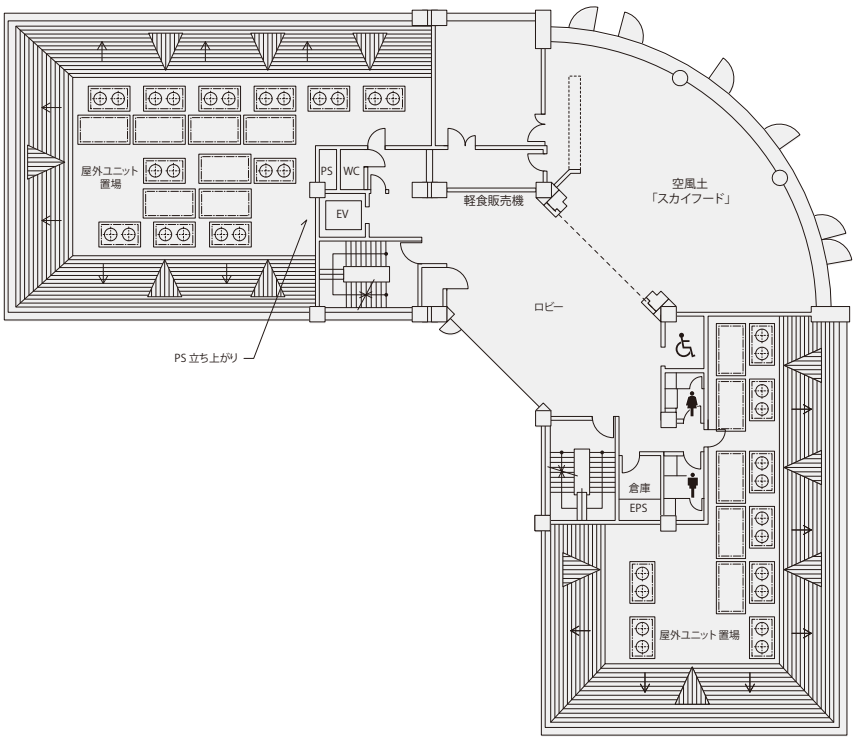


ウェルコム21

5　階

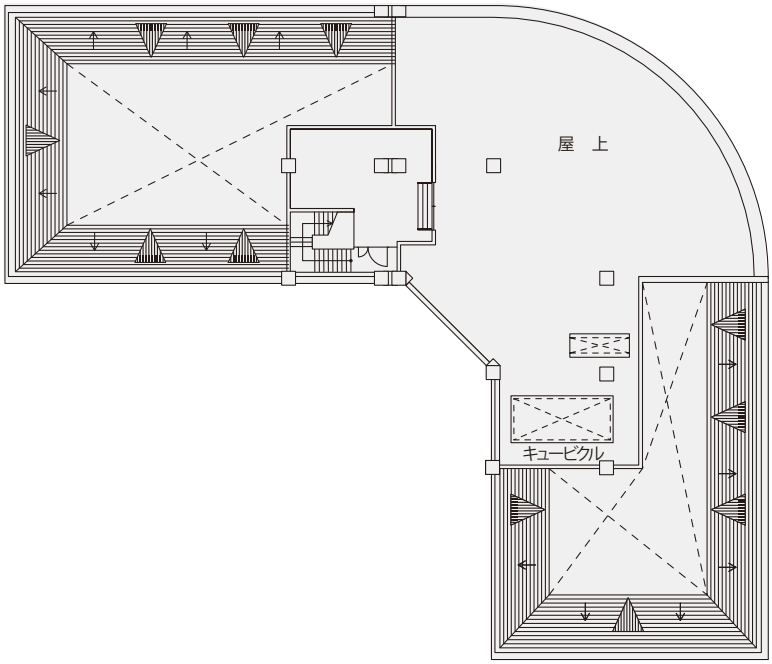


6　階



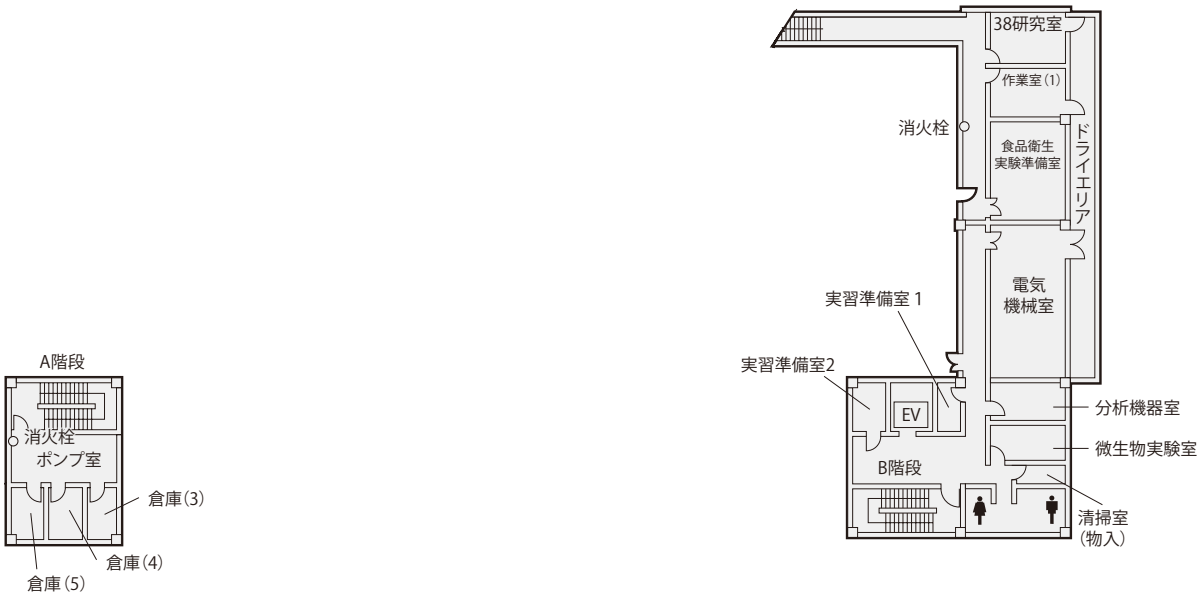
ウェルコム21

PH 階

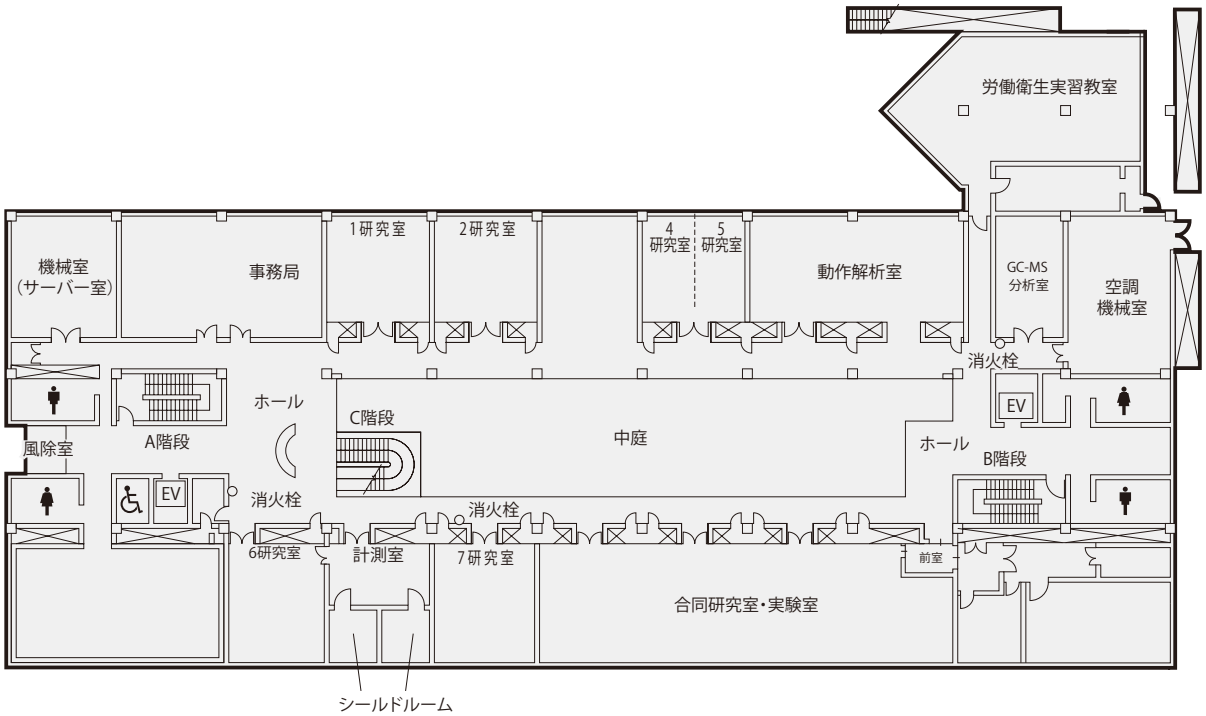


感性福祉研究所（国見ケ丘第１キャンパス）

地　階

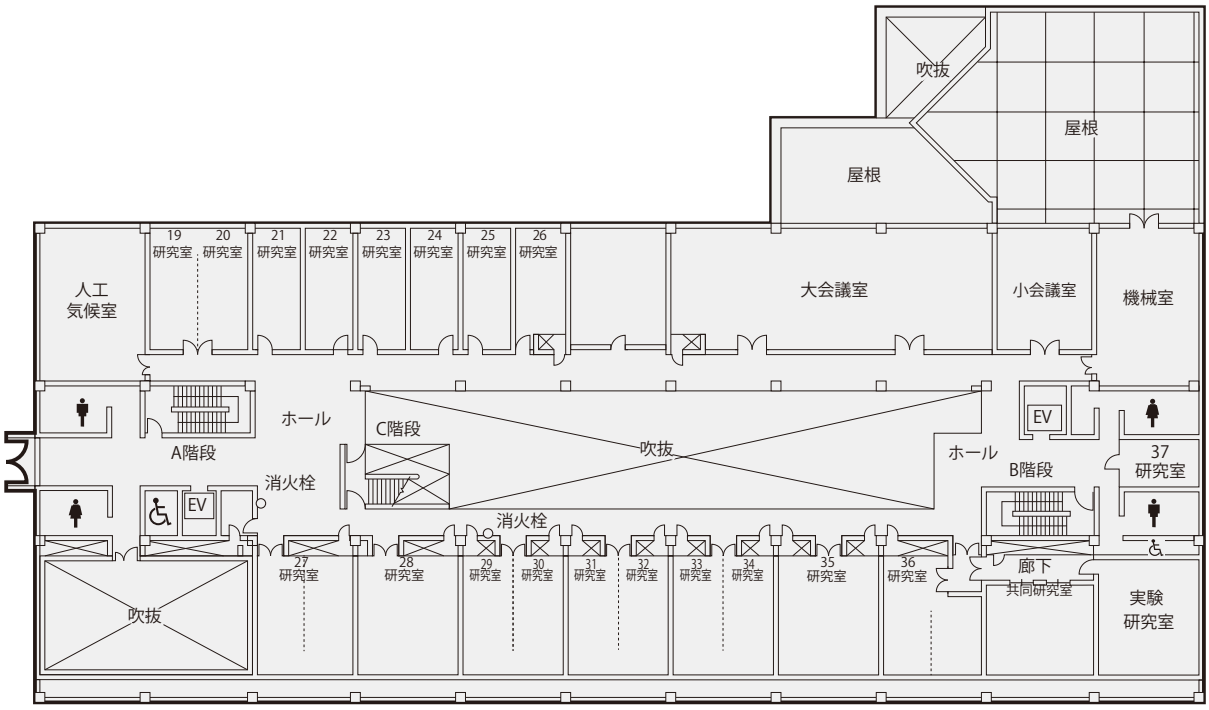


1　階

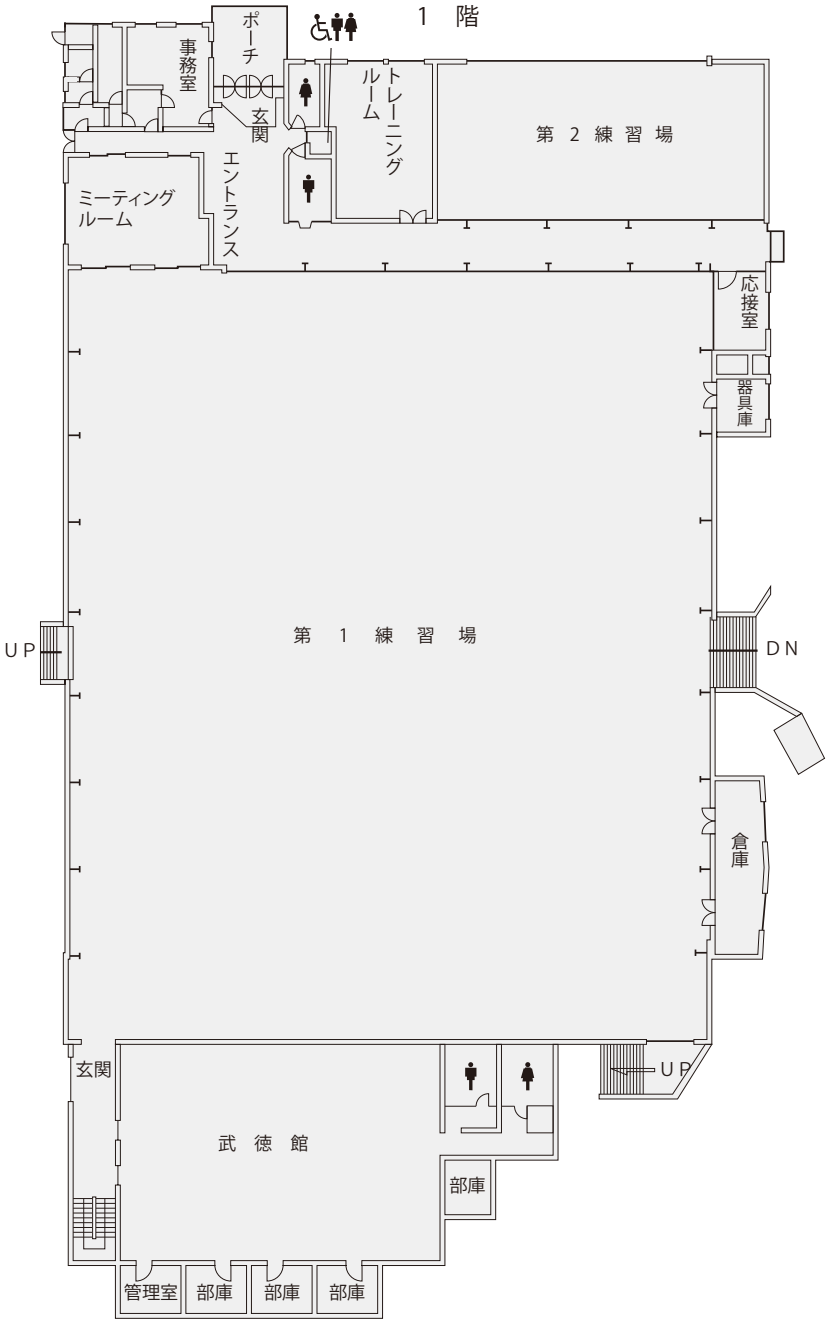


感性福祉研究所

2　階

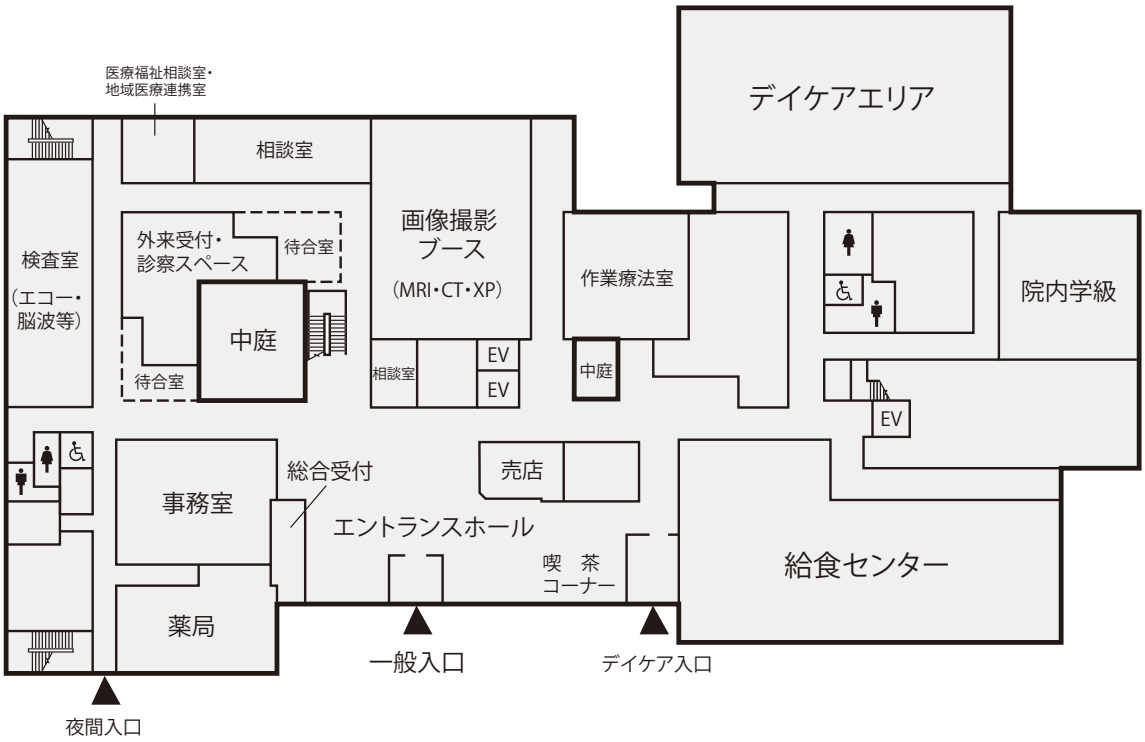

吹抜
屋根
屋根
19 研究室
20 研究室
21 研究室
22 研究室
23 研究室
24 研究室
25 研究室
26 研究室
人工
気候室
大会議室
小会議室
機械室
ホール
A階段
C階段
吹抜
ホール
B階段
EV
37
研究室
消火栓
EV
消火栓
27 研究室
28 研究室
29 研究室
30 研究室
31 研究室
32 研究室
33 研究室
34 研究室
35 研究室
36 研究室
廊下
共同研究室
実験
研究室
吹抜

全天候型体育館（国見ケ丘第１キャンパス）
（トレーニングセンター）

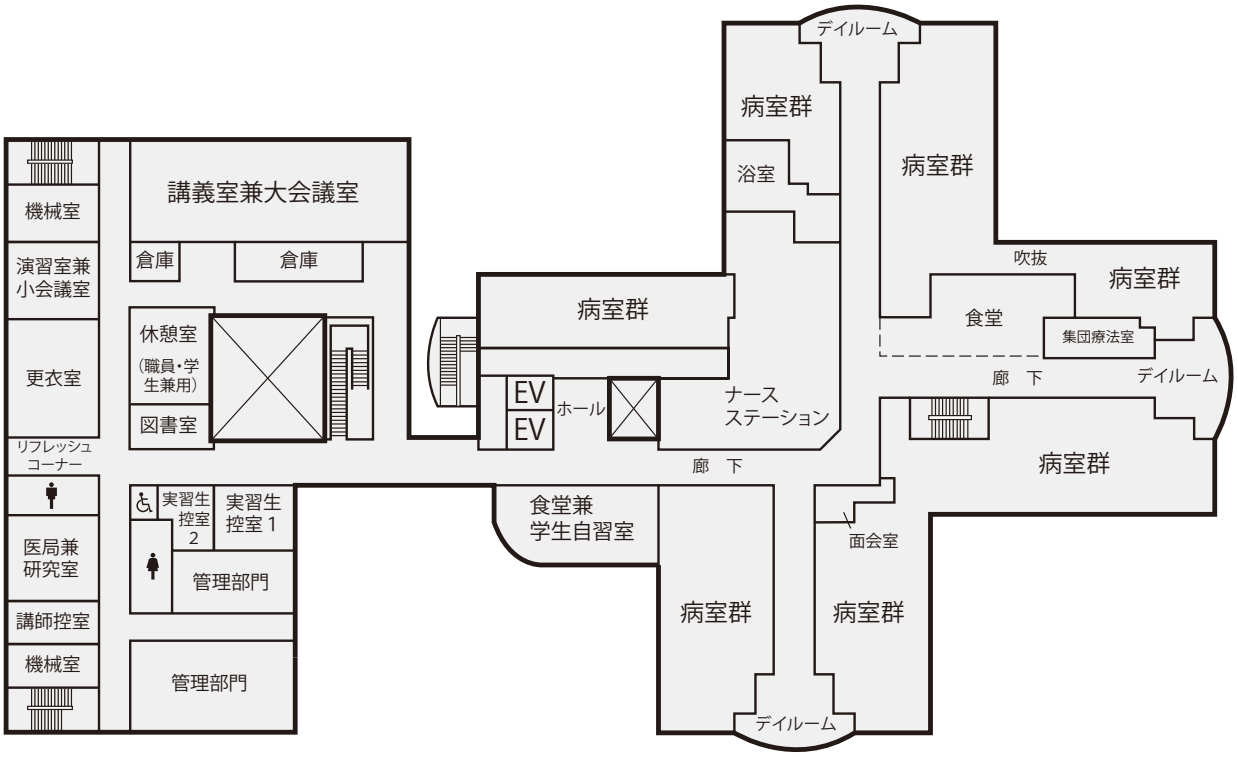


せんだんホスピタル(国見ケ丘第１キャンパス)

1 階(総合受付・外来診療・リハビリエリア)

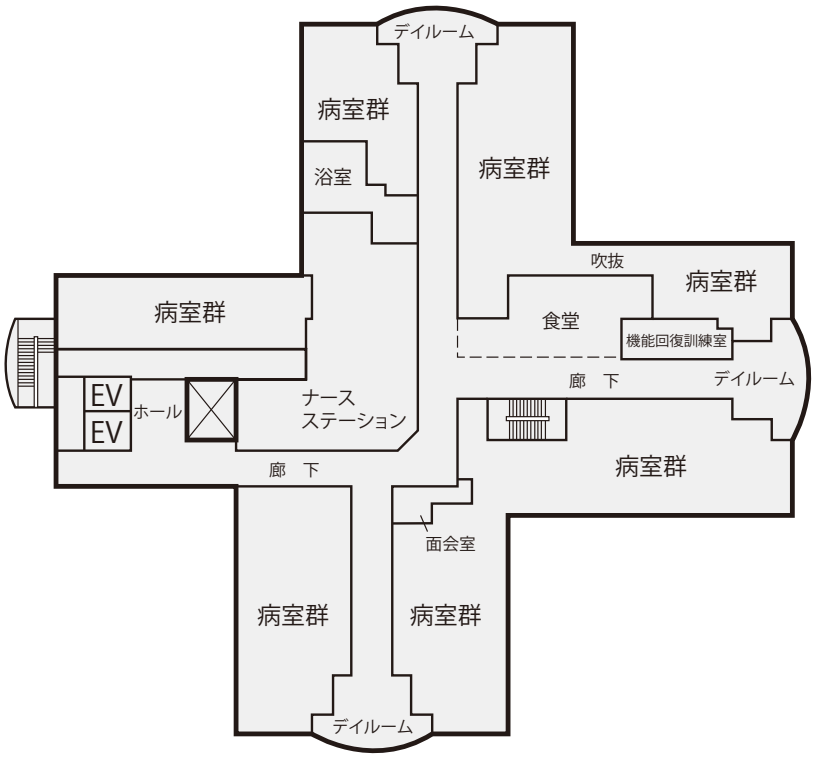


2 階(講義室・管理室・病室)

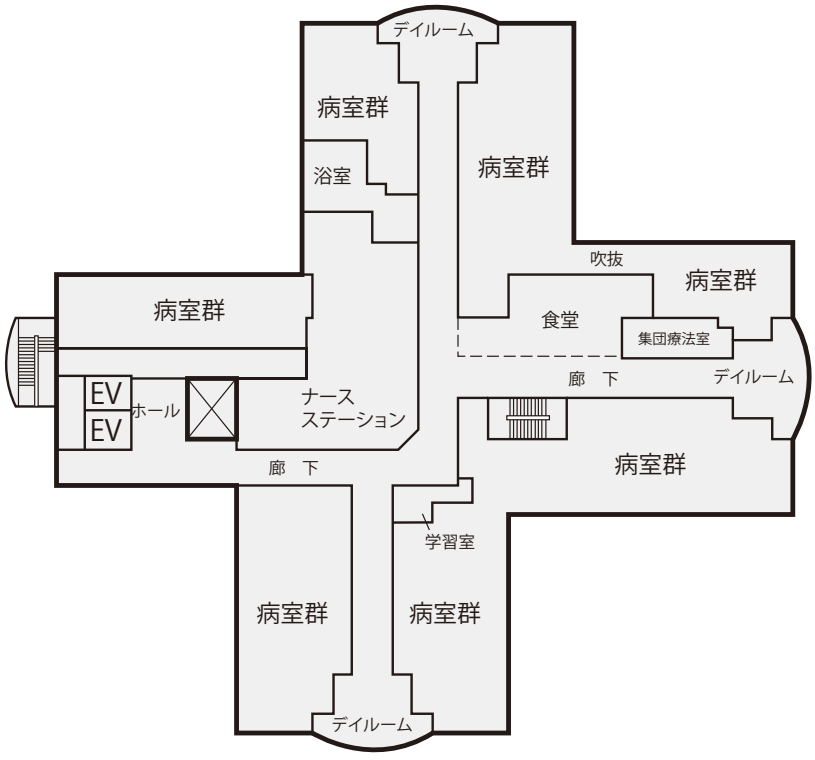


せんだんホスピタル

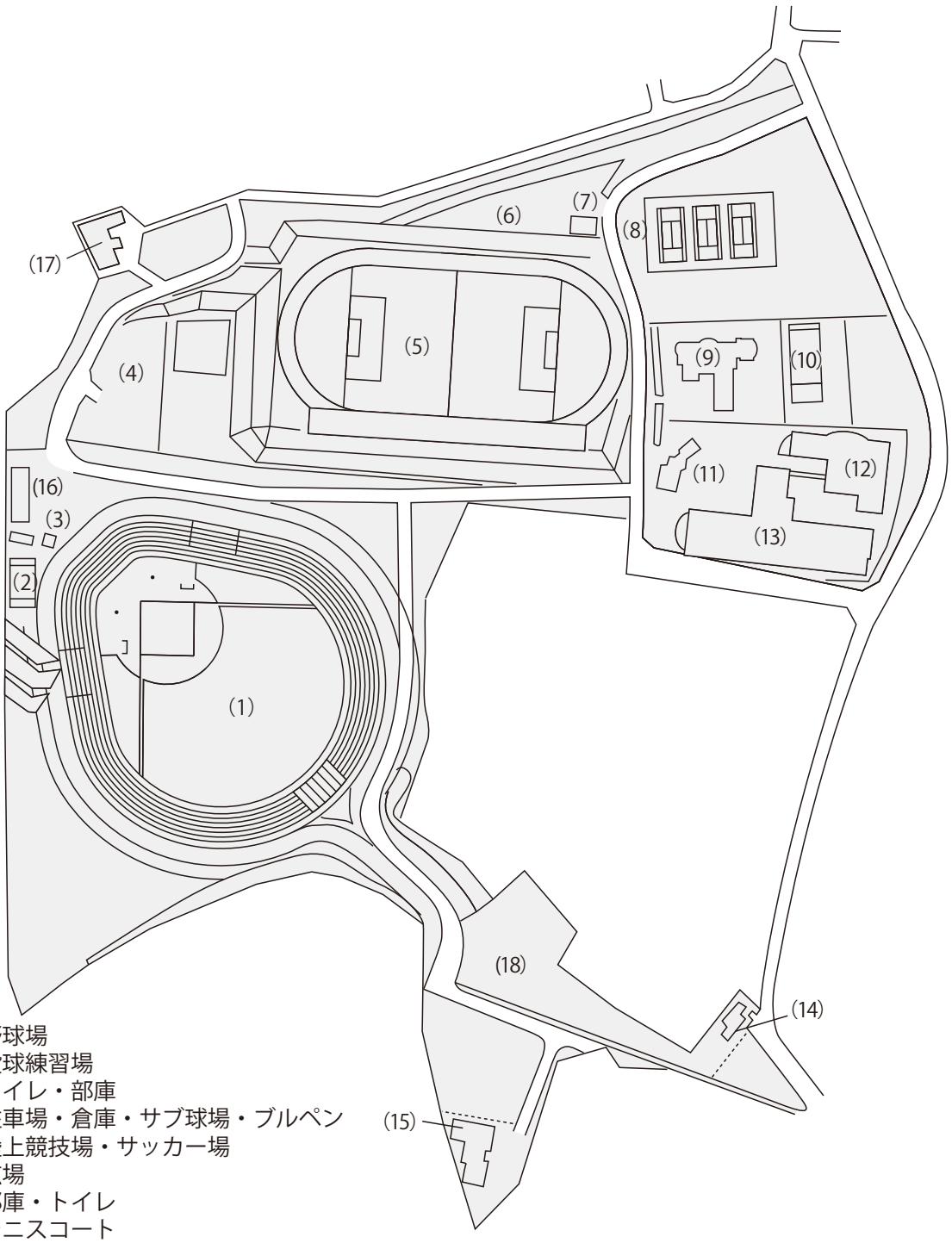
3 階（病棟）



4 階（病棟）

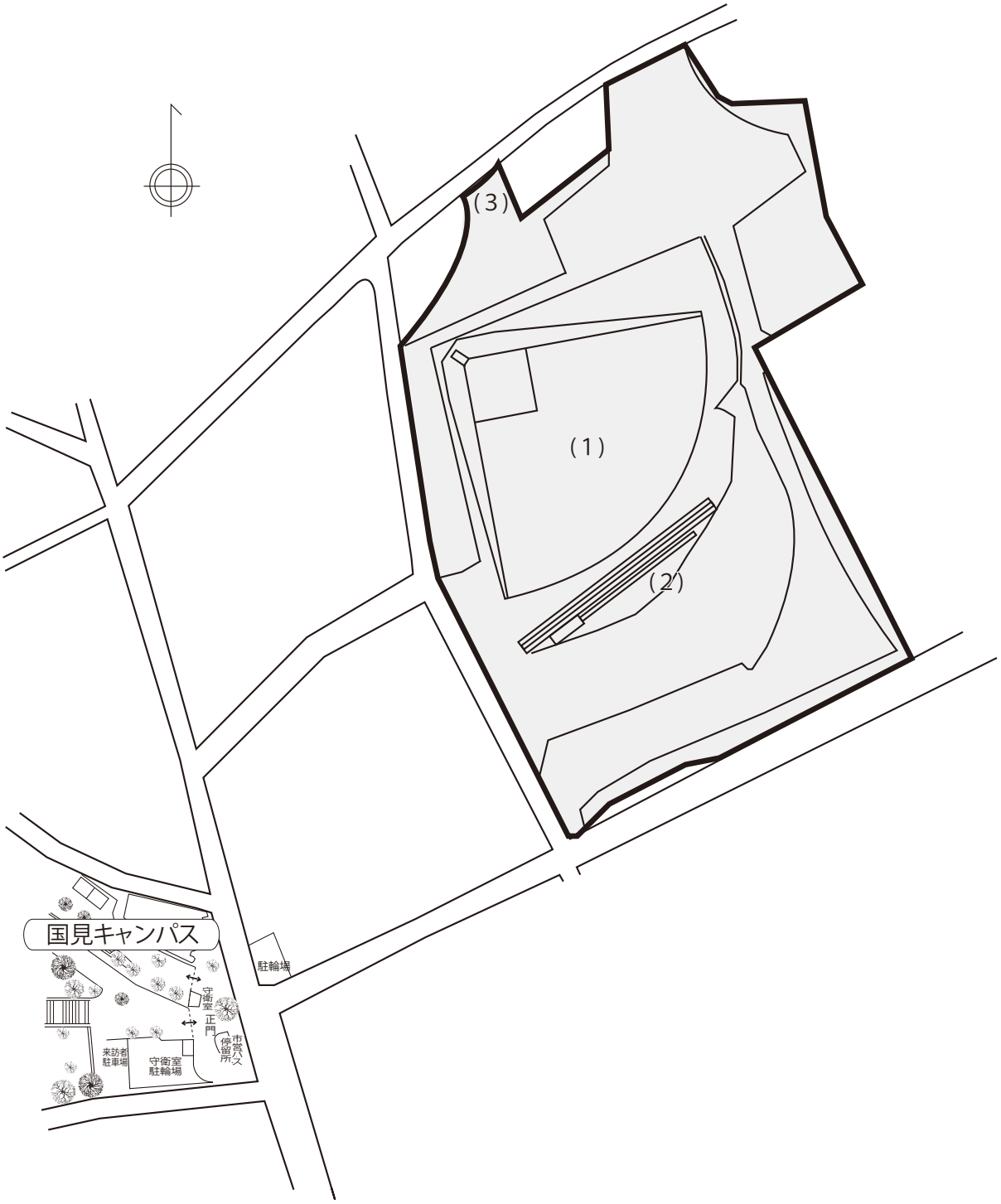


4　国見ケ丘第２キャンパス　（総合運動場・本校地より西方約１５００ｍ）



(1)　野球場
(2)　投球練習場
(3)　トイレ・部庫
(4)　駐車場・倉庫・サブ球場・ブルペン
(5)　陸上競技場・サッカー場
(6)　広場
(7)　部庫・トイレ
(8)　テニスコート
(9)　社会福祉法人東北福祉会・国見ケ丘せんだんの杜保育園
(10)　弓道場
(11)　社会福祉法人東北福祉会・国見ケ丘せんだんの杜保育園分園
(12)　社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜・ケアハウス「フェリコ館」
(13)　社会福祉法人東北福祉会・せんだんの杜「リベラ荘」
　　（介護老人保健施設・在宅介護支援センター・ショートスティ・デイサービスセンター）
(14)　社会福祉法人東北福祉会・せんだんの家（児童生活自立援助ホーム）
(15)　社会福祉法人東北福祉会・せんだんの里（グループホーム・デイサービスセンター）
(16)　トレーニングルーム
(17)　中山寮
(18)　パークゴルフ場

5　北山キャンパス（本校地より東方約１００m）

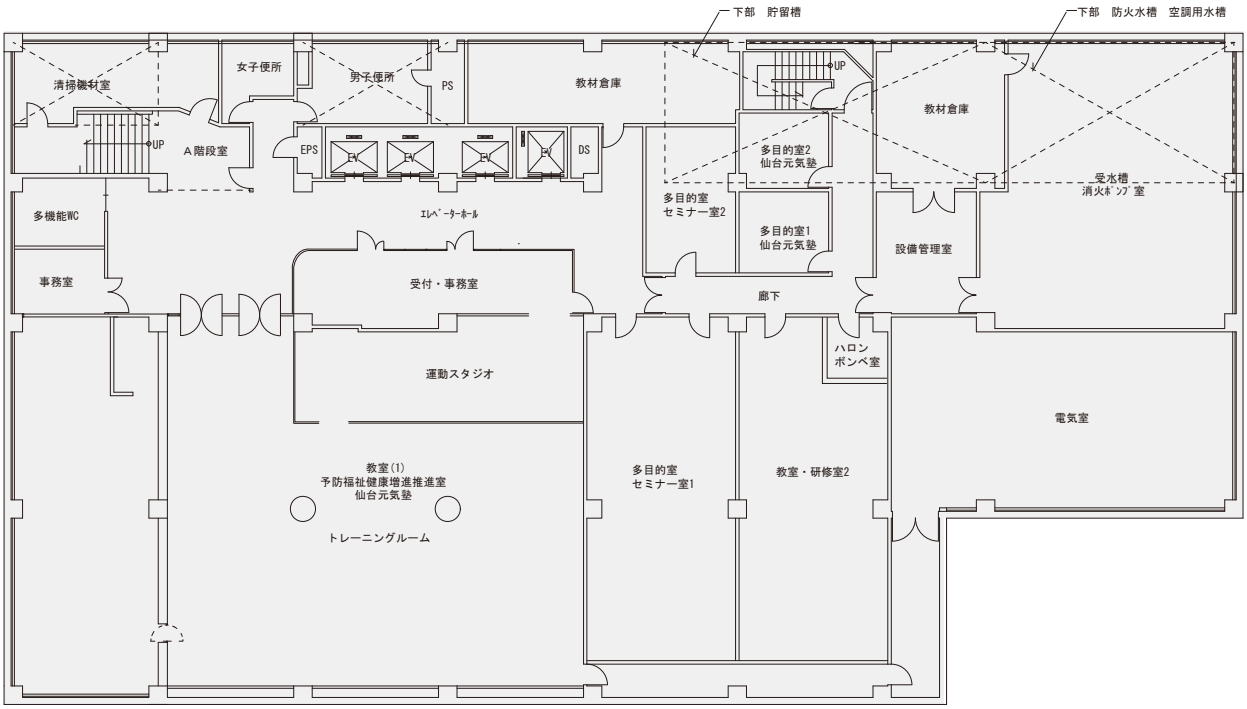


（1） ソフトボール場
（2） 跳躍ピットゾーン
（3） 部室

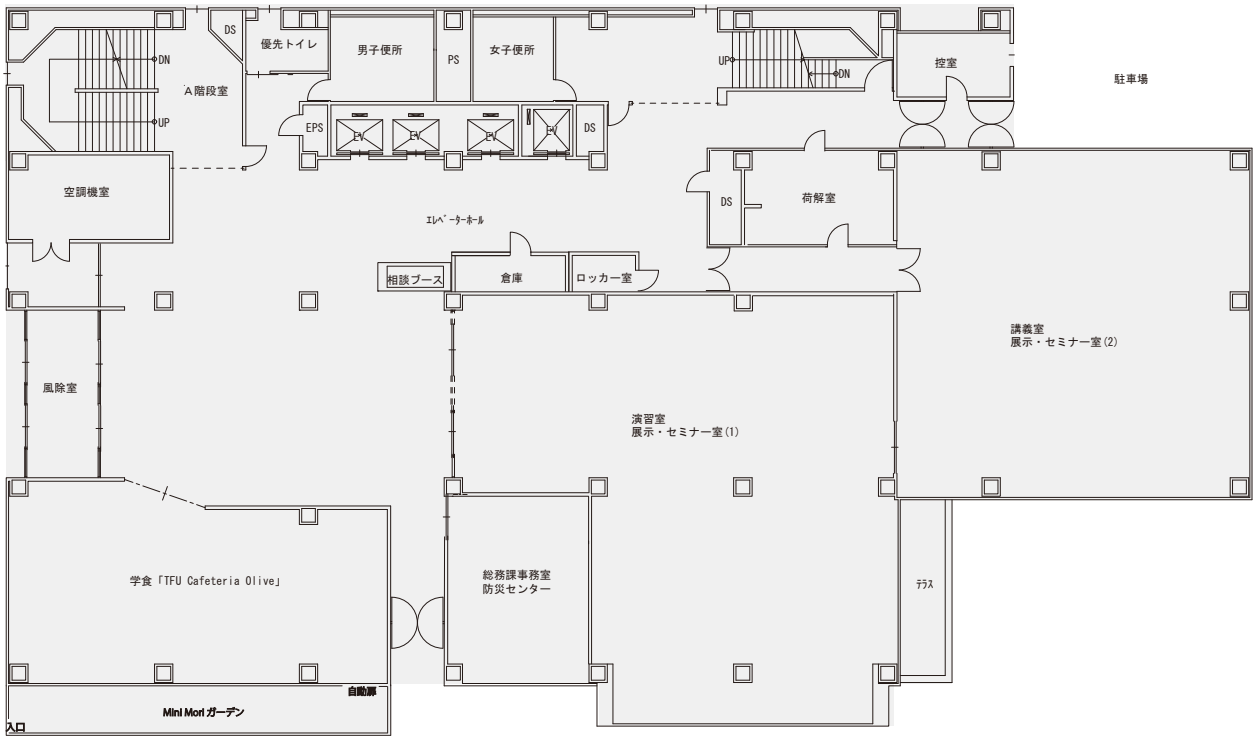
6 仙台駅東口キャンパス

仙台駅東口キャンパス館

地　階

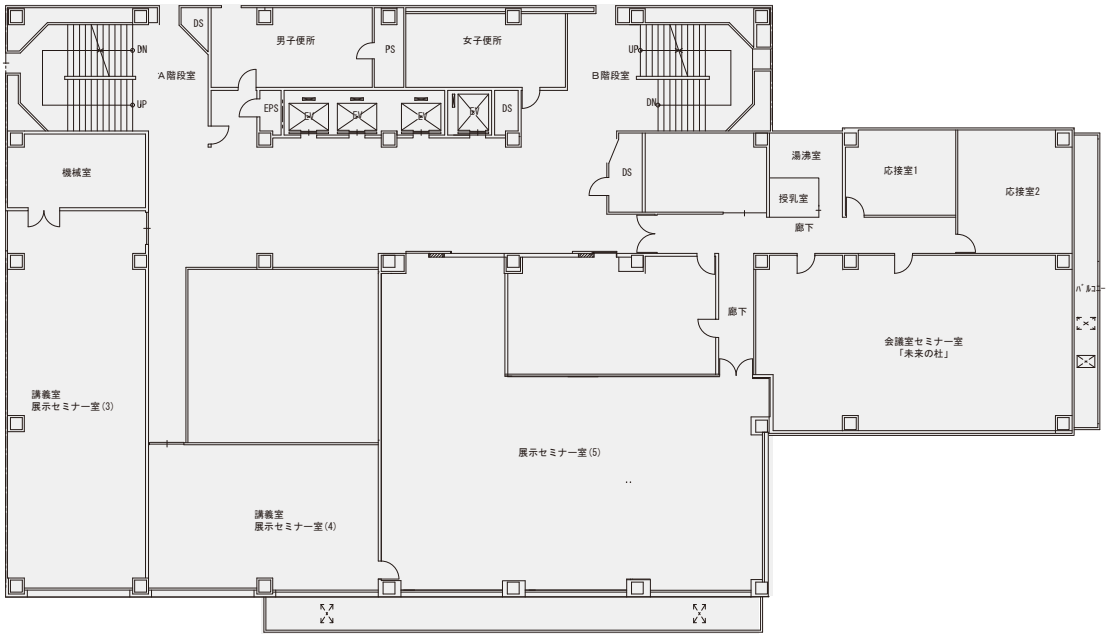


1　階

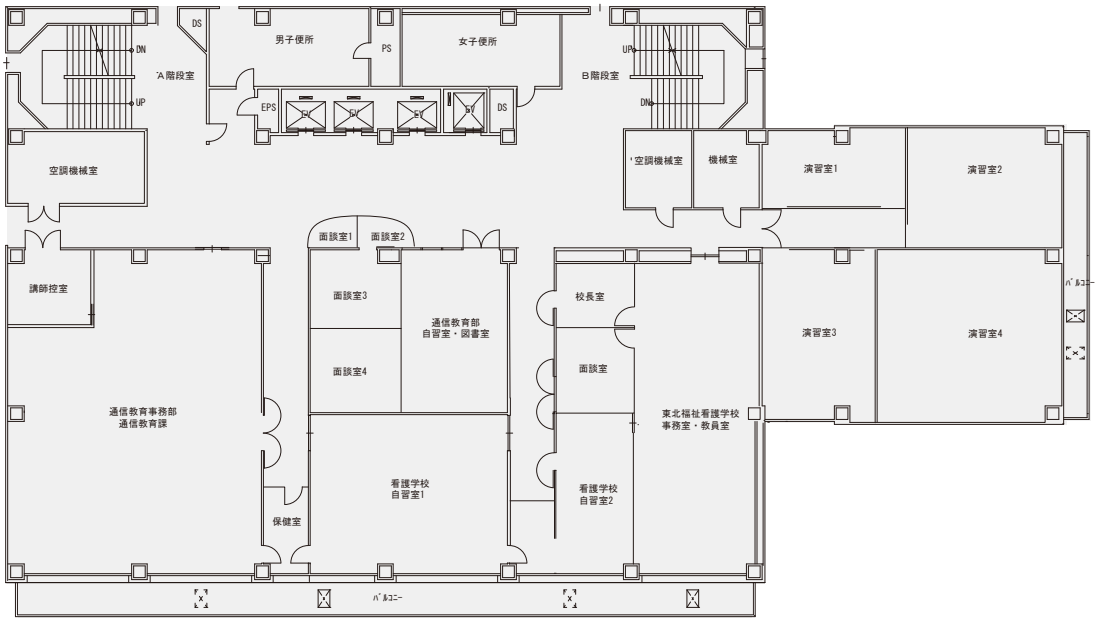


仙台駅東口キャンパス館

2　階

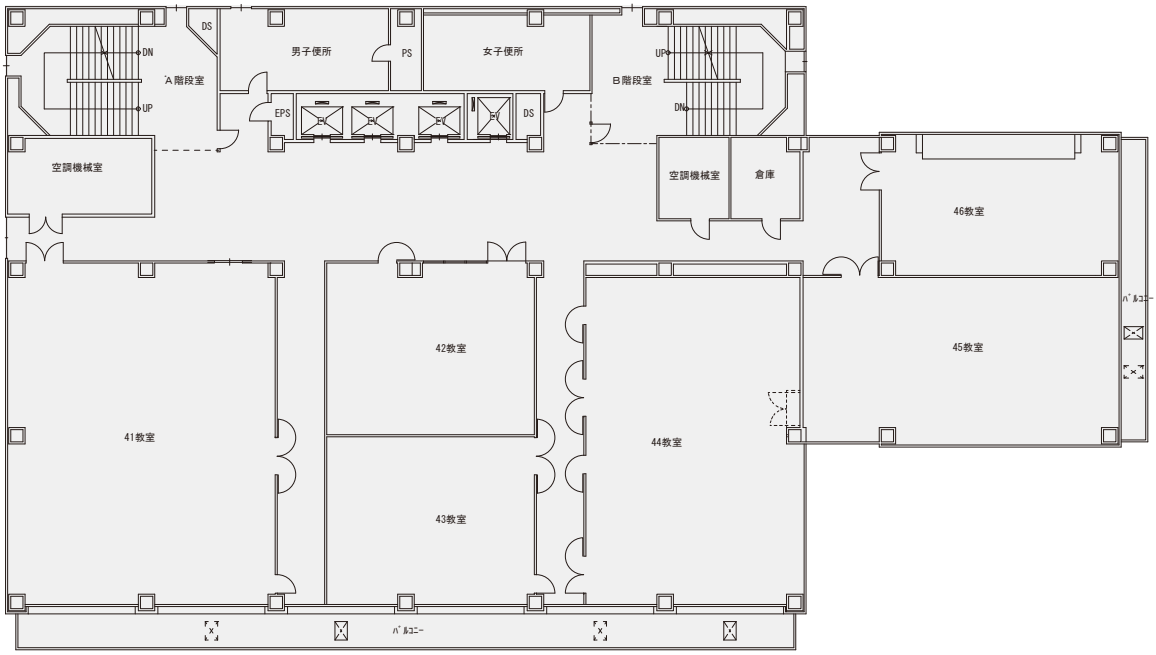


3　階

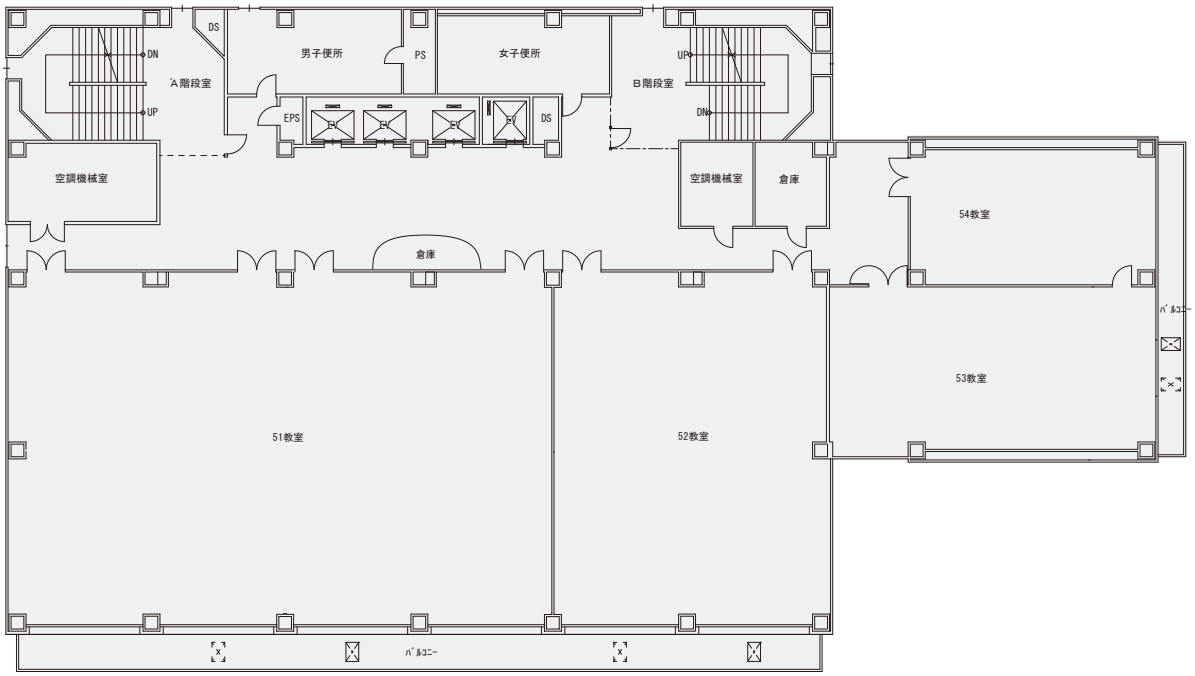


仙台駅東口キャンパス館

4　階

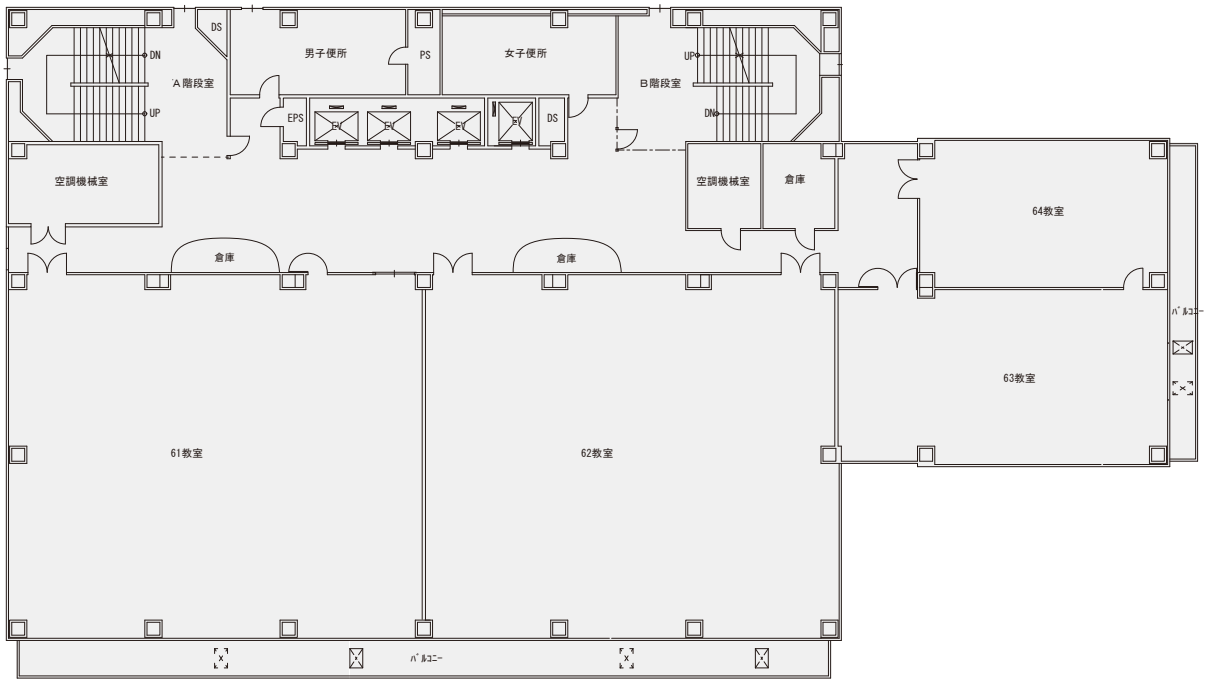


5　階

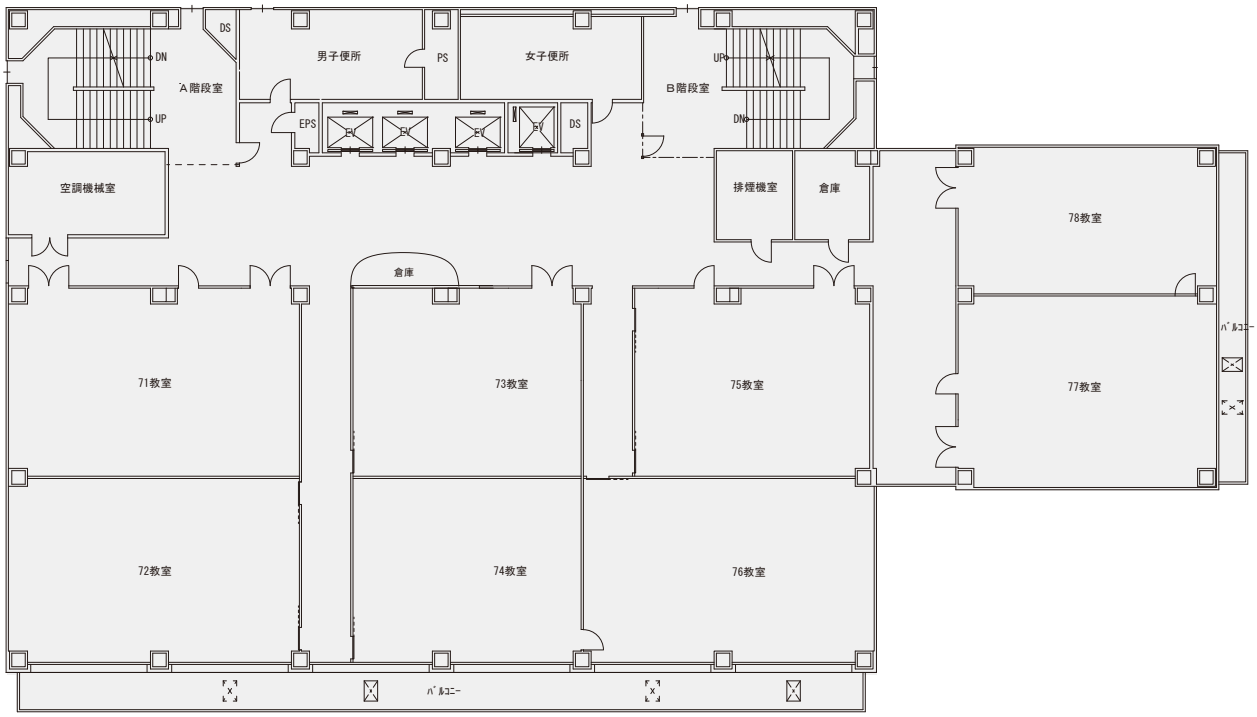


仙台駅東口キャンパス館

6　階



7　階



東北福祉大学大学院

〒989-3201 仙台市青葉区国見ヶ丘6-149-1（国見ヶ丘第1キャンパス）
TEL 022-727-2288
6-149-1, Kunimigaoka, Aoba-ku, Sendai-City, 989-3201 Japan
URL https://www.tfu.ac.jp
E-mail : graduate@tfu.ac.jp